

四街道市地域防災計画

資料集

令和5年度修正

四街道市防災会議

目次

1. 条例、要綱

資料1-1	四街道市防災会議条例	1-1
資料1-2	四街道市防災会議運営要領	1-3
資料1-3	四街道市防災会議委員一覧表	1-4
資料1-4	四街道市災害対策本部条例	1-5
資料1-5	四街道市災害対策本部設置規程	1-6
資料1-6	四街道市災害警戒本部業務取扱要領	1-10
資料1-7	四街道市防災配備指令要綱	1-12
資料1-8	四街道市自主防災組織補助金交付要綱	1-16
資料1-9	四街道市防災行政無線システム管理運用規程	1-18
資料1-10	四街道市防災備蓄倉庫管理規程	1-25
資料1-11	四街道市災害見舞金等支給要綱	1-27
資料1-12	四街道市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱	1-31
資料1-13	四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱	1-42
資料1-14	印旛利根川水防事務組合規約	1-59
資料1-15	災害救助法被害認定基準	1-63
資料1-16	災害救助法による救助の種類、方法、期間等	1-65
資料1-17	被災者生活再建支援金支給規程	1-69
資料1-18	災害援護資金支給基準等	1-83
資料1-19	生活福祉資金貸付基準等	1-84
資料1-20	千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例	1-85
資料1-21	激甚災害指定基準	1-93
資料1-22	局地激甚災害指定基準	1-95

2. 協定、覚書等

資料2-1	災害時協定一覧	2-1
-------	---------	-----

3. 災害情報関係等

資料3-1	千葉県防災情報システム概念図	3-1
資料3-2	防災行政無線（固定系・移動系）設置の状況	3-2
資料3-3	防災関係機関一覧	3-7
資料3-4	緊急輸送道路路線図	3-10
資料3-5	臨時ヘリポート位置図	3-11
資料3-6	臨時ヘリポート設定場所一覧	3-12
資料3-7	防災備蓄倉庫設置箇所・防災資機材等一覧表	3-13
資料3-8	消防水利の状況	3-31
資料3-9	危険物施設の現況	3-32
資料3-10	防災訓練の体系（総合防災訓練・地域防災訓練）	3-33
資料3-11	自主防災組織一覧表	3-34
資料3-12	自主防災組織の手引き	3-36
資料3-13	四街道市指定緊急避難場所・指定避難所一覧表	3-56
資料3-14	福祉避難所一覧表	3-59
資料3-15	防災井戸設置箇所一覧	3-60
資料3-16	気象庁震度階級関連解説表等	3-61
資料3-17	消防庁舎・分団詰所・車両・資機材等状況一覧表	3-64
資料3-18	医療救護活動	3-69

資料3-19	市内の浄水場一覧表.....	3-72
資料3-20	気象注意報及び警報の種類・発表基準.....	3-73
資料3-21	浄水器設置場所一覧表.....	3-74
資料3-22	高圧ガス関係事業所等に係る災害発生時の通報系統等.....	3-75

4. 各種様式等

資料4-1	緊急通行車両確認関係様式.....	4-1
資料4-2	緊急通行車両等事前届出車両一覧表.....	4-11
資料4-3	千葉県危機管理情報共有要綱.....	4-13
資料4-4	指定避難所運営のための様式.....	4-39
資料4-5	死体処理台帳.....	4-50
資料4-6	遺留品処理票.....	4-51
資料4-7	火葬・埋葬台帳.....	4-52
資料4-8	義援金品領収書.....	4-53
資料4-9	罹災証明様式.....	4-54
資料4-10	災害見舞金等支給申請書.....	4-60
資料4-11	自衛隊の災害派遣要請・撤収要請.....	4-61
資料4-12	労働者調達請求書様式.....	4-63

5. その他

資料5-1	東海地震に係る周辺地域としての対応計画.....	5-1
-------	--------------------------	-----

1. 条例、要綱

資料 1-1 四街道市防災会議条例

○四街道市防災会議条例

昭和 40 年 9 月 28 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定により四街道市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に依りて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 32 人以内をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 千葉県知事の部内の職員
 - (3) 千葉県警察の警察官
 - (4) 市長の部内の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年条例第 8 号)

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年条例第 10 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 15 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 27 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 6 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 41 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後に第 1 条の規定による改正後の四街道市防災会議条例第 3 条第 5 項第 8 号の規定により新たに委嘱される委員の任期は、同条第 6 項本文の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

資料1-2 四街道市防災会議運営要領

○四街道市防災会議運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、四街道市防災会議条例（昭和40年四街道市条例第17号）の第5条の規定に基づき、四街道市防災会議（以下「会議」という。）の議事録及び運営に関し必要な事項を定める。

(会長代理委員の指名)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会 議)

第3条 会議は、会長が招集し議長となる。

2 委員は、会議の必要があると認めるときは、会長に委員の招集を求めることができる。

3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代 理)

第4条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席することができないときは、当該委員の属する機関の職員を代理人として出席させることができる。

(会議録)

第5条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の職名及び氏名

(3) 会議の経過

(4) 議決事項

(5) その他参考事項

(専決事項)

第6条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項を専決処分することができる。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

(2) 災害が発生した場合における災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 関係行政機関等に対する協力の要請に関すること。

(4) 機構改革等に伴う所管課等の修正に関すること。

(5) 避難場所、避難所等及びヘリポート基地等の設置に関すること。

(6) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に、これを報告しなければならない。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員の属する機関の職員を会議に出席させ意見をきくことができる。

(庶 務)

第8条 会議の庶務は危機管理室において処理する。

(補 足)

第9条 この要領に定めるものの他、会議の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成9年4月24日から施行する。

2 この要領は平成19年4月1日から施行する。

3 この要領は平成26年4月1日から施行する。

4 この要領は令和5年5月1日から施行する。

資料1-3 四街道市防災会議委員一覧表

四街道市防災会議委員一覧

	委員区分	機関名等
	会長	四街道市長
1	第1号委員	関東農政局千葉県拠点
2	第2号委員	千葉県印旛地域振興事務所
3	第2号委員	千葉県印旛健康福祉センター
4	第2号委員	千葉県印旛土木事務所
5	第3号委員	千葉県四街道警察署
6	第4号委員	四街道市（副市長）
7	第4号委員	四街道市（経営企画部）
8	第4号委員	四街道市（総務部）
9	第4号委員	四街道市（地域共創部）
10	第4号委員	四街道市（福祉サービス部）
11	第4号委員	四街道市（健康こども部）
12	第4号委員	四街道市（環境部）
13	第4号委員	四街道市（都市部）
14	第4号委員	四街道市（上下水道部）
15	第4号委員	四街道市（会計課）
16	第5号委員	四街道市教育長
17	第6号委員	四街道市消防長
18	第6号委員	四街道市消防団長
19	第7号委員	東日本旅客鉄道株式会社 四街道駅
20	第7号委員	東京電力パワーグリッド株式会社 千葉総支社
21	第7号委員	東京ガス株式会社 千葉支社
22	第7号委員	東日本電信電話株式会社 千葉事業部千葉支店
23	第8号委員	社会福祉法人 四街道市社会福祉協議会
24	第8号委員	四街道市民生委員・児童委員協議会
25	第8号委員	銚子地方气象台
26	第9号委員	社会福祉法人 よつかいどう福祉会
27	第9号委員	公益社団法人 印旛市郡医師会
28	第9号委員	公益社団法人 印旛郡市歯科医師会
29	第9号委員	一般社団法人 印旛郡市薬剤師会
30	第9号委員	陸上自衛隊高射学校高射教導隊本部管理中隊
31	第9号委員	四街道市防火指導員
32	第9号委員	四街道市（教育部）

資料 1 - 4 四街道市災害対策本部条例

○四街道市災害対策本部条例

昭和 40 年 9 月 28 日
条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、四街道市災害対策本部(以下「対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 対策本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する対策本部員がこれに充たる。

4 部長は部の事務を管理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年条例第 8 号)

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 41 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料1-5 四街道市災害対策本部設置規程

○四街道市災害対策本部設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四街道市災害対策本部条例(昭和40年条例第18号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、四街道市災害対策本部(以下「対策本部」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(対策本部の設置及び廃止)

第2条 市長は、次の各号に該当する場合、対策本部を設置する。

(1) 市域で震度5強以上の地震が発生したとき。

(2) 市域に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報等の発表があり、局地的災害が発生する可能性が高い場合。

(3) 市域に大雨・暴風等の特別警報の発表があり、何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い場合。

(4) 四街道市防災配備指令要綱(平成10年4月30日施行)に基づく防災配備指令のうち3号配備もしくは4号配備が発令されたとき。

(5) その他の状況により市長が必要と認めたととき。

2 市長は、対策本部を設置した後において、災害が発生するおそれが解消したと認めたととき、その他対策本部を設置しておく必要がないと認めたとときは、これを廃止する。

(設置場所)

第3条 対策本部は、四街道市役所に設置する。

(組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長、本部員及びその他の職員をもって組織する。

2 本部長は災害対策基本法第23条の2第2項の規定により市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長、教育長をもって充てる。

4 本部員は経営企画部長、総務部長、地域共創部長、福祉サービス部長、健康こども部長、環境部長、都市部長、上下水道部長、教育部長、消防長、議会事務局長及び会計管理者をもって充てる。

5 対策本部に本部事務局を置く

6 本部事務局長には危機管理監、本部副事務局長には危機管理室長、本部事務局員には危機管理室、秘書課及びみんなで課の職員を充てる。

(本部員会議)

第5条 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部事務局をもって組織する。

2 本部員会議は本部長が招集し本部長が議長となる。

3 本部員会議は、災害予防及び災害応急対策の実施方針について決定する。

4 本部長は、本部員会議を開く時間の余裕がないときは、副本部長及び本部員と協議のうえ前項に掲げる事項を処理する。

5 本部長は、本部員会議に、必要に応じて次の者を出席させることができる。

(1) 第7条で定める組織体制のうち総括班長

(2) 防災関係機関

(3) 災害派遣された自衛隊

(本部及び本部職員の標識等)

第6条 対策本部を設置したときは、別図1に示す標識を掲示するとともに、対策本部に従事する者は、その身分等が確認できるよう、別図1に示す腕章及びヘルメットを用いるものとする。

(各部)

第7条 条例第3条第1項の規定により設置する部の組織体制及びその事務分掌は、四街道市地域防災計画に定めるとおりとする。

(防災活動)

第8条 本部員は総括班長を指揮し、総括班長は配備職員を指揮監督してそれぞれの事務分掌の防災活動を行う。

(班長)

第9条 班長は、総括班長の命を受け、班の事務または業務を実施する。

2 班長は、常に連絡、行動が取れる態勢を確保するものとする。

(応援職員の派遣)

第10条 本部員は、他班及び外部から応援を求める必要があると認めるときは、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、本部長は、必要に応じて応援職員を派遣する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要事項は、その都度本部長が定める。

附則

この規程は平成10年4月30日から施行する。

附則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附則

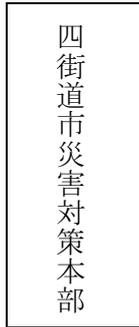
この規程は令和5年2月20日から施行する。

附則

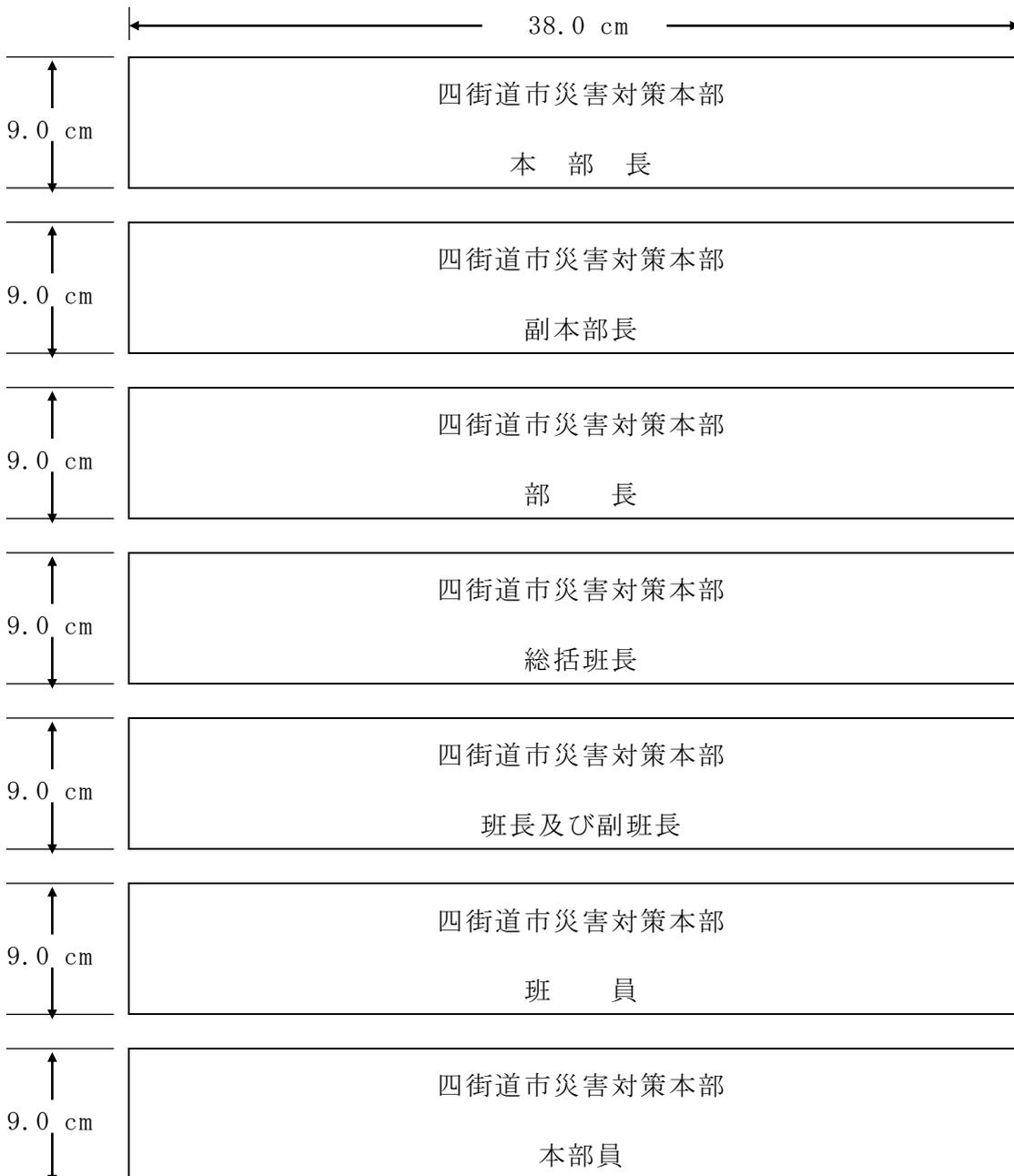
この規程は令和6年4月1日から施行する。

別図1

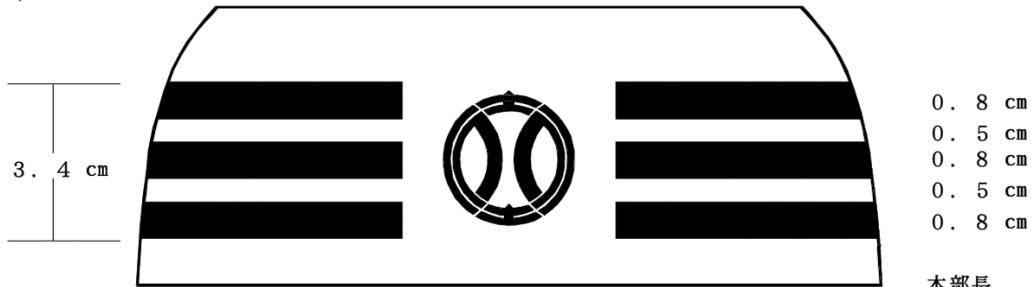
本部標識板



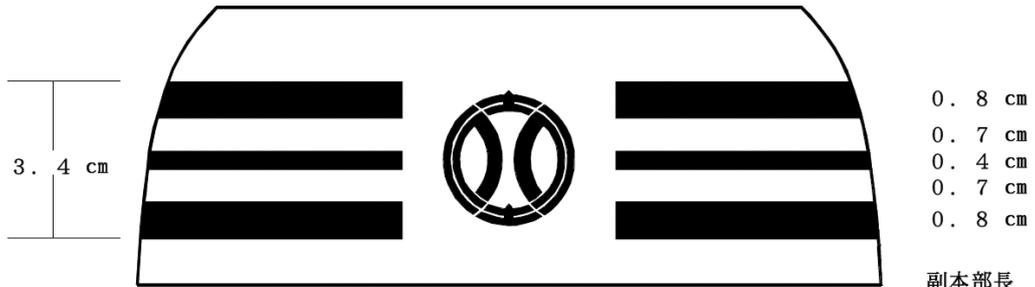
腕章



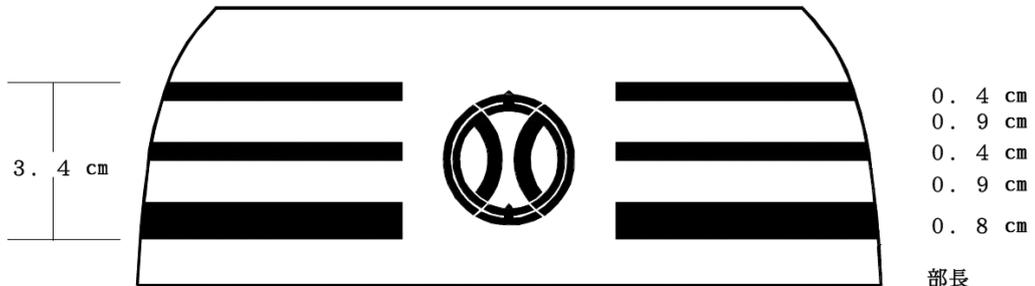
ヘルメット



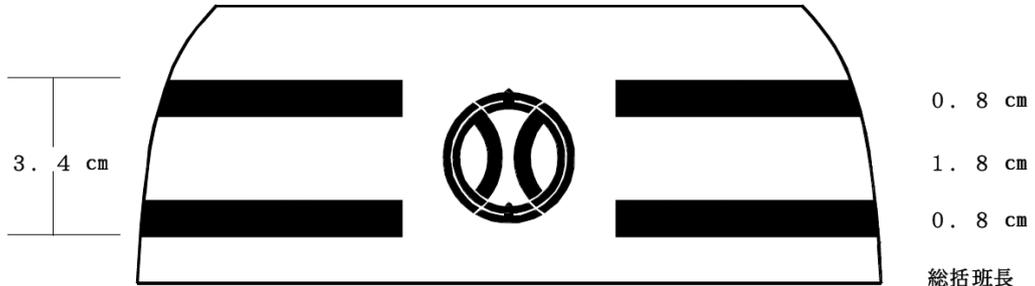
本部長



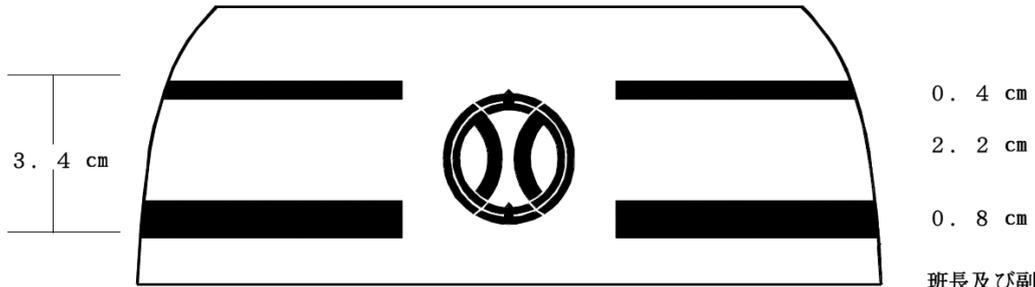
副本部長



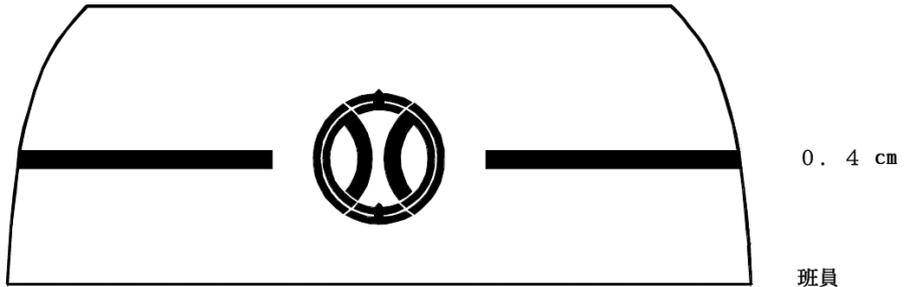
部長



総括班長



班長及び副班長



班員

資料1-6 四街道市災害警戒本部業務取扱要領

○四街道市災害警戒本部業務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害対策本部が設置される前又は災害対策本部が設置されない場合で、本市の地域に災害が発生又は発生するおそれがある場合、各関係機関及び民間の協力を得て災害の情報収集、応急対策等警戒体制の明確なる確立及び初動体制の確立を図るため、四街道市災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 警戒本部は、次の各号に該当する場合で、危機管理監が必要と認めたととき市長の指示により設置する

- (1) 市域で震度5弱の地震が発生したとき。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合。
- (3) 市域に大雨・洪水・暴風警報、氾濫警戒情報等の発表があり、やがて土砂災害警戒情報、氾濫危険情報が発表される可能性がある場合。
- (4) 災害が発生するおそれがあるとき。
- (5) 局地災害が発生したとき
- (6) その他の状況により市長が必要と認めたととき

(設置場所)

第3条 警戒本部は、市役所に設置する。

(組織及び構成)

第4条 警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び各部をもって組織する。

- 2 本部長は危機管理監、副本部長は総務部長及び都市部長をもって充てる。
- 3 本部員は経営企画部副参事、総務部副参事、地域共創部副参事、福祉サービス部副参事、健康こども部副参事、環境部副参事、都市部副参事、上下水道部副参事、教育部副参事、消防本部次長、会計課長及び議会事務局次長をもって充てる。
- 4 警戒本部に本部事務局をおく。
- 5 本部事務局長には危機管理室長、本部事務局員には危機管理室及びみんなで課の職員をもって充てる。

(所掌業務)

第5条 警戒本部の事務分掌は、四街道市地域防災計画に定めるとおりとする

(本部長の権限)

第6条 本部長の権限は、本部員会議を主宰するほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各部に対し、講ずべき必要な措置を指示する。
- (2) 災害の状況に応じ各関係機関に対し、必要な措置を講ずるよう協力を要請する。

(本部員会議)

第7条 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部事務局長で構成する。

- 2 本部員会議は本部長が招集し本部長が議長となる。
- 3 本部員会議は、災害対策上重要な事項について審議する。

(解散)

第8条 本部長は、次の場合市長の指示により警戒本部を解散する。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたととき、または、災害応急対策が概ね完了したと認めたととき。

(補則)

この要領に定めるもののほか必要事項は、その都度警戒本部長が定める。

附 則

この要領は、平成10年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和5年2月20日から施行する。

附 則

この規程は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和6年4月1日から施行する。

資料1-7 四街道市防災配備指令要綱

○四街道市防災配備指令要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害の発生に伴って緊急に必要とされる膨大な応急対策業務を迅速かつ的確に処理するため、防災配備指令に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「職員」とは四街道市災害対策本部に属する職員とし、「班」とは、四街道市災害対策本部に設置された各班とする。

(防災配備指令の発令及び解除)

第3条 市長は、本市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において防災上必要があると認められるときは、職員に対し防災配備指令を発令する。ただし、次条で定める1号配備については、危機管理監が発令することができる。

2 前項の発令者は、災害の発生、継続又は拡大の危険がなくなったと認めるときは防災配備指令を解除する。

(防災配備指令の種類、発令基準等)

第4条 防災配備指令の種類、発令基準、配備体制及び活動内容は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、消防職員にあっては、消防本部が別途定める非常招集基準による。

(防災活動)

第5条 各部の長は、防災配備指令が発令されたときは、配備につくべき職員を指導し防災活動を実施しなければならない。

2 各部の事務分掌は四街道市地域防災計画の定めるところによる。

3 第1項の規定に基づき職員を配備したときは、職員の配備状況を次のとおり報告しなければならない。

① 第1号配備の場合、危機管理室長は、危機管理監へ報告する。

② 第2号配備の場合、各部副参事等は、災害警戒本部事務局へ報告する。

③ 第3号配備及び第4号配備の場合、各総括班長は、災害対策本部事務局へ報告する。

(配備の特例措置)

第6条 市長は、災害の規模と応急復旧の対応状況に応じ、各配備体制の増減変更を行うことができる。

(防災配備指令の伝達)

第7条 防災配備指令は、四街道市地域防災計画の定めるところにより職員に迅速かつ正確に伝達するものとする。

(職員の心構え)

第8条 職員は、いつでも防災活動に従事できるよう心がけていなければならない。

(自主参集基準)

第9条 各部の長は、防災配備指令が発令された場合における各部ごとの職員の配備計画を作成し、毎年4月末日までに、危機管理監に提出しなければならない。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1
(地震災害の場合)

防災配備指令		発令・配備基準	配備体制	主な活動内容
警戒体制	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市で「震度4」の地震が発生したとき 《自動配備》 ●南海トラフ地震臨時情報（調査中または巨大地震注意）が発表された場合 《自動配備》 ●北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき 《自動配備》 ●千葉県北西部で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき《自動配備》 ●その他の状況により危機管理監が必要と認めたとき 	●危機管理室により対応	<ul style="list-style-type: none"> ●被害情報等の収集・共有 ●各部等は平常時の体制で活動 ●県、市民等からの問合せ対応
災害警戒本部体制	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市で「震度5弱」の地震が発生したとき 《自動配備》 ●南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 《自動配備》 ●その他の状況により市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画に定める災害警戒本部体制組織図により対応 ●各班は概ね1/3の職員を参集（状況に応じ増員） 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画に定める災害対策本部事務分掌により活動 ●被害情報等の収集・共有 ●救命・救急活動優先、適時の避難所の設置と被災者の収容、基礎インフラの応急復旧、県、市民等からの問合せ対応を重視
災害対策本部体制	3号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に「震度5強」の地震が発生したとき 《自動配備》 ●その他の状況により市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画に定める災害対策本部体制組織図により対応 ●各班は概ね1/2の職員を参集（状況に応じ増員） 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画に定める災害対策本部事務分掌により活動 ●被害情報等の収集・共有 ●救命・救急活動優先、適時の避難所の設置と被災者の収容、基礎インフラの応急復旧、県、市民等からの問合せ対応を重視 ●県を通じ自衛隊等、協定自治体・企業等に対する支援要請と受援準備の早期着手を重視 ●状況に応じBCP体制への移行
	4号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に「震度6弱以上」の地震が発生したとき 《自動配備》 ●その他の状況により市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画に定める災害対策本部体制組織図により対応 ●各班は全職員を参集 	

(風水害等の場合)

防災配備指令		発令・配備基準	配備体制	主な活動内容
警戒体制	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に早期注意情報、大雨・洪水・強風注意報等の発表があり、やがて警報に変わる可能性がある場合 ●その他の状況により危機管理監が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●危機管理室により対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●気象予報等の情報の収集・共有 ●各部等は平常時の体制で活動 ●関係機関と情報共有 ●県、市民等からの問合せ対応
災害警戒本部体制	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に大雨・暴風・洪水警報、氾濫警戒情報等の発表があり、やがて土砂災害警戒情報、氾濫危険情報が発表される可能性がある場合 ●その他の状況により市長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画に定める警戒本部体制組織図により対応 ●各班は概ね1/3の職員を参集(状況に応じ増員) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画に定める災害対策本部事務分掌により活動 ●適時の避難所の設置と危険地区居住者等に対する「高齢者等避難」の発令
災害対策本部体制	3号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報等の発表があり、局地的災害が発生する可能性が高い場合 ●その他の状況により市長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画に定める災害対策本部体制組織図により対応 ●各班は概ね1/2の職員を参集(状況に応じ増員) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画に定める災害対策本部事務分掌により活動 ●適時の避難所の設置と危険地区居住者等に対する「避難指示」の発令
	4号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に大雨・暴風等の特別警報の発表があり、何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い場合 ●その他の状況により市長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画に定める災害対策本部体制組織図により対応 ●各班は全職員を参集 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画に定める災害対策本部事務分掌により活動 ●市民に対する「緊急安全確保」を発令 ●被災者の救命・救急活動を優先

資料 1-8 四街道市自主防災組織補助金交付要綱

○四街道市自主防災組織補助金交付要綱

昭和 62 年 3 月 30 日
告示第 19 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、地域ぐるみの自主防災組織の育成と防災意識の高揚を図るため、防災資器材の購入及び防災訓練(防災知識の啓発活動を含む。以下同じ。)の実施に要する経費に対し、四街道市補助金交付規則(昭和 46 年規則第 6 号。以下「規則」という。)及びこの告示に基づき補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この告示において「自主防災組織」とは、四街道市市民自治組織助成金交付規則(昭和 59 年規則第 1 号)第 2 条第 1 項の規定による組織を単位として、地域住民が地域の防災活動を行うために自主的に結成した組織で、市長が認めたものをいう。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助金の交付対象事業、補助額及び適用回数等は、次のとおりとする。

補助対象事業	補助額	適用回数等
別表に定める防災資器材の購入	防災資器材の購入費の 3 分の 2 以内の額とし、500,000 円を限度とする。	1 自主防災組織につき 1 回限りとする。
自主防災組織が行う防災訓練	防災訓練時の賄い費、啓発資料の作成費等の経費の 2 分の 1 以内の額とし、50,000 円を限度とする。	1 自主防災組織につき 1 年度当たり 1 回限りとする。ただし、自主防災組織が設立された年度の補助は行わないものとする。

(補助金等交付申請書の添付書類)

第 4 条 規則第 3 条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、規則第 3 条第 1 項に定める補助金等交付申請書に次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 防災資器材の購入 自主防災組織の規約及び防災計画
- (2) 自主防災組織が行う防災訓練 訓練活動実施計画書及び訓練活動収支内訳書

(交付条件)

第 5 条 規則第 5 条の規定により付す条件は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の代表者は、組織の育成強化に努めること。
- (2) 自主防災組織に係る経理は明確にしておくこと。

(委任)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 56 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条)
防災資器材一覧表

区分	資器材名
情報連絡用	携帯用無線機、電池メガホン、ラジオ等
消火用	消火器、街頭用消火器、消火栓用ホース、防火水槽、水バケツ、防火衣等
水防用	救命ボート、救命胴衣、スコップ、ツルハシ、土のう袋等
救出救護用	はしご、救命ロープ、チェンソー、ヘルメット、防煙マスク、担架、救急セット、テント等
給食給水用	釜、鍋、給水タンク、ろ水器、ガスボンベ等
避難用	強力ライト、標旗、ロープ、警笛等
その他	資器材倉庫、発電機、投光器、リヤカー、シート、その他

資料1-9 四街道市防災行政無線システム管理運用規程

○四街道市防災行政無線システム（同報系）管理運用規程

（目的）

第1条 この規程は、四街道市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し円滑な情報伝達手段の確保を図るため設置する四街道市防災行政無線システム（同報系）（以下「防災行政無線システム」という。）の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災行政無線システム IP 同報系システム、防災情報一斉配信システムにより構成された情報伝達を行うシステムをいう。
- (2) IP 同報系システム インターネットの通信方式であるIP (Internet Protocol) を利用した屋外拡声子局等による情報伝達を行うシステムをいう。
- (3) 防災情報一斉配信システム IP 同報系システム、市登録制メールシステム、J-ALERT、気象情報、テレホンサービス、エリアメール・緊急速報メール、SNS、防災アプリ、CATV 等と連携し防災情報の一斉配信処理を行うシステムをいう。
- (4) 防災情報 災害、防災、気象、避難、救助、被災者支援、復旧、復興、減災その他これらに類するものをいう。
- (5) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するものをいう。
- (6) 防災 法第2条第2号に規定するものをいう。

（防災行政無線システムの配置）

第3条 防災行政無線システムの配置は、市長が別に定める。

（使用目的）

第4条 防災行政無線システムは、次の各号に掲げる目的に使用する。

- (1) 防災情報に関する警報並びに避難情報の発信に関すること。
 - (2) 行政に関する広報事項の発信に関すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めた事項
- 2 防災行政無線システムは、次に掲げる目的に使用してはならない。
- (1) 特定の個人及び政党の宣伝並びにこれらに類すること。
 - (2) 営利を目的とする宣伝等
 - (3) 前各号に掲げるもののほか市長が適当でないとして認めた事項

（管理運用職員の配置）

第5条 市長は、防災行政無線システムを適正に管理し、円滑に運用するため、次の職員を置く。

- (1) システム総括管理者
- (2) システム管理責任者
- (3) システム管理担当者
- (4) 情報配信担当者

（システム総括管理者）

第6条 システム総括管理者は、危機管理監をもつて充てる。

2 システム総括管理者は、防災行政無線システムの管理及び運用の業務を総括し、システム管理責任者を指揮監督する。

（システム管理責任者）

第7条 システム管理責任者は、危機管理室長をもつて充てる。

2 システム管理責任者は、システム総括管理者の命を受け、防災行政無線システムの管理及び運用に関する業務を行い、システム管理担当者を指揮監督するものとする。

（システム管理担当者）

第8条 システム管理担当者は、危機管理室職員のうちからシステム管理責任者が選任する。

2 システム管理担当者は、システム管理責任者の指揮の下に次に掲げる事務を行う。

- (1) 防災行政無線システムの管理運用及びその統括に関すること。
 - (2) 防災行政無線システムの利用に関すること。
 - (3) 防災行政無線システムの情報配信担当者の統括に関すること。
 - (4) 防災行政無線システムの外部連携先機関との協議等に関すること。
- (情報配信担当者)

第9条 情報配信担当者は、次に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 危機管理室職員
- (2) 市災害対策本部の担当班
- (3) 放送依頼担当課等の職員

2 情報配信担当者は、防災行政無線システムによる放送内容の情報入力及び配信業務を行うものとする。

(放送の種類)

第10条 放送の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 非常放送 地震、火災、台風等の非常事態に関する放送並びに災害時の避難指示に関する放送
- (2) 一般放送 行政事務に関し、市民に周知又は協力を要する事項に関する放送
- (3) チャイム放送 午前8時及び午後5時にチャイムにより行う時刻の放送
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めた事項

(放送の方法)

第11条 防災行政無線システムの放送は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 緊急放送 全市一斉に最大音量で放送する。
- (2) 一斉放送 全市一斉に放送する。
- (3) 地域別放送 小学校地区及び中学校地区等の特定地域のみで放送する。
- (4) 個別放送 1局から数局の特定地域のみで放送する。

(放送の依頼)

第12条 放送を希望する所属長は、防災行政無線放送依頼書(様式第1号。以下「放送依頼書」という。)により、放送する日前2日(閉庁日の場合は、更にその前日)の正午までにシステム管理責任者に依頼するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する放送の場合は、口頭により依頼することができる。ただし、事後、放送依頼書を提出するものとする。
- 3 システム管理責任者は、放送依頼の内容を検討し、放送の可否を決定するものとする。この場合において、放送をしないことと決定したときは、その旨を放送依頼者に通知(様式第2号)するものとする。

(放送の制限)

第13条 システム総括管理者は、災害の発生その他特別の理由があるときは、一般放送を制限することができる。

(登録情報の管理)

第14条 システム管理責任者は、防災行政無線システムに登録された情報を適正に管理しなければならない。

(設備の点検及び整備)

第15条 システム管理担当者は、防災行政無線システムの正常な機能を維持するため、定期的に点検及び整備を実施するものとする。

- 2 点検の結果、異常を発見したときは、システム管理担当者は、システム管理責任者に報告し応急措置を施すとともに、異常の修正に務めるものとする。

(配信訓練)

第16条 システム総括管理者は、防災行政無線システムを円滑に運用するため、定期的に配信訓練を実施するものとする。

(研修)

第17条 システム総括管理者は、システム管理責任者、システム管理担当者、情報配信担当者に対し、必要に応じて防災行政無線システムの運用に関する研修を行うものとする。

(補則)

第 18 条 この規程に定めるほか防災行政無線システムの管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

○四街道市防災行政無線システム（移動系）管理運用規程

（目的）

第1条 この規程は、四街道市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し円滑な情報伝達手段の確保を図るため設置する四街道市防災行政無線システム（移動系）（以下「無線機」という。）の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

（通信の種類）

第2条 通信の種類は、平常通信及び非常通信とする。

（通信事項）

第3条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 非常通信（地震、火災、台風、その他災害に関する通信）
- (2) 事務通信（一般行政事務に関する通信）
- (3) 訓練通信（訓練に関する通信）
- (4) 試験通信（無線機器の試験に関する通信）
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めた事項

（管理職員の配置）

第4条 市長は、無線機を適正に管理し、円滑に運用するため、次の職員を置く。

- (1) システム総括管理者
- (2) システム管理責任者
- (3) システム管理担当者
- (4) 通信取扱責任者
- (5) 通信取扱者

（システム総括管理者）

第5条 システム総括管理者は、危機管理監をもつて充てる。

2 システム総括管理者は、無線機の管理及び運用の業務を総括し、システム管理責任者を指揮監督する。

（システム管理責任者）

第6条 システム管理責任者は、危機管理室長をもつて充てる。

2 システム管理責任者は、システム総括管理者の命を受け、無線機の管理及び運用に関する業務を行い、システム管理担当者を指揮監督するものとする。

（システム管理担当者）

第7条 システム管理担当者は、危機管理室職員のうちからシステム管理責任者が選任する。

2 システム管理担当者は、システム管理責任者の指揮の下に次に掲げる事務を行う。

- (1) 無線機の管理運用及びその統括に関すること。
- (2) 無線機の利用に関すること。
- (3) 無線機の通信取扱者の統括に関すること。
- (4) 無線機の外部連携先機関との協議等に関すること。

（通信取扱責任者）

第8条 通信取扱責任者は、無線機の設置及び貸与された部等の長の職にある者をもつて充てる。

2 通信取扱責任者は、通信取扱者を指揮監督し、当該無線機の運用状況を把握し、無線機の維持管理をする。

（通信取扱者）

第9条 通信取扱者は、一般職員とし、無線機の運用を行うものとする。

（通信の原則）

第10条 通信を行うときは、次のことを守らなければならない。

- (1) 必要のない無線通信を行ってはならない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、暗号、隠語を使わずできる限り簡潔でなければならない。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは直ちに訂正しなければならない。

(通信時間)

第 11 条 無線機は、常時運用するものとする。

(通信の制限)

第 12 条 システム総括管理者は、災害の発生その他特に必要があるときは、通信を制限することができる。

(通信訓練)

第 13 条 システム総括管理者は、通信機能の確認及び通信技術の習熟等を図るため、定期的に通信訓練を実施するものとする。

(補則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、無線機の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

防災行政無線放送依頼書

決 裁	室 長	室 長 補 佐	係 長	係 員
依 頼 年 月 日	年 月 日			
依 頼 所 属 所 属 長 職 ・ 氏 名			担 当 者 (連 絡 先)	
件 名				
日 時	年 月 日 / 時 分			
区 域	A 一 斉 B 個 別 (地 区 名)			
【 原 稿 】				
1 放送する日前2日の正午までに提出してください。 2 原稿は原則100字以内とし、簡潔に表現してください。 3 ※印欄は記入しないでください。			※ 処 理	受 付 番 号 担 当 者

第 年 月 日 号

四街道市長
(公印省略)

防災行政無線放送依頼の却下について（通知）

年 月 日付けで依頼のあった防災行政無線放送依頼については、下記のとおり放送しないこととなりましたので、四街道市防災行政無線システム（同報系）管理運用規程第12条第3項の規定により通知します。

記

件名	
日時	年 月 日 / 時 分
区域	A 一斉 B 個別（地区名）
却下の理由	

資料 1 - 10 四街道市防災備蓄倉庫管理規程

○四街道市防災備蓄倉庫管理規程

昭和 57 年 9 月 30 日
訓令第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、四街道市地域防災計画により災害対策の一環として設置する四街道市防災備蓄倉庫(以下「倉庫」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第 2 条 倉庫に管理者を置く。

2 管理者は、危機管理室長の職にある者をもつて充てる。

(物品台帳)

第 3 条 管理者は、物品台帳(別記様式)を常に整理し、災害用資材及び物資の搬出入があつた場合は、直ちに物品台帳に記載するものとする。

(自家用電気工作物の点検)

第 4 条 管理者は、自家用電気工作物を月 1 回以上点検しなければならない。

(食糧及び飲料水の入替え)

第 5 条 食糧及び飲料水については、保存期限満了前に入れ替えるものとする。

(補則)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年訓令第 3 号)

この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年訓令第 9 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成 8 年訓令第 4 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成 14 年訓令第 9 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令第 1 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年訓令第 2 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第3条)

物 品 台 帳

[品名：]

[地区防災備蓄倉庫]

年 月 日	摘 要	搬入量	搬出量	廃棄量	在庫量	備 考
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						

資料1-11 四街道市災害見舞金等支給要綱

○四街道市災害見舞金等支給要綱

平成4年3月31日

告示第39号

最終改正 令和3年10月1日告示第156号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害を受けた者に対し、災害見舞金及び災害弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、地震その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発等の原因による被害
- (2) 市民 災害を受けた時、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市において記録されている者

(平24告示114・一部改正)

(災害見舞金等の支給)

第3条 市民が居住している家屋又は自己の家財に、次の各号に掲げる災害を受けたときは、それぞれ当該各号に定める額の災害見舞金を災害を受けた世帯の代表者に支給する。ただし、複数の災害が重複して発生した場合の災害見舞金は、支給額の多いものとし、重複して支給しない。

- (1) 全壊又は全焼 50,000円
- (2) 半壊又は半焼 30,000円
- (3) 床上浸水 10,000円

2 市民が災害により死亡したときは、死亡者1人当たり災害弔慰金50,000円を死亡者の遺族の代表者に支給する。

3 前2項に規定するもののほか、市長が特に必要と認めるときは、災害見舞金等を支給することができる。この場合において、災害見舞金等の額は、市長が災害の程度を考慮して決定する。

(支給の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、災害見舞金等は、支給しない。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき。
- (2) 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定に基づく災害弔慰金の支給を受けたとき。
- (3) 災害が、当該災害を受けた市民の故意又は重大な過失によるとき。

(支給手続)

第5条 災害見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から30日以内に災害見舞金等支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、災害見舞金等支給調査書（様式第2号）により速やかに災害の状況を調査し、支給の可否を決定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、災害事実が明らかなきときは、当該申請を省略することができる。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成4年4月1日から施行する。

(四街道市災害見舞金支給要綱の廃止)

2 四街道市災害見舞金支給要綱（昭和58年告示第63号）は、廃止する。

附 則（平成24年告示第114号）抄

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和3年告示第156号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

四街道市長 様

住所

申請者

氏名

災害見舞金等支給申請書

次のとおり災害見舞金等の支給を受けたいので、四街道市災害見舞金等の支給要綱第5条第1項の規定により申請します。

被災者氏名					
被災者住所	四街道市	電話番号	()		
被災日時	年 月 日	午前 午後	時	分	
被災場所	四街道市				
被災建物	所在地	構造	床面積	m ²	
災害の原因	暴風 豪雨 地震 火災 その他 ()				
災害の程度	全焼 半焼 全壊 半壊 床上浸水 死亡				
被災状況					
世帯員の状況	世帯員氏名	続柄	性別	生年月日	職業等
		世帯主			

様式第2号（第5条第2項）

災害見舞金等支給調査書

被災者氏名					
被災者住所				電話番号	()
被災日時	令和	年	月	日	午前 午後 時 分
被災場所	四街道市				
被災建物	所在地	構造		床面積	m ²
災害の原因	暴風 豪雨 地震 火災 その他 ()				
災害の程度	全焼 半焼 全壊 半壊 床上浸水 死亡			避難の有	無の有・無
被災状況					
世帯員の状況	世帯員氏名	続柄	性別	生年月日	職業等
		世帯主			
調査結果	決定・却下	調査員意見			
		四街道市災害見舞金等支給要綱第3条第1項1号及び2項に該当する。			
支給年月日	年	月	日	支給額	円

令和 年 月 日

調査員所属
職氏名

資料1-12 四街道市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

○四街道市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

平成17年3月30日

告示第57号

最終改正 令和3年10月1日告示第156号

(目的)

第1条 この告示は、木造住宅の耐震診断を行う者に対し、四街道市補助金等交付規則(昭和46年規則第6号)及びこの告示に基づき、予算の範囲内において木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、地震時における木造住宅の安全に対する市民意識の向上を図り、もって、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(補助対象となる木造住宅)

第2条 補助の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する一戸建て住宅又は併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が、当該木造住宅の延べ床面積の2分の1以上のもの)であること。
- (2) 以前にこの告示による補助金を受けていないこと。
- (3) 主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)に木材を用いたものであること。
- (4) 在来工法(土台、柱、はり、筋かい等を用いて建築物を組み立てる工法をいう。)により建築されたものであること。
- (5) 建築確認済証が平成12年5月31日以前に交付されているものであること。
- (6) 地上階数が2以下であること。

(平19告示47・平24告示45・平28告示76・一部改正)

(補助対象となる耐震診断)

第3条 補助の対象となる耐震診断は、一般社団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき建築士事務所(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。)に勤務する建築士が行う「一般診断法」又は「精密診断法」による診断(以下「木造住宅耐震診断」という。)とする。

(平19告示47・平28告示76・一部改正)

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、第2条に規定する木造住宅(以下「補助対象木造住宅」という。)の所有者で、木造住宅耐震診断を当該木造住宅について実施するものとする。

(平28告示76・一部改正)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象木造住宅について、木造住宅耐震診断を実施するのに要する費用の額の3分の2の額(千円未満の端数は、これを切り捨てる。)とし、80,000円を限度とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(平19告示47・平28告示76・一部改正)

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、木造住宅耐震診断を実施する前に、木造住宅耐震診断費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 当該木造住宅に係る木造住宅耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(平19告示47・一部改正)

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、木造住宅耐震診断費補助金交付決定・却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付を申請した内容を変更しようとするときは、木造住宅耐震診断費補助金交付申請内容変更承認申請書(様式第3号)に変更事項を証する書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更を承認した場合において、補助金の交付の決定の内容を変更するときは、木造住宅耐震診断費補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(耐震診断の報告等)

第9条 申請者は、第7条の交付の決定のあった日から120日を経過する日又は当該交付の決定のあった日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに木造住宅耐震診断を実施し、完了後速やかに木造住宅耐震診断完了報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に木造住宅耐震診断が完了したことを報告しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の成果品の写し
- (2) 木造住宅耐震診断の実施に関する契約書の写し
- (3) 木造住宅耐震診断に要した費用の請求書の写し

2 市長は、前項の報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震診断費補助金交付確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(平19告示47・平20告示147・一部改正)

(交付請求)

第10条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者が補助金の交付を受けようとするときは、第7条の規定による通知を受けた年度の3月31日までに木造住宅耐震診断費補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(平19告示47・一部改正)

(交付方法)

第11条 補助金の交付は、申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、他の方法によることができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、第7条の交付の決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 木造住宅耐震診断を取り止めたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) この告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、木造住宅耐震診断費補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の全部又は一部を交付しているときは、期限を定めて返還させることができる。

(平19告示47・一部改正)

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(平23告示55・旧附則・一部改正)

(失効等)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

(平23告示55・追加、平26告示65・平28告示76・令3告示31・一部改正)

附 則(平成19年告示第47号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第147号)

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第55号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第45号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第65号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年告示第76号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年告示第31号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年告示第156号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

四街道市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震診断費補助金交付申請書

次のとおり木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けたいので、四街道市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付申請額	金 円
所在地	四街道市
耐震診断方法	一般診断法 ・ 精密診断法
診断者	(資格) 建築士 登録第 号 (氏名) _____ (建築士事務所名) 建築士事務所 知事登録第 号
添付書類	(1) 木造住宅耐震診断に要する費用の見積書の写し (2) その他市長が必要と認める書類

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長



木造住宅耐震診断費補助金交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありました木造住宅耐震診断費補助金の交付については、次のとおり決定・却下しましたので、四街道市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 決定

(1) 木造住宅の所在地 四街道市

(2) 交付決定額 金 円

(3) 交付の条件

2 却下
(理由)

様式第3号(第8条第1項)

年 月 日

四街道市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

木造住宅耐震診断費補助金交付申請内容変更承認申請書

年 月 日付けで申請し、年 月 日付け四街道市 指令第 号で
交付決定された木造住宅耐震診断費補助金について、申請の内容を次のとおり変更し、その承認を
得たいので、四街道市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添
えて申請します。

1 変更の事由

2 変更の内容

3 変更理由

4 変更前の補助金の額 金 円

5 変更後の補助金の額 金 円

様式第4号(第8条第2項)

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長



木造住宅耐震診断費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け四街道市 指令第 号で通知しました木造住宅耐震診断費補助金交付決定について、四街道市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり変更しましたので通知します。

- 1 変更前の交付決定額 金 円

- 2 変更後の交付決定額 金 円

- 3 変更後の交付の条件

様式第5号(第9条第1項)

年 月 日

四街道市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

木造住宅耐震診断完了報告書

年 月 日付け四街道市 指令第 号で交付決定のありました木造住宅耐震診断費補助金について、四街道市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第9条第1項の規定により木造住宅耐震診断の完了を報告します。

木造住宅の所在地	四街道市
耐震診断完了日	年 月 日
添付書類	(1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の成果品の写し (2) 木造住宅耐震診断の実施に関する契約書の写し (3) 木造住宅耐震診断に要した費用の請求書の写し

様式第6号(第9条第2項)

四街道市 達第 号
年 月 日

様

四街道市長



木造住宅耐震診断費補助金交付確定通知書

年 月 日付け四街道市 指令第 号で交付決定のありました木造住宅耐震診断費補助金については、次のとおり確定しましたので、四街道市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

交付確定額 金 円

※備考

年 月 日

四街道市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

木造住宅耐震診断費補助金交付請求書

年 月 日付け四街道市 達第 号で額の確定のありました木造住宅耐震診断費補助金について、四街道市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり請求します。

交 付 請 求 額	金 円							
振 込 先	金融機関名	銀行 農業協同組合 信用金庫 信用組合 本・支店(所)						
	口座番号	当座・普通						
	口座名義人	フリガナ						
氏 名								
備 考								

四街道市 達第 号
年 月 日

様

四街道市長



木造住宅耐震診断費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け四街道市 指令第 号で交付決定しました木造住宅耐震診断費補助金について、木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

- 1 木造住宅の所在地
四街道市

- 2 補助金の交付決定額(取消前)
金 円

- 3 取り消された補助金の額
金 円

- 4 取消後の補助金の額
金 円

- 5 取消の理由

- 6 備考

資料1-13 四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

○四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

平成21年2月27日

告示第41号

最終改正 令和3年10月1日告示第156号

(趣旨)

第1条 この告示は、四街道市の耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震改修の促進を図るため、市内に存する木造住宅を所有する者の行う耐震改修工事に要する経費に対し、予算の範囲内において、木造住宅耐震改修工事費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平24告示46・平28告示77・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき認定された、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」により地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修工事 「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と耐震診断された木造住宅を「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」に耐震性能を向上させる耐震改修を行う設計、施工工事及び監理をいう。
- (3) 設計・監理者 耐震改修の設計及び監理を行う建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。以下同じ。）に勤務する建築士で、都道府県知事が行う木造住宅耐震診断講習会又はこれと同等の耐震診断に関する講習会の課程を修了した者をいう。

(平28告示77・令3告示51・一部改正)

(補助の対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する一戸建て住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が、当該木造住宅の延べ床面積の2分の1以上のもの）であること。
- (2) 以前にこの告示による補助金を受けていないこと。
- (3) 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）に木材を用いたものであること。
- (4) 在来工法（土台、柱、はり、筋かい等を用いて建築物を組み立てる工法をいう。）により建築されたものであること。
- (5) 建築確認済証が平成12年5月31日以前に交付されているものであること。
- (6) 地上階数が2以下であること。
- (7) 建築基準法の集団関係規定等に違反していないこと。
- (8) 耐震診断において、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断され、かつ、耐震改修工事後の耐震診断で「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」となることが期待できるものであること。

(平24告示46・一部改正)

(補助の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用の合計額とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 設計費 耐震改修に係る設計に要する費用
- (2) 工事費 耐震改修に係る施工工事に要する費用
- (3) 監理費 耐震改修に係る監理に要する費用

(平28告示77・一部改正)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 補助対象経費の3分の1の額(千円未満の端数は、これを切り捨てる。)とし、50万円を限度とする。

(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 第3条に定める補助対象住宅を自ら所有している者

(2) 市税及び国民健康保険税(以下「市税等」という。)を滞納していない者

2 申請者は、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、設計に係る契約を締結する前に、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象住宅の案内図

(2) 固定資産税・都市計画税納税通知書の写し又は登記事項証明書(建物)

(3) 耐震診断の結果報告書(建築士事務所に勤務する建築士が作成したものに限る。)の写し

(4) 市税等の滞納がないことを明らかにする書類

(5) 補助対象経費に係る見積書の写し

(6) 耐震改修工事の設計図書等

(7) 設計・監理者の木造住宅耐震診断講習会修了証の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

(平24告示46・平24告示114・平28告示77・一部改正)

(交付決定)

第7条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定・却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第8条 前条第1項の交付決定を受けた申請者(以下「補助対象者」という。)は、当該決定を受けた後に、第6条第2項の申請内容を変更しようとするとき又は取り下げようとするときは、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請内容変更等承認申請書(様式第3号)に変更事項を証する書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、その結果を四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請内容変更等承認・不承認通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(平28告示77・一部改正)

(着手届)

第9条 補助対象者は、耐震改修工事に着手するときは、四街道市木造住宅耐震改修工事着手届(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 設計に係る契約書の写し

(2) 施工工事に係る契約書の写し

(3) 監理に係る契約書の写し

(4) 工事工程表

(5) その他市長が必要と認める書類

(平28告示77・一部改正)

(検査)

第10条 補助対象者は、耐震改修工事における主たる工事を実施した後で仕上げ工事を行う前に、市

長と日程の調整をした上で四街道市木造住宅耐震改修工事検査申請書（様式第6号）を提出し、検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により検査を実施するときは、当該耐震改修工事の設計・監理者及び施工者の立会いを求めることができる。
- 3 補助対象者、設計・監理者及び施工者は、当該検査に協力しなければならない。
- 4 市長は、当該検査の結果、施工工事の内容が設計と異なると認めるときは、補助対象者に工事の改善を四街道市木造住宅耐震改修工事検査結果指示書（様式第7号）により指示することができる。
- 5 市長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、耐震改修工事が完了したときは、第7条第1項の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに四街道市木造住宅耐震改修工事完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類等を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震改修を行った部位ごとに、工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を撮影した写真（撮影場所を明記（明示）した図面を含む。）
 - (2) 設計に係る領収書の写し
 - (3) 施工工事に係る領収書の写し
 - (4) 監理に係る領収書の写し
 - (5) 耐震改修工事監理報告書の写し（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書）
 - (6) 耐震改修工事の竣工図等
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （平28告示77・一部改正）

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

（平28告示77・一部改正）

（交付請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助対象者が、補助金の交付を請求しようとするときは、第7条第1項の交付決定のあった日の属する年度の3月末日までに四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（平28告示77・一部改正）

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助対象者に通知するものとする。

（平24告示46・平28告示77・一部改正）

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 前項の返還命令は、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金返還命令書（様式第12号）により行うものとする。

（平28告示77・一部改正）

（補助対象者の責務）

第16条 補助対象者は、補助金を受領した日から起算して5年間、補助に係る木造住宅について耐震上不利となる増改築、修繕、模様替え等の工事を行ってはならない。

(平28告示77・追加)

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平28告示77・旧第16条線下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(平23告示55・旧附則・一部改正)

(失効等)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

(平23告示55・追加、平28告示77・令3告示51・一部改正)

附 則(平成23年告示第55号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第46号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第114号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成28年告示第77号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年告示第51号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年告示第156号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第6条第2項）

（表）

年 月 日

四街道市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書

下記のとおり木造住宅耐震改修工事費補助金の交付を受けたいので、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象住宅

所在地	四街道市
所有者	
用途	
工法	<input type="checkbox"/> 在来工法 <input type="checkbox"/> その他の工法（ ）
規模・面積	地上 階 1階 m ² 2階 m ² 延べ床面積 m ² （うち居住の用に供する部分 m ² ）
耐震診断結果	<input type="checkbox"/> 倒壊する可能性がある <input type="checkbox"/> 倒壊する可能性が高い ・1階（X方向 Y方向 ） 2階（X方向 Y方向 ） ・耐震診断の実施年月日 年 月 日 ・四街道市木造住宅耐震診断費補助制度の利用（有・無） ・診断者 （資格） 建築士 登録第 号 （氏名） （建築士事務所名） 建築士事務所 知事登録第 号

2 交付申請額 *

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

(裏)

3 交付申請書の算出の基礎

- (1) 補助対象経費（税抜） $\text{①} + \text{②} + \text{③} =$ _____ 円 A
（内訳）
①設計費 _____ 円 ②工事費 _____ 円 ③監理費 _____ 円
- (2) 補助金の額の算定
ア 補助基本額 $A \times 1 / 3 =$ _____ 円 B
イ 限度額 500,000円 C
ウ 補助金の額（B又はCのいずれか低い額） _____ 円 *
（千円未満切捨て）

4 設計者・施工者・監理者

設計者	(資格) 建築士 登録第 _____ 号 (氏名) _____ (建築士事務所名) 建築士事務所 知事登録第 _____ 号 (電話番号) _____
施工者	(建設業の許可) 大臣・() 知事 特・般 第 _____ 号 (名称) _____ (代表者名) _____ (電話番号) _____
監理者	(資格) 建築士 登録第 _____ 号 (氏名) _____ (建築士事務所名) 建築士事務所 知事登録第 _____ 号 (電話番号) _____

5 耐震改修工事の予定工期

- (1) 着手予定 _____ 年 _____ 月 _____ 日
(2) 完了予定 _____ 年 _____ 月 _____ 日

6 添付書類

- 補助対象住宅の案内図
- 固定資産税・都市計画税納税通知書の写し又は登記事項証明書（建物）
- 耐震診断の結果報告書（建築士事務所に勤務する建築士が作成したもの）の写し
- 市税等の滞納がないことを明らかにする書類
- 補助対象経費に係る見積書の写し
- 耐震改修工事の設計図書等
- 設計・監理者の木造住宅耐震診断講習会修了証の写し
- その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第7条第1項)

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長



四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、下記のとおり決定・却下しましたので、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 決定

交付決定額 金 _____ 円

(条件)

2 却下

(理由)

四街道市長 様

申請者(補助対象者) 住 所
氏 名
電話番号

四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請内容変更等承認申請書

年 月 日付け四街道市 指令第 号で交付決定を受けた補助金の交付申請について、下記のとおり変更・取下げしたいので、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更

変更内容	変更前	
	変更後	
	理由	
補助対象 経費総額	変更前	
	変更後	
交付申請額	変更前	
	変更後	
予定工期	変更前	着手予定年月日 完了予定年月日
	変更後	着手予定年月日 完了予定年月日

2 取下げ

理由

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長



四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請内容変更等承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金交付申請内容変更等承認について、下記のとおり決定しましたので、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 承認

承認内容	
補助対象 経費総額	
交付申請額	
予定工期	着手予定年月日 完了予定年月日

2 不承認

理由

四街道市長 様

届出者（補助対象者）氏名
住所
電話番号

四街道市木造住宅耐震改修工事着手届

年 月 日付け四街道市 指令第 号で交付決定のありました補助金の耐震改修工事について、下記のとおり着手しますので、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

工 事 場 所	四街道市
着 手 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 設計に係る契約書の写し (2) 施工工事に係る契約書の写し (3) 監理に係る契約書の写し (4) 工事工程表 (5) その他市長が必要と認める書類

四街道市長 様

住 所
申請者（補助対象者）氏 名
電話番号

四街道市木造住宅耐震改修工事検査申請書

年 月 日付け四街道市 指令第 号で交付決定のありました補助金の耐震改修工事について、下記のとおり検査を受けたいので、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

工事場所	四街道市
検査予定日	年 月 日

※ 申請書は、検査予定日の1週間前までに提出してください。

様式第7号(第10条第4項)

年 第 号
月 日

様

四街道市長



四街道市木造住宅耐震改修工事検査結果指示書

年 月 日実施の耐震改修工事検査の結果、下記のとおり不備事項がありましたので、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第10条第4項の規定により改善するよう指示します。

なお、改善後は、速やかに報告の上、再度検査を受けるよう併せて指示します。

記

1 検査実施日

年 月 日

2 検査場所

3 不備事項

四街道市長 様

住所
報告者（補助対象者）氏名
電話番号

四街道市木造住宅耐震改修工事完了報告書

年 月 日付け四街道市 指令第 号で交付決定のありました補助金の耐震改修工事について、下記のとおり完了しましたので、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

所在地	四街道市																			
耐震改修工事期間	着手	年	月	日	完了	年	月	日												
耐震改修工事後の耐震診断結果	<input type="checkbox"/> 倒壊しない <input type="checkbox"/> 一応倒壊しない ・1階（X方向 Y方向 ） 2階（X方向 Y方向 ） ・耐震診断の実施年月日 年 月 日 ・診断者 （資格） 建築士 登録第 号 （氏名） （建築士事務所名） 建築士事務所 知事登録第 号																			
交付決定額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">金</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> </table>							金	十	万	千	百	十	円				〇	〇	〇
金	十	万	千	百	十	円														
				〇	〇	〇														
添付書類	(1) 耐震改修を行った部位ごとに、工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を撮影した写真（撮影場所を明記（明示）した図面を含む。） (2) 設計に係る領収書の写し (3) 施工工事に係る領収書の写し (4) 監理に係る領収書の写し (5) 耐震改修工事監理報告書の写し（建築士法施行規則第17条の15に規定する工事監理報告書） (6) 耐震改修工事の竣工図等 (7) その他市長が必要と認める書類																			

様式第9号(第12条)

四街道市 達第 号
年 月 日

様

四街道市長



四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付確定通知書

年 月 日付け四街道市 指令第 号で交付決定しました木造住宅耐震改修工事費補助金については、下記のとおり確定しましたので、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 _____ 円

四街道市長 様

請求者(補助対象者) 住所
氏名
電話番号

四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付請求書

年 月 日付け四街道市 達第 号で額の確定のありました木造住宅耐震改修工事費補助金について、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

2 振込先

金融機関名		本・支店(所)	
預金の種類		口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

四街道市 達第 号
年 月 日

様

四街道市長



四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け四街道市 指令第 号で交付決定しました木造住宅耐震改修工事費補助金について、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第14条第1項の規定により取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
- 2 取消しの理由

四街道市 達第 号
年 月 日

様

四街道市長



四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金返還命令書

年 月 日付け四街道市 達第 号で交付決定を取り消した木造住宅耐震改修工事費補助金について、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還金額 金 _____ 円

2 返還期限 _____ 年 月 日

資料 1 - 1 4 印旛利根川水防事務組合同規約

○印旛利根川水防事務組合同規約

昭和 39 年 4 月 13 日
千葉県指令第 1384 号

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 本組合は、印旛利根川水防事務組合という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 本組合は成田市、佐倉市、栄町、白井市、酒々井町、八千代市、四街道市、印西市の 6 市 2 町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 本組合は、利根川右岸の水防に関する一切の事務及び水害防御の作業を共同処理する。
2 本組合の水防を行う区域は、別表第 1 のとおりとする。

(組合の事務所の位置)

第 4 条 本組合の事務所は、印旛郡栄町生板鍋子新田乙 20 番地の 71、栄町消防本部内に置く。

第 2 章 組合の議会の組織及び職員の選挙の方法

(議員の定数)

第 5 条 本組合の議会の議員の定数は、16 人とする。

(議員の選挙の方法)

第 6 条 本組合の議会の議員は、関係市町の議会において当該市町の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものの中から別表第 2 に掲げる数の組合の議会の議員を選挙する。

2 前項の場合においては、当該市町の長の推薦した者の中から選挙することができる。ただし、当該市町の長が推薦した者の中から選挙される議員の数は、当該市町の議会において選挙される議員の数の 2 分の 1 を超えてはならない。

3 組合の議会の議員は、地方公共団体の長及び議会の議員の重任を妨げない。

(組合の議会の議員の任期)

第 7 条 組合の議会の議員の任期は 4 年とする。

2 組合の議会の議員の任期の起算は、当選人の告示の日からとする。

3 議員中に欠員を生じた場合は、欠員となった議員を選出した関係市町において、補欠選挙を行わなければならない。

4 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選挙の結果の告示等)

第 8 条 組合の議会の議員の選挙を終了したときは、関係市町の長は直ちにその結果を管理者に報告しなければならない。

2 管理者は前項の報告を受けたときは、直ちに当選者に当選の旨を告知するとともに、当選者の住所氏名を告示しなければならない。

第 3 章 組合の執行機関の組織及び選任の方法

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第 9 条 本組合に管理者、副管理者及び会計管理者各 1 人を置く。

- 2 管理者は、関係市町長の内からこれを互選する。
- 3 副管理者は、本組合の議会の同意を得て管理者が任免する。
- 4 会計管理者は、管理者の属する関係市町の会計管理者をもって充てる。
- 5 第 1 項に定める者を除くほか、本組合に職員 2 人を置き、管理者がこれを任免する。

(監査委員)

第 10 条 本組合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合の職員及び人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)の中からそれぞれ 1 人づつ選任する。
- 3 監査委員の任期は、議員の中から選任された者にあつては議員の任期によるものとし、識見を有する者の中から選任された者にあつては 4 年とする。

第 4 章 組合経費の支弁の方法

(組合経費の支弁の方法)

第 11 条 本組合に要する経費は、関係市町の分賦金及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 前項に規定する関係市町に分賦金は、別表第 3 に掲げる受益区域割、人口割及び平等割として、組合の議会の議決を経て管理者が定める。
- 3 関係市町に分賦された経費の納期は、毎年 5 月末日までとする。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。

附 則(昭和 42 年規約第 1 号)

この規約は許可の日から施行する。ただし、白井村を白井町とする規定は、昭和 39 年 9 月 1 日から適用し、八千代町を八千代市とする規定並びに 2 市 8 ケ町村を 3 市 7 ケ市町村とする規定は、昭和 42 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 44 年規約第 1 号)

この規約は許可の日から施行し、昭和 44 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 46 年規約第 1 号)

この規約は、千葉県知事許可の日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 49 年規約第 1 号)

この規約は、千葉県知事許可の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 51 年規約第 1 号)

(施行期日)

この規約は、千葉県知事許可の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 52 年規約第 1 号)

(施行期日)

この規約は、千葉県知事許可の日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 56 年規約第 1 号)

この規約は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年規約第 1 号)

(施行期日)

1 この規約は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際、現に在職する監査委員はその任期満了までの間、改正後の印旛利根川水防事務組規約第 10 条第 2 項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則(平成 13 年規約第 1 号)

この規約は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規約第 1 号)

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年千葉県市指令第 806 号)

(施行期日)

1 この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 平成 22 年度の方賦金に関する改正後の別表第 3 印西市の項の規定の適用については、同項中「常住人口」とあるのは、「印西市、印旛村及び本埜村の常住人口」とする。

別表第 1

河川名	水防区域
利根川右岸	千葉県印西市木下地先(旧手賀沼込樋)から千葉県印旛郡栄町矢口地先(横提)まで 堤防延長 K 数 10K941m45cm

別表第 2

市町名	平等割	受益割	選出議員数
成田市	1 人	1 人	2 人
佐倉市	1 人	2 人	3 人
栄町	1 人	2 人	3 人
白井市	1 人		1 人
酒々井町	1 人		1 人
八千代市	1 人	1 人	2 人
四街道市	1 人		1 人
印西市	1 人	2 人	3 人

別表第3

市町名	分賦金の割合
成田市	受益区域割 耕地 382.25 ヘクタール, 住家 92 棟に付, 耕地 0.1 ヘクタール当たり及び住家 1 棟当たりの単価を乗じて 得た額 人口割 前年の 9 月 30 日現在の常住人口に単価を乗じて得た額 平等割 平等割総額の 8 分の 1
佐倉市	受益区域割 耕地 621.842 ヘクタール, 住家 289 棟に付, 耕地 0.1 ヘクタール当たり及び住家一棟当たりの単価を乗 じて得た額 人口割 前年の 9 月 30 日現在の常住人口に単価を乗じて得た額 平等割 平等割総額の 8 分の 1
栄町	受益区域割 耕地 963.9616 ヘクタール, 住家 1,046 棟に付, 耕 地 0.1 ヘクタール当たり及び住家一棟当たりの単価を 乗じて得た額 人口割 前年の 9 月 30 日現在の常住人口に単価を乗じて得た額 平等割 平等割総額の 8 分の 1
白井市	受益区域割 耕地 7,311.5 ヘクタールに付, 耕地 0.1 ヘクタール当 たりの単価を乗じて得た額 人口割 前年の 9 月 30 日現在の常住人口に単価を乗じて得た額 平等割 平等割総額の 8 分の 1
酒々井町	受益区域割 耕地 76,971.8 ヘクタール, 住家 180 棟に付, 耕地 0.1 ヘクタール当たり及び住家 1 棟当たりの単価を乗 じて得た額 人口割 前年の 9 月 30 日現在の常住人口に単価を乗じて得た額 平等割 平等割総額の 8 分の 1
八千代市	受益区域割 耕地 288.4 ヘクタールに付, 耕地 0.1 ヘクタール当 たりの単価を乗じて得た額 人口割 前年の 9 月 30 日現在の常住人口に単価を乗じて得た額 平等割 平等割総額の 8 分の 1
四街道市	受益区域割 耕地 66,802 ヘクタールに付, 耕地 0.1 ヘクタール当 たりの単価を乗じて得た額 人口割 前年の 9 月 30 日現在の常住人口に単価を乗じて得た額 平等割 平等割総額の 8 分の 1
印西市	受益区域割 耕地 1,492,020.2 ヘクタール, 住家 834 棟に付, 耕 地 0.1 ヘクタール当たり及び住家 1 棟当たりの単価を 乗じて得た額 人口割 前年の 9 月 30 日現在の常住人口に単価を乗じて得た額 平等割 平等割総額の 8 分の 1

資料1-15 災害救助法被害認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なもの。
	災害関連死者	死者のうち、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの。
	負傷	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。
住家被害	住家	住家とは、現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。 マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱うこと。 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯とする。
	全壊 (全焼) (全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもので。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもので。	

被害区分		認定基準
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
	準半壊に至らない （一部損壊）	住家の損壊程度が準半壊に至らないもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のもの。
	床上浸水	住家の全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）、準半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

資料1-16 災害救助法による救助の種類、方法、期間等

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する	1 基本額 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 2 加算額 ・冬季 別に定める額を加算 ・福祉避難所 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内に着工	1 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間最高2年以内 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水等で炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)及び冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		全流	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
半流	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分 1 世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業・団体等が行う際の施工費用の合計
災害にかかった住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 706,000円以内	災害発生の日から3カ月以内	
	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 343,000円以内	災害発生の日から3カ月以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 ・小学校児童 4,800円 ・中学校生徒 5,100円 ・高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり ・大人(12歳以上) 219,100円以内 ・小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500円以内 一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1 体当たり 5,500円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の検索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、歯科医師 24,700円以内 ・ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,300円以内 ・ 保健婦、助産婦、看護師及び准看護師 14,100円以内 ・ 救急救命士 13,300円以内 ・ 土木技術者、建築技術者 13,900円以内 ・ 大工 24,800円以内 ・ 左官 26,900円以内 ・ とび職 27,300円以内 	救助の実施が認められる期間以内	時間外通勤手当及び旅費は、別に定める額

資料1-17 被災者生活再建支援金支給規程

被災者生活再建支援法

(平成十年五月二十二日法律第六十六号)

最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 被災者生活再建支援金の支給（第三条—第五条）

第三章 被災者生活再建支援法人（第六条—第十七条）

第四章 国の補助等（第十八条—第二十条）

第五章 雑則（第二十一条・第二十二条）

第六章 罰則（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）
 - ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

第二章 被災者生活再建支援金の支給

(被災者生活再建支援金の支給)

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第七項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
- 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
- 三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（第五項第三号において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯 五十万円
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号八に該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 百万円
 - 二 その居住する住宅を補修する世帯 五十万円
 - 三 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 二十五万円
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。
- 7 単身世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千元」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする。

（支給事務の委託）

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。

- 2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合には、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

（政令への委任）

第五条 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 被災者生活再建支援法人

（指定等）

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第七条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支

- 援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- 二 第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。
 - 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（費用の支弁）

第八条 支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

（基金）

第九条 支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。

- 2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。
- 3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

（運営委員会）

第十条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

- 2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
 - 一 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更
 - 二 第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更
- 3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に依りて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができる。
- 4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

（業務規程の認可）

第十一条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

（事業計画等）

第十二条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第十三条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（秘密保持義務）

第十四条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（報告）

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、第六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 国の補助等

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第十九条 第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第二十条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第五章 雑則

(譲渡等の禁止)

第二十条の二 支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十一条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十三条 第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

附 則 抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第三条（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があった場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

附 則 （平成一一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一六年三月三一日法律第一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（支援金の支給に関する経過措置）

第二条 改正後の被災者生活再建支援法（以下「新法」という。）第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、施行日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により避難のための立退きの指示を受けた者であって、施行日以後に、当該指示に係る地域（施行日以後に同条第四項の規定により避難の必要のなくなった旨の公示があった地域に限る。以下この条において同じ。）において自立した生活を開始する者又は当該指示に係る地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する支援金の支給については、新法第三条の規定を適用する。この場合においては、同条第一号中「三百万円」とあるのは「三百万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同条第二号中「百五十万円」とあるのは「百五十万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行前に支給された支援金の額を減じた額」とする。

（被災者生活再建支援基金に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前の被災者生活再建支援法第六条第一項の規定による指定を受けている被災者生活再建支援基金は、新法第六条第一項の規定による指定を受けた被災者生活再建支援法人とみなす。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一九年一月一六日法律第一一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（支援金の支給に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の被災者生活再建支援法（次条において「新法」という。）第三条第一項の規定は、この法律の公布の日（以下「公布日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、平成十九年能登半島地震による自然災害、平成十九年新潟県中越沖地震による自然災害、平成十九年台風第十一号及び前線による自然災害又は平成十九年台風第十二号

による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援金の支給については、新法第三条第一項の規定を適用する。この場合において、この法律による改正前の被災者生活再建支援法第三条の規定により、当該世帯主に対し、同一の自然災害について既に支援金が支給されているときは、同項の規定に基づき支給される支援金の額は、新法第三条第二項から第五項までの規定による支援金の額から、当該既に支給された支援金の額を減じた額とする。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇〇号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（被災者生活再建支援法の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正後の被災者生活再建支援法第二十条の二の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

（検討）

4 地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であって、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

5 国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となった者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （令和二年一二月四日法律第六九号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の被災者生活再建支援法第二条第二号（ホに係る部分に限る。）及び第三条（同号ホに該当する被災世帯に係る部分に限る。）の規定は、令和二年七月三日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用する。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

被災者生活再建支援法施行令
(平成十年十一月五日政令第三百六十一号)

最終改正：令和三年五月十日政第百五十三号

内閣は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第二条第二号、第三条、第五条及び第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（支援金の支給に係る自然災害）

第一条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

- 一 自然災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害（同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害
- 二 自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害
- 三 自然災害により百以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害
- 四 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第一号又は第二号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口（地方自治法第二百五十四条に規定する人口をいう。次号及び第六号において同じ。）十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 五 第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 六 第三号又は第四号に規定する都道府県が二以上ある場合における市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五（人口五万未満の市町村にあっては、二）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

（構造耐力上主要な部分）

第二条 法第二条第二号二の政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に定めるものとする。

（特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例）

第三条 法第三条第四項の政令で定める世帯は、次に掲げる世帯（同条第二項第一号に掲げる世帯であるものを除く。次条第三項において「特定長期避難世帯」という。）とする。

- 一 当該自然災害について災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項若しくは第六項又は第六十一条第一項の規定による立退きの指示（以下この号及び次条第三項において「避難指示」という。）がその区域の全部について行われた市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に当該避難指示が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難指示が行われている期間が通算して三年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第六十条第五項（同法第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされた日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの
- 二 当該自然災害について災害対策基本法第六十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による警戒区域への立入りの制限若しくは禁止又は警戒区域からの退去の命令（以下この号及び次条第三項において「立入制限等」という。）がその区域の全部について行われた市町村の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

- 2 法第三条第四項の政令で定める額は、同条第二項の規定による額（同条第三項に規定する場合にあっては、同項の規定による額）に七十万円を加えた額（その額が三百万円を超えるときは、三百万円）とする。
- 3 前二項の規定は、法第二条第二号八に該当する単数世帯について準用する。この場合において、第一項中「同条第二項第一号」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第二項第一号」と、前項中「同条第二項」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第二項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第三項」と、「七十万円」とあるのは「五十二万五千円」と、「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。

（支援金の支給の申請）

第四条 法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号又は第五項各号（これらの規定を同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額及び前条第二項（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による加算額に係る部分を除く。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県（当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人。以下この条において同じ。）に提出してしなければならない。

- 2 法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号又は第五項各号に定める額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して三十七月を経過する日までに、申請書に、同条第二項各号又は第五項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。
- 3 法第三条第一項の規定による支援金（前条第二項に規定する加算額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該避難指示又は立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が特定長期避難世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。
- 4 前三項の規定にかかわらず、都道府県は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯の世帯主がこれらの規定に規定する期間内に法第三条第一項の規定による支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

（内閣府令への委任）

第五条 この政令に規定するもののほか、この政令の実施のための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、法の施行の日（平成十年十一月六日）から施行する。

（合併市町村に係る特例）

- 2 令和十二年三月三十一日までに行われた市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下この項において同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村（以下この項において「合併市町村」という。）の区域のうち合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下この項において同じ。）の区域であった区域に係る法第二条第二号の政令で定める自然災害は、第一条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。
 - 一 第一条第四号に規定する都道府県の区域のうち合併関係市町村（合併前人口（市町村の合併が行われた日直近において官報で公示された国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。次号及び第三号において同じ。）が十万未満のものに限る。）の区域であつて、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（当該区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じたも

のに限る。)

- 二 第一条第三号又は第四号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域のうち合併関係市町村（合併前人口が十万未満のものに限る。）の区域であった区域であって、同条第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（当該区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じたものに限る。）
- 三 第一条第三号又は第四号に規定する都道府県が二以上ある場合における合併関係市町村（合併前人口が十万未満のものに限る。）の区域であった区域であって、その自然災害により五（合併前人口が五万未満の合併関係市町村の区域であったものにあつては、二）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの（以下この号において「特定区域」という。）及び特定区域（合併前人口が五万未満の合併関係市町村の区域であったものに限る。以下この号において「被隣接区域」という。）に隣接する区域（被隣接区域の全部又は一部（その自然災害により一以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区域に限る。）を含む市町村の区域内の区域に限る。）のうち被隣接区域に係る市町村の合併が行われた日前五年目に当たる日から、被隣接区域に係る市町村の合併が行われた日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に市町村の合併が行われた合併関係市町村の区域であった区域であつて、その自然災害により一以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの（当該区域に係る合併関係市町村（以下この号において「隣接合併関係市町村」という。）の合併前人口（その区域の一部が合併市町村の区域の一部となった合併関係市町村にあつては、当該合併関係市町村の当該合併市町村の区域の一部となった区域の合併前の人口（当該合併関係市町村の合併前人口を市町村の合併が行われた日の現在により都道府県知事の調査した人口に比例して算出したものをいう。）。以下この号において同じ。）及び被隣接区域に係る合併関係市町村の合併前人口の合計（隣接合併関係市町村が複数ある場合は、それらの全ての合併前人口及び被隣接区域に係る合併関係市町村の合併前人口の合計）が五万未満である場合に限る。）に係る当該自然災害（特定区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じたものに限る。）

附 則 （平成一二年六月七日政令第三〇三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一六年三月三十一日政令第九九号）

この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一七年六月二二日政令第二一六号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令による改正後の被災者生活再建支援法施行令（以下「新令」という。）第四条の規定は、平成十六年四月一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金について適用し、同日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、同日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示を受けた者であつて、同日以後に、当該指示に係る地域（同日以後に同条第四項の規定による避難の必要がなくなった旨の公示があつた地域に限る。）において自立した生活を開始する者又は当該地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、新令第四条の規定を適用する。

附 則 （平成一九年一月二日政令第三六一号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十四号）の施行の日（平成十九年十二月十四日）から施行する。

附 則 （平成二二年九月三日政令第一九二号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の被災者生活再建支援法施行令第一条第六号及び附則第二項の規定は、平成二十二年六月十一日以後に生じた自然災害について適用する。

附 則 （平成二五年六月二一日政令第一八七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月三〇日政令第三〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 （令和二年一二月四日政令第三四一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年五月一〇日政令第一五三号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

被災者生活再建支援法施行規則
(平成十年十一月六日総理府令第六十八号)

最終改正：平成一九年十二月十二日内閣府令第八十五号

(令第四条第一項の内閣府令で定める書面)

第一条 被災者生活再建支援法施行令(以下「令」という。)第四条第一項の内閣府令で定める書面は、当該自然災害の発生時における当該被災世帯に属する者の数を証する書面とする。

(指定の申請)

第二条 被災者生活再建支援法(以下「法」という。)第六条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
 - 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 二 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - 三 指定の申請に関する意思の決定を証する書面
 - 四 法第七条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画書
 - 五 法第七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

(名称等の変更の届出)

第三条 支援法人は、法第六条第四項の規定により届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(業務規程の変更の認可の申請)

第四条 支援法人は、法第十一条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(法第十一条第三項の内閣府令で定める事項)

第五条 法第十一条第三項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県に対し行う支援金の額に相当する額の交付に関する事項
- 二 法第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて行う支援金の支給に関する事務に関する事項
- 三 法第四条第二項の規定による支援金の支給に関する事務の市町村への委託に関する事項
- 四 運営委員会に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、支援業務の実施に関し必要な事項

(経理原則)

第六条 支援法人は、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(区分経理の方法)

第七条 支援法人は、支援業務に係る経理について特別の勘定(次条、第十条第二項及び第十一条第二項において「支援業務特別勘定」という。)を設け、支援業務以外の業務に係る経理と区別して整理

しなければならない。

(資金の繰入れ及び融通)

第八条 支援法人は、支援業務特別勘定から支援法人が設けるその他の勘定（以下本条において「その他の勘定」という。）へ、又はその他の勘定から支援業務特別勘定へ資金の繰入れをしてはならない。

2 その他の勘定から支援業務特別勘定への資金の融通は、融通する勘定から支援業務特別勘定への貸付けとして整理するものとする。

(事業計画書等の提出)

第九条 法第十二条第一項前段の規定による事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- 一 前事業年度の予定貸借対照表
- 二 当該事業年度の予定貸借対照表
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該収支予算書の参考となる書類

2 前項の事業計画書には、支援業務に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。

3 第一項の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従って区分するものとする。

4 支援法人は、事業計画書又は収支予算書を変更しようとするときは、法第十二条第一項後段の規定により遅滞なく変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が第一項二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(予備費)

第十条 支援法人は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 支援法人は、支援業務特別勘定の予備費を使用したときは、速やかにその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類をもってするものとする。

(予算の繰越し)

第十一条 支援法人は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。

2 支援法人は、支援業務特別勘定について前項の規定による繰越しをしたときは、当該事業年度終了後二月以内に、繰越計算書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、当該繰越計算書に繰越しに係る経費の予算現額並びに当該経費の予算現額のうち支出決定済額、翌事業年度への繰越額及び不用額を記載しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第十二条 法第十二条第二項の規定による事業報告書及び収支決算書の提出は、毎事業年度終了後三月以内に行わなければならない。

(収支決算書)

第十三条 法第十二条第二項の収支決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、当該収支決算書に次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 収入
 - イ 収入予算額
 - ロ 収入決定済額
 - ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

- 二 支出
 - イ 支出予算額
 - ロ 前事業年度からの繰越額
 - ハ 予備費の使用の金額及びその理由
- 二 支出予算の現額
 - ホ 支出決定済額
 - ヘ 翌事業年度への繰越額
 - ト 不用額

(会計規程)

第十四条 支援法人は、その財務及び会計に関し、法及びこの府令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 支援法人は、前項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく内閣総理大臣に提出しなければならない。

附 則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 この府令の公布の日から平成十一年三月三十一日までの間は、第五条第一号中「知的障害者更生相談所」とあるのは「精神薄弱者更生相談所」と、「知的障害者と」とあるのは「精神薄弱者と」と、別表の七の項の第一欄及び第三欄中「高等学校、中等教育学校」とあるのは「高等学校」と読み替えるものとする。

附 則（平成十二年八月十四日総理府令第百三号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十六年三月三十一日内閣府令第二十七号）

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月四日内閣府令第十五号）

この府令は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則（平成十七年六月二十二日内閣府令第七十七号）

(施行期日)

- 1 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この府令による改正後の被災者生活再建支援法施行規則（以下「新規則」という。）は、平成十六年四月一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金について適用し、同日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、同日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示を受けた者であって、同日以後に、当該指示に係る地域（同日以後に同条第四項の規定による避難の必要がなくなった旨の公示があった地域に限る。）において自立した生活を開始する者又は当該地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、新規則の規定を適用する。

附 則（平成十九年一月三十一日内閣府令第十五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年十二月十二日内閣府令第八十五号）

この府令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十四号）の施行の日（平成十九年十二月十四日）から施行する。

資料1-18 災害援護資金支給基準等

対象となる災害		県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた場合の災害
貸付対象		<p>上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主。ただしその世帯の前年の総年間所得が次の額未満の世帯に限る。</p> <p>① 世帯構成人数 1人の場合 … 220万円 ② … 2人 … 430万円 ③ … 3人 … 620万円 ④ … 4人 … 730万円 ⑤ … 5人以上 … 730万円に加えて (世帯構成人数 - 4人) × 30万円</p> <p>(注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>
貸付金額 (限度額)		<p>ア. 世帯主の医療機関1か月以上の負傷 150万円</p> <p>イ. 家財等の損害</p> <p>① 家財の1/3以上の損害 150万円 ② 住居の半壊 170万円 ③ 住居の全壊 250万円 ④ 住居全体の滅失または流出 350万円</p> <p>ウ. ア、イが重複した場合</p> <p>①アとイの①の重複 250万円 ②アとイの②の重複 270万円 (350) ③アとイの③の重複 350万円</p> <p>(注) 被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合特別の事情がある場合は()内の額となります。</p> <p>エ. 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合</p> <p>① イの②の場合 250万円 ② イの③の場合 350万円 ③ ウの②の場合 350万円</p>
貸付条件	据置期間	3年(特別の事情がある場合5年)
	償還期間	据置期間経過後7年
	償還方法	年賦、半年賦、月賦
	貸付利息	据置期間 0% 償還期間 年3%
	延滞利息	年5%
財源	貸付原資の3分の2を国庫負担、3分の1を県負担	

資料1-19 生活福祉資金貸付基準等

貸付対象	低所得世帯等（生活保護基準額の概ね 1.7倍以内）のうち他から融資を受けることのできないもので、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	
貸付金額	一世帯 原則150万円以内	
貸付条件	据置期間	貸付の日から6ヶ月以内
	償還期間	据置期間経過後7年以内
	貸付利息	連帯保証人あり…無利子 連帯保証人なし…年1.5%（据置期間中は無利子）
	対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した住宅を復旧するための経費 ・家財道具を購入するための経費 ・被災により転居するための経費 ・主たる主計手段である田畑、向上、倉庫等が被災した場合の復旧経費
	対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者に損害を与えたことに対する賠償を目的とする場合 ・住宅改修等の工事が契約済み・着工済み・支払済の場合
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦
申込方法	官公署の発行するり災証明を添付し、民生委員または四街道市社会福祉協議会へご相談ください	
留意事項	貸付に当たって審査を行います。審査の結果、貸付に至らない場合（不承認）もありますので、ご了承ください。	

資料 1-20 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例

○千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 3 月 15 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)
第 2 条に規定する災害(以下「自然災害」という。)により死亡した千葉県市町村総合事務組合規約(昭和 30 年千葉県告示第 496 号)第 3 条第 1 項第 10 号に掲げる事務を共同処理する団体(以下「共同処理団体」という。)の住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた共同処理団体の住民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた共同処理団体の世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて規定するものとする。

(災害弔慰金の支給)

第 2 条 組合は、次の各号に掲げる災害により死亡した者(当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。)の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

- (1) 法に基づく政令(以下「政令」という。)第 1 条の災害
- (2) 前号に規定する災害以外の自然災害

(遺族の範囲及び順位)

第 3 条 前条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。以下同じ。)、子、父母、孫及び祖父母で災害により死亡した者の死亡当時主としてその者の収入によって生計を維持していた者
 - (2) 配偶者、子、父母、孫及び祖父母で前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が災害弔慰金を受ける順位は、前項各号の順位により、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前項の規定により難しいときは、前項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうちで組合長が適当と認める者を第 1 順位者として災害弔慰金を支給することができる。
- 4 災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上ある場合には、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 4 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第 6 条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(災害による死亡の推定)

第 5 条 自然災害の際現にその場にいわせられた者につき、当該災害のやんだ後 3 月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(災害障害見舞金の支給)

第 6 条 組合は、第 2 条に規定する災害により共同処理団体の住民(当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。)が負傷し又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金を支給する。

(災害障害見舞金の額)

第 7 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかか

った当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(支給の制限)

第 8 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡又は当該障害者の負傷若しくは疾病が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第 2 条及び第 2 条の 3 に規定する事由に該当する場合
- (3) 災害に際し、市町村の長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市町村の長が支給を不相当と認めた場合

(認定等)

第 9 条 共同処理団体の長は、調査により判明した事実に基づき、第 2 条に規定する災害による死亡が発生したと認料するに至った場合又は第 6 条に規定する障害者に該当すると認料するに至った場合は、速やかにその旨を組合長に報告しなければならない。

2 組合長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその死亡又は障害が第 2 条又は第 6 条に規定する災害によるものであるかどうか及び前条の規定の適用について認定しなければならない。

3 組合長は、第 2 条に規定する災害による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給に当たり、自然災害による死亡等であるか否かの判定が困難な場合には、専門的見地から自然災害との相当因果関係等を審査するため、千葉県市町村総合事務組合災害弔慰金等支給審査会(以下「審査会」という。)の意見を聞くものとする。

(審査会)

第 10 条 組合に審査会を設置する。

2 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他組合長が適当と認める者のうちから組合長が委嘱する。

4 委員の任期は、委嘱の日から 4 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会に会長を置く。

6 会長は、組合長が指名する委員をもって充てる。

7 会長は、審査会を代表し、会務を統括する。

8 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

9 審査会は、必要があると認める場合には、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。

10 審査会は、必要があると認める場合には、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

11 前項の場合において、共同処理団体が資料の提出、意見の開陳を求められたときは、速やかに資料を提出し、また意見を開陳し、その他必要な協力を求められたときは、これに協力しなければならない。

12 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

13 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(災害援護資金の貸付け)

第 11 条 組合は、千葉県内において災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)による救助が行われた場合において、当該同一の自然災害により被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、第 1 号及び第 2 号に掲げる被害にあっては同一の世帯に属する者が 1 人であるときは 220 万円、2 人であるときは 430 万円、3 人であるときは 620 万円、4 人であるときは 730 万円、5 人以上であるときは 690 万円にその世帯に属する者のうち 4 人を除いた者 1 人につき 30 万円を加算した額、第 3 号に掲げる被害にあっては 1、270 万円に満たないものの住民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

(1) 療養に要する期間が 1 月以上である世帯主の負傷

(2) 住民又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(次号に掲げる場合を除く。)

(3) 住居の滅失

(災害援護資金の限度額等)

第 12 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 世帯主の負傷の場合 150 万円

ロ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)があった場合 250 万円

ハ 住居が半壊した場合 270 万円

ニ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があった場合 150 万円

ロ 住居が半壊した場合 170 万円

ハ 住居が全壊した場合(二の場合を除く。) 250 万円

ニ 住居の全体が滅失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 1 災害について、前項の被害の 2 以上の事由に該当する場合における貸付限度額は、その該当する被害に対応する貸付限度額のうち、いずれか高い額とする。

3 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(政令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(保証人及び利息)

第 13 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は前条に規定する据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第 16 条の規定による違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 14 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況の報告等については、法第 16 条の規定によるものとする。

(一時償還)

第 15 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠つたときは、第 12 条の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第 16 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金につき、年 5 パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第 17 条 組合長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第 12 条の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第 14 条第 3 項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その

償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還の免除)

第 18 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第 14 条第 3 項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められるとき。

(補則)

第 19 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附則 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例)

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。)第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。)第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 12 条第 3 項の規定の適用については、第 12 条第 3 項中「10 年」とあるのは「13 年」と、「3 年」とあるのは「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」とする。

4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第 18 条の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 103 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 14 条第 1 項の規定によるものとする。

附則(昭和 50 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 7 月 1 日から適用する。

附則(昭和 50 年条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 9 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則(昭和 51 年条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則(昭和 52 年条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害による被害について適用する。

附則(昭和 52 年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条の規定は、昭和 52 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附則(昭和 53 年条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害による被害について適用する。

附則(昭和 53 年条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則(昭和 54 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条の規定は、昭和 54 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則(昭和 55 年条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条の規定は、昭和 55 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則(昭和 56 年条例第 10 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害による被害について適用する。
- 2 この条例の規定による改正前の千葉県市町村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例に基づいて、適用日からこの条例の施行の前日までの間に支払われた災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金の内払いとみなす。

附則(昭和 57 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条の規定は、昭和 57 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則(昭和 57 年条例第 13 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害に関して適用する。

(千葉県市町村総合事務組合課設置条例の一部改正)

- 2 千葉県市町村総合事務組合課設置条例(昭和 45 年条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(昭和 58 年条例第 6 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 11 条の規定は、昭和 58 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 40 年条例第 4 号)の 1 部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(昭和 59 年条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 11 条の規定は、昭和 59 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則(昭和 60 年条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 10 条の規定は、昭和 60 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則(昭和 61 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 10 条の規定は、昭和 61 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則(昭和 62 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 11 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則(昭和 62 年条例第 11 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、昭和 62 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則(昭和 63 年条例第 7 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、昭和 63 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則(平成元年条例第 6 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成元年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則(平成 2 年条例第 8 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 2 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則(平成 3 年条例第 8 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 3 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則(平成 3 年条例第 11 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「新条例」という。)第 4 条の規定は、平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第 7 条の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第 10 条及び第 11 条第 1 項の規定は、同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
- 3 平成 3 年 6 月 3 日からこの条例の施行の日の前日までの間においてこの条例による改正前の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づいて支給された災害弔慰金は、新条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

附則(平成 4 年条例第 8 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 4 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則(平成 6 年条例第 8 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 5 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則(平成 6 年条例第 6 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 6 年 6 月 1 日以後に自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則(平成 7 年条例第 11 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 7 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお、従前の例による。

附則(平成 8 年条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 8 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則(平成 8 年条例第 8 号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 2 条(「千葉県市町村総合事務組合(以下「組合」という。)」を「組合」に改める規定を除く。)、第 3 条、第 6 条及び第 10 条の規定は、平成 8 年 9 月 22 日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 改正前の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により適用日からこの条例の施行の前日までに支払われた災害弔慰金は、改正後の条例に基づく災害弔慰金とみなす。

附則(平成 9 年条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 9 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則(平成 10 年条例第 8 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 10 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則(平成 12 年条例第 6 号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 23 年条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附則(平成 31 年条例第 1 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 12 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

- 3 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 15 条の規定は、同条の規定による違約金のうち平成 31 年 4 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附則(令和元年条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 6 条関係)

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

資料 1-21 激甚災害指定基準

激 甚 災 害 指 定 基 準

昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>激甚法 2 章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の該当年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の該当年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5</p>
<p>激甚法 5 条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 2 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円</p>
<p>激甚法 6 条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）</p>	<p>次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法 5 条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得額推定×100分の1.5であることにより激甚法 8 条の措置が適用される激甚災害</p>
<p>激甚法 8 条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3</p>
<p>激甚法 11 条の 2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の5</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
	<p>(B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る林業被害見込額>当該都道府県内の生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の60 又は、一の都道府県内の当該災害に係る林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1</p>
激甚法12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業附加価値率×中小企業販売率。以下同じ。)×100分の2 (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 ただし、火災の場合又は激甚法12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
激甚法16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、17条(私立学校施設災害復旧事業の補助)、19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	激甚法2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法22条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p>
激甚法24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	<ol style="list-style-type: none"> 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

資料1-22 局地激甚災害指定基準

局 地 激 甚 災 害 指 定 基 準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>(1) ① 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業)の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村(当該市町村が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。)</p> <p>(イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入×0.5を超える市町村(当該査定事業費1,000万円未満は除外)</p> <p>(ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入≤50億円、かつ、当該査定事業費の額>2億5,000万円の市町村にあつては、当該標準税収入×0.2を超える市町村</p> <p>(ハ) 100億円≤当該市町村の当該年度の標準税収入>50億円の市町村にあつては、当該標準税収入×0.2+(当該標準税収入-50億円)×0.6を超える市町村</p> <p>② ①の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害。(当該災害に係る被害箇所数がおおむね10未満を除く)</p>	<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>(農地、農業用施設等災害関係)</p> <p>(2) ① 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業(激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業)に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×0.1に該当する市町村(当該経費の額1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。(その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね、5,000万円未満を除く)</p> <p>ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内の当該災害に係る漁業被害額>農業被害額、かつ当該市町村の当該年度の漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の洋食施設)の被害額>当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額×0.1に該当する市町村(当該漁船等の被害額1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。(その該当市町村ごとの当該漁船等の被害額の合計額がおおむね、5,000万円未満を除く)</p> <p>② ①の経費見込額からみて①に掲げる災害に明</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置</p>

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
らかに該当することとなると見込まれる災害。(当該災害に係る被害箇所数がおおむね 10 未満を除く)	
<p>(林業災害関係)</p> <p>(3) 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5。</p> <p>ただし、当該林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の0.05の場合を除く。</p> <p>かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>300haの市町村、その他の災害にあつては当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積(人工林に係るものに限る。)×100分の25の市町村が1以上ある災害。</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置</p>
<p>(中小企業施設災害関係)</p> <p>(4) 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村(当該被害額1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置</p>

2. 協定、覚書等

資料2-1 災害時協定一覧

(令和5年1月現在)

1 自治体等に関する応援協定

協定名称	締結先	締結年月日	協定概要
四街道地区地下水位観測所の管理運営に関する覚書	千葉県	昭和57年6月19日	四街道地区地下水位観測所非常時飲料用水源施設の管理運営等
千葉県水道災害相互応援協定	千葉県及び県内水道事業者	平成7年11月2日 平成30年11月30日 (変更)	応急給水作業、応急復旧作業、被災自治体・応援自治体等間の応援活動等
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県内市町村	平成8年2月23日	救助、復旧の相互協力(物資・役務の提供等)
社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定	社団法人日本水道協会千葉県支部	平成10年5月18日	応急給水作業、応急復旧作業、応急復旧資器材の提供等
千葉県防災行政無線局の設置等に関する協定	千葉県	平成3年1月31日 平成20年3月31日 (変更)	千葉県防災行政無線局設置に係る相互協力
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	平成24年3月8日	被害発生時等の情報交換等
災害時における相互応援協定	北茨城市	平成25年2月22日	救助、復旧の相互協力(物資・役務の提供等)
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体	平成25年7月12日	救助、復旧の相互協力(物資・役務の提供等)
災害時における相互協力に関する協定	四街道警察署	平成26年7月16日	総合公園体育館の使用、情報の共有及び救援活動等の相互協力
千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定	千葉県	平成28年3月25日	救助、復旧の相互協力(千葉県大規模災害時における広域防災拠点である総合公園体育館の開設・運営の提供)
災害時相互応援協定	茨城県ひたちなか市	平成30年7月24日	救助、復旧の相互協力
原子力災害におけるひたちなか市民の県外広域避難に関する協定	茨城県ひたちなか市	平成30年7月24日	原子力災害における避難先に関する一時受け入れ

2 物資供給に関する協定

協定名称	締結先	締結年月日	協定概要
災害時における物資供給に関する協定	(株)千葉ヤクルト工場	平成8年4月4日	災害時の物品等の調達供給等の協力
災害時における生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	平成11年2月8日	災害時の物品等の調達供給等の協力
災害時における燃料等の供給に関する協定	(一社)千葉県LPガス協会 印旛支部 四街道地区長	平成18年9月12日	災害時のカセットコンロ、ガスボンベ等の調達供給の協力
災害時における物資供給に関する協定	千葉みらい農業協同組合	平成27年6月16日	災害時の物品等の調達供給等の協力

協定名称	締結先	締結年月日	協定概要
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン	平成28年1月21日	災害時における物資供給及び店舗の営業継続又は早期再開等
災害時における物資供給に関する協定	(株)ナリタヤ	平成29年2月17日	災害時の物品等の調達供給等の協力
災害時における物資供給に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	平成30年1月30日	災害時の物品等の調達供給等の協力
災害時における物資供給に関する協定	(株)ナフコ(ホームプラザナフコ四街道店)	平成30年7月5日	災害時の物品等の調達供給等の協力
災害時における物資供給等に関する協定	(株)長崎屋(MEGAドン・キホーテ四街道店)	令和元年12月27日	災害時の物品等の調達供給等の協力、店舗駐車場の解放、災害情報の提供
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	令和2年7月31日	災害時の物品等の調達供給等の協力
自然災害時における支援協力に関する協定	株式会社京葉銀行	令和3年9月29日	物資等の提供可能な事業者の情報提供
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	ウチヤマコーポレーション株式会社	令和4年3月28日	災害時の避難所物資等の支援
災害時における物資等の支援協力に関する協定	有限会社旭陽	令和4年12月15日	災害時の避難所物資等の支援
災害時における物資等の支援協力に関する協定	株式会社シバタ	令和5年1月12日	災害時の避難所物資等の支援

3 災害復旧に関する協定

協定名称	締結先	締結年月日	協定概要
災害時における応急対策の協力に関する協定	千葉土建一般労働組合 千葉支部	平成20年3月31日	避難所等の公共施設の応急補修への協力、応急仮設住宅の建設
災害時における応急対策の協力に関する協定	四街道市土木協会	平成21年8月6日	公共施設等の応急補修、道路交通確保のための障害物除去、応急仮設住宅の建設
災害時等における応急対策の協力に関する協定	四街道市指定管工事業協同組合	平成25年4月1日	水道の本支管・給水管・宅内管の復旧等の応急活動
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 千葉総支社	令和2年12月7日	停電復旧等の活動の相互協力
災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定	東日本電信電話株式会社 千葉事業部	令和4年8月2日	災害時における通信設備復旧等の活動の相互協力

4 廃棄物処理に関する協定

協定名称	締結先	締結年月日	協定概要
災害時における土地の一時賃借に関する協定	学校法人日本大学	平成29年6月13日	災害により発生した廃棄物仮置き場の協力
災害時における応急対策の協力に関する協定	株式会社タケエイ	令和5年2月7日	災害により発生した廃棄物仮置き場の確保等の協力

5 広報・情報通信に関する協定

協定名称	締結先	締結年月日	協定概要
四街道市防災行政無線の活用に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社 千葉総支社	平成21年10月29日	情報発信等の協力（大規模災害発生に伴い電力供給の回復が困難となることが、見込まれる状況。1時間以上、5千世帯以上）
四街道市と株式会社広域高速ネット二九六の連携協力に関する協定	(株)広域高速ネット二九六	平成24年11月15日	情報発信等の協力
アマチュア無線による災害時応援協定	四街道市役所アマチュア無線クラブ	平成25年4月1日	災害時の被害状況等の情報収集及びその提供
アマチュア無線による災害時応援協定	四街道アマチュア無線クラブ	平成25年4月1日	災害時の被害状況等の情報収集及びその提供
防災行政無線の活用に関する協定	東京瓦斯株式会社 千葉支社	平成26年10月14日	情報発信等の協力（災害等により、都市ガスの供給に関わる問題が生じ、市民の安全を確保する必要がある場合）
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	平成27年11月20日	情報発信等の協力
災害時公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	令和3年1月14日	災害時公衆電話を設置し、被災者等の通信の確保を行う

6 医療・衛生に関する協定

協定名称	締結先	締結年月日	協定概要
災害時の医療救護活動に関する協定	(公社)印旛郡市医師会	平成13年4月1日	災害時の医療救護活動等
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(公社)印旛郡市歯科医師会	平成13年4月1日	災害時の歯科医療救護活動等
災害時における福祉用具等物資の提供協力に関する協定	(一社)日本福祉用具供給協会	平成26年2月24日	災害時の福祉用具、衛生用品、医療機器の提供
災害時における動物救護活動に関する協定	(公社)千葉県獣医師会 印旛地域獣医師会	平成29年2月28日	災害時の動物救護活動等
災害時における支援協力に関する協定	千葉中央葬祭業協同組合	平成30年10月15日	災害時の遺体の収容等
災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定	(一社)千葉県ペストコントロール協会	令和2年7月16日	水害時等の防疫活動等
災害時の遺体搬送に関する協定	千葉県霊柩自動車協会	令和2年10月8日	災害時の遺体の搬送等
	(一社)全国霊柩自動車協会		

7 消防に関する応援協定

協定名称	締結先	締結年月日	協定概要
千葉県広域消防相互応援協定	千葉県内消防本部	平成4年4月1日 平成15年3月24日 (改正)	消防組織法第39条の規定に基づく、県下市町村の相互応援
成田国際空港消防相互応援協定	3市町、5一部事務組合、成田国際空港(株)	平成18年7月12日	成田国際空港及びその周辺地域において、航空機に関する災害又は発生のおそれのある事態に際し、相互の協力のもとに消火救難活動を実施するための相互応援
鉄道災害時における鉄道軌道事業者と消防機関との連携に関する協定	千葉県、県下30消防本部、鉄道事業者15社	平成21年3月31日	鉄道災害又は発生のおそれのある事態に際し、消防機関と鉄道軌道事業者の相互連携により、安全かつ迅速な消防活動と公共交通機関として列車運行の早期復旧を図る
東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定	10市町、3一部事務組合	平成25年4月10日	東関東自動車道及び新空港自動車道において災害が発生した際に、消防隊、救急隊、その他人員や資器材を出動させるための相互応援
災害時等における消防用水の供給支援に関する協定	千葉市、市原市、千葉中央生コンクリート協同組合、及び同組合加盟11社	平成31年3月20日	3市域における大規模災害時に、民間事業者の協力により消防用水等の搬送体制を確保するとともに、消防用水等の補給及び消防資器材の確保について3市が相互に連携を図る

8 帰宅困難者対策に関する協定

協定名称	締結先	締結年月日	協定概要
地震発生時等における帰宅困難者支援に関する協定	四街道市防犯協会	平成26年5月8日	災害時における帰宅困難者等への支援

9 高等学校避難所等施設利用協定

協定名称	締結先	締結年月日	協定概要
災害時における避難所等の施設利用に関する協定	千葉県立千葉盲学校	平成24年3月28日	避難所等の施設利用
災害時における避難所等の施設利用に関する協定	学校法人愛国学園(愛国学園大学附属四街道高等学校)	平成24年3月28日	避難所等の施設利用
災害時における避難所等の施設利用に関する協定	学校法人千葉敬愛学園(千葉敬愛高等学校)	平成24年3月30日	避難所等の施設利用
災害時における避難所等の施設利用に関する協定	千葉県立四街道北高等学校	平成24年4月26日	避難所等の施設利用
災害時における避難所等の施設利用に関する協定	千葉県立四街道高等学校	平成24年7月17日	避難所等の施設利用

10 福祉避難所施設利用協定

協定名称	締結先	締結年月日	協定概要
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 翠昂会(永昂園、ピクシーフォレスト)	平成25年7月3日	福祉避難所の設置運営
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 旭会(特別養護老人ホーム あさひ園)	平成25年11月18日	福祉避難所の設置運営
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 勝曼会(特別養護老人ホーム あすみの丘)	平成25年11月18日	福祉避難所の設置運営
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 慈照会(四街道老人ホーム)	平成25年11月18日	福祉避難所の設置運営
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団 威風会(介護老人保健施設 栗の郷)	平成25年11月18日	福祉避難所の設置運営
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団 暁会(介護老人保健施設 のぞみ、きわみデイサービスセンター)	平成25年11月18日	福祉避難所の設置運営
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人 沖縄徳洲会(四街道徳洲会デイケア)	平成25年11月18日	福祉避難所の設置運営
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 双樹会(地域密着型特別養護老人ホーム リバーサイド))	平成25年11月18日	福祉避難所の設置運営
災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定	千葉県立千葉盲学校	平成25年11月20日	福祉避難所等の施設利用
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 樹会 特別養護老人ホーム 四街道苑	令和3年7月29日	福祉避難所等の施設利用
災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定	千葉県立四街道特別支援学校	令和4年12月21日	福祉避難所等の施設利用
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 よつかいどう福祉会 生活介護 はちみつ	令和5年2月8日	福祉避難所等の施設利用

11 車中泊避難者対策に関する協力協定

協定名称	締結先	締結年月日	協定概要
災害時における施設使用の協力に関する協定	株式会社ダイナム	令和5年1月25日	車中泊避難者に対するダイナム四街道店の駐車場及び店舗の一部の一時使用協力
災害時における施設使用の協力に関する協定	サンワサプライ株式会社	令和6年3月1日	車中泊避難者に対するサンワサプライ株式会社東日本物流センターの駐車場及び施設の一部の一時使用協力

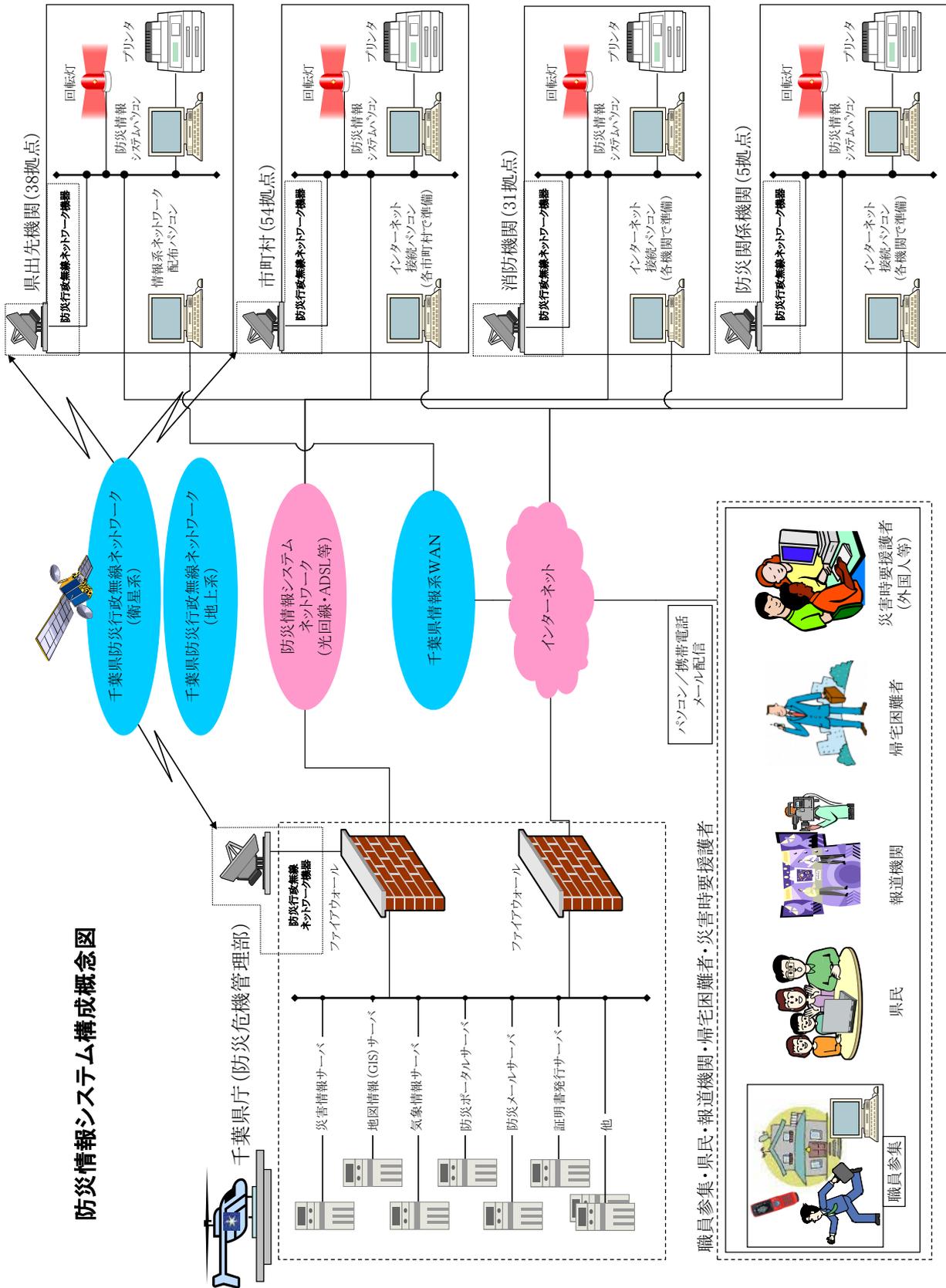
協定名称	締結先	締結年月日	協定概要
害時における施設使用の協力に関する協定	株式会社藤嘉	令和6年3月1日	車中泊避難者に対する株式会社藤嘉事業所の駐車場及び施設の一部の一時使用協力

12 その他民間団体等に関する応援協定

協定名称	締結先	締結年月日	協定概要
災害時における防災活動協力に関する協定	(株)三晃	平成25年4月1日	緊急災害時用物資の提供、店舗における避難者等に対する支援、情報提供等
災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	平成26年4月11日	認定調査の実施に対する協力等
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン 千葉・茨城エリア統括部	平成26年8月6日	地図製品等の供給等
広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株) 千葉総支社	平成27年12月4日	災害発生時の地域の避難場所等の案内表示
災害時等における無人航空機による支援活動に関する協定	(一社)災害対策建設協会 JAPAN47 DSJ ドローンスクールジャパン 千葉佐倉校	平成31年3月28日	無人航空機による情報収集等
災害発生時における四街道市と四街道市内郵便局の協力に関する協定	四街道市内郵便局	令和2年11月13日	災害時の避難場所等の提供及び被災状況の情報提供等
災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ	令和3年4月16日	災害時の移動式宿泊施設等の提供等
災害時における電動車両等の支援に関する協定	千葉三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	令和3年9月24日	災害時の電動車両等の支援
災害時における支援協力に関する協定書	千葉県行政書士会	令和3年10月8日	住民の書類作成や相談窓口でのアドバイスなどの被災者支援
災害時における電動車両等の支援に関する協定	株式会社ディーシーエム	令和4年5月25日	災害時の電動車両等の支援
災害時における大型無人航空機による支援活動に関する協定	株式会社河村防水工業	令和4年11月4日	災害時における、大型無人航空機（ドローン）による被災状況等の情報収集支援活動
災害時における緊急放送に関する協定	株式会社アクティブレイン	令和4年11月8日	コミュニティFMを使用した災害情報等の緊急放送
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	令和5年4月4日	災害時における支援物資の安定供給
広域水災発生時の共同取り組みに関する覚書	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	令和5年12月22日	広域水災発生時の罹災証明書発行に関するサポート
災害時の法律相談等に関する協定	千葉県弁護士会	令和6年1月25日	被災者支援を目的とした法律相談等の円滑な実施

3. 災害情報関係等

資料3-1 千葉県防災情報システム概念図



資料3-2 防災行政無線（固定系・移動系）設置の状況

防災行政無線(固定系) 設置状況

(令和5年1月時点)

No.	設置箇所	所在地	設置年月
1	四街道市役所	四街道市鹿渡無番地	昭和60年3月
2	亀崎自治会館付近	四街道市亀崎 385-10	昭和60年7月
3	円福寺付近	四街道市物井 840、841	昭和60年7月
4	物井駅西側	四街道市物井 756-2	昭和60年3月
5	千代田第8幼児公園	四街道市千代田 4丁目 38-11	昭和60年3月
6	千代田地区防災備蓄倉庫	四街道市千代田 5丁目 34	昭和60年3月
7	千代田第4幼児公園	四街道市千代田 2丁目 7-11	昭和60年3月
8	千代田第1幼児公園	四街道市千代田 1丁目 12-7	昭和60年3月
9	物井三叉路付近	四街道市物井 1802-13	昭和60年7月
10	消防団第16分団機庫付近	四街道市内黒田 187-4	昭和60年7月
11	畔田台農業会館	四街道市大日 1622-4	昭和60年7月
12	今宿共同集荷所	四街道市大日 1849-1	昭和60年7月
13	富士見ヶ丘会館	四街道市大日 2085-1	昭和60年7月
14	大作岡公民館	四街道市大日 1109	昭和60年3月
15	中志津会館	四街道市大日 964-1	昭和60年3月
16	東関道萱橋付近	四街道市大日 620-1	昭和60年7月
17	東関道鹿ヶ崎橋付近	四街道市鹿放ヶ丘 207	昭和60年7月
18	鹿放ヶ丘ふれあいセンター	四街道市鹿放ヶ丘 284-3	昭和60年3月
19	鹿放ヶ丘遠近五差路付近	四街道市鹿放ヶ丘 431-1	昭和60年7月
20	宥妙寺	四街道市鹿放ヶ丘 526-1	昭和60年7月
21	つぼみ幼稚園	四街道市大日 198-24	昭和60年3月
22	盲学校前バス停	四街道市大日 466-22	昭和60年3月
23	栗山茶の作バス停付近	四街道市栗山 867-1	昭和60年7月
24	細野中央公園	四街道市栗山 1001	昭和60年3月
25	消防団第13分団機庫	四街道市長岡 393、399-2	昭和60年7月
26	栗山蓮華寺	四街道市栗山 450	昭和60年7月
27	くりやま幼稚園	四街道市栗山 296-10	昭和60年3月
28	栗山小学校	四街道市つくし座 3丁目 152-2	昭和60年3月
29	栗山半台児童遊園	四街道市栗山 1074-12	昭和60年3月
30	栗山新町第1幼児公園	四街道市内黒田 968-13	昭和60年3月
31	緑ヶ丘第5幼児公園	四街道市大日 313-44	昭和60年3月
32	桜ヶ丘会館	四街道市大日 80-1	昭和60年3月
33	松並木通り	四街道市鹿渡 934-9	昭和60年3月
34	愛国学園付近	四街道市四街道 1533	昭和60年3月
35	四街道西中学校	四街道市大日 23	昭和60年3月
36	下志津新田第1幼児公園	四街道市下志津新田 2528-78	昭和60年3月

No.	設置箇所	所在地	設置年月
37	四街道小学校	四街道市四街道 1557	昭和 60 年 3 月
38	四街道駅南口付近	四街道市四街道 2 丁目 1583-23	昭和 60 年 3 月
39	市第 2 庁舎	四街道市鹿渡 2001-10	昭和 60 年 3 月
40	さちが丘 1 丁目公園	四街道市さちが丘 1 丁目 670-86	昭和 60 年 3 月
41	鹿渡区自治会館	四街道市鹿渡 486	昭和 60 年 7 月
42	みのり町公園	四街道市みのり町 7-2	昭和 60 年 3 月
43	鹿渡第 2 児童公園	四街道市鹿渡 1150-190	昭和 60 年 3 月
44	四街道地区防災備蓄倉庫	四街道市和良比 256-1	昭和 60 年 3 月
45	六方踏切付近	四街道市和良比 952-1	昭和 60 年 7 月
46	細木第 2 幼児公園	四街道市めいわ 5 丁目 633-45	昭和 60 年 3 月
47	吉祥院	四街道市和良比 782-23	昭和 60 年 7 月
48	和良比ヶ丘公園	四街道市和良比 192-23	昭和 60 年 3 月
49	消防団第 6 分団機庫付近	四街道市小名木 494-1	昭和 60 年 7 月
50	グリーントウン中央公園	四街道市旭丘 3 丁目 1670-145	昭和 60 年 3 月
51	グリーントウン第 3 児童公園	四街道市旭丘 2 丁目 1750-307	昭和 60 年 3 月
52	グリーントウン第 1 児童公園	四街道市旭丘 5 丁目 1510-108	昭和 60 年 3 月
53	川戸集会所	四街道市山梨 947	昭和 60 年 7 月
54	向井公民館	四街道市山梨 426-3	昭和 60 年 7 月
55	みそら第 11 号公園	四街道市みそら 4 丁目 16-3	昭和 60 年 3 月
56	みそら集会場	四街道市みそら 2 丁目 16-1	昭和 60 年 3 月
57	専門学校新国際福祉カレッジ	四街道市山梨 1316-2	昭和 60 年 7 月
58	成台中自治会館	四街道市中台 470	昭和 60 年 7 月
59	旭中学校付近	四街道市南波佐間 302-1	昭和 60 年 7 月
60	小名木電話交換センター付近	四街道市中野 67-1	昭和 60 年 7 月
61	中台バス停付近	四街道市中台 608-1	昭和 60 年 7 月
62	南波佐間バス停付近	四街道市吉岡 496-3	昭和 60 年 7 月
63	吉岡十字路付近	四街道市吉岡 475-1	昭和 60 年 7 月
64	川野辺バス停付近	四街道市南波佐間 395-1	昭和 60 年 7 月
65	福星寺	四街道市吉岡 898	昭和 60 年 7 月
66	美しが丘近隣公園	四街道市美しが丘 2 丁目 1	平成 3 年 10 月
67	かっこう児童公園	四街道市めいわ 4 丁目 17	平成 4 年 9 月
68	池花児童公園	四街道市池花 1 丁目 17	平成 4 年 9 月
69	四街道総合公園テニスコート付近	四街道市上野 36-3	平成 4 年 9 月
70	鷹の台公園	四街道市鷹の台 2 丁目 36	平成 5 年 10 月
71	めいわ東自治会館	四街道市めいわ 1 丁目 20-1	平成 5 年 10 月
72	四街道総合公園野球場付近	四街道市成山 136	平成 12 年 1 月
73	鷹の台西公園	四街道市鷹の台 3 丁目 13	平成 18 年 1 月
74	みそら中央公園	四街道市みそら 1 丁目 37	平成 18 年 1 月
75	和良比小学校	四街道市美しが丘 3 丁目 12	平成 18 年 1 月
76	千代田公民館	四街道市物井 1263-2	平成 18 年 1 月

No.	設置箇所	所在地	設置年月
77	八木原小学校	四街道市千代田 5 丁目 4	平成 18 年 1 月
78	わろうべの里	四街道市和良比 635-4	平成 21 年 2 月
79	もねの里	四街道市物井 1412-4	平成 21 年 2 月
80	ひばり児童公園	四街道市めいわ 3 丁目 25	平成 22 年 11 月
81	物井工業団地	四街道市物井 643-4	平成 27 年 2 月
82	富士見ヶ丘第 2 公園	四街道市大日 2214-44	平成 29 年 2 月
83	クリーンセンター	四街道市山梨 2002	令和 2 年 2 月
84	物井駅東側	四街道市物井 298-1	令和 3 年 7 月

防災行政無線(移動系) 設置状況

(令和6年4月時点)

No.	名称	設置場所
1	本部 1	市役所分館 (危機管理室)
2	本部 2	市役所分館 (危機管理室)
3	本部 3	市役所分館 (危機管理室)
4	本部 4	市役所分館 (危機管理室)
5	現場 1	市役所分館 (危機管理室)
6	現場 2	市役所分館 (危機管理室)
7	現場 3	市役所分館 (危機管理室)
8	現場 4	市役所分館 (危機管理室)
9	現場 5	市役所分館 (危機管理室)
10	現場 6	市役所分館 (危機管理室)
11	現場 7	市役所分館 (危機管理室)
12	現場 8	市役所分館 (危機管理室)
13	現場 9	市役所分館 (危機管理室)
14	現場 10	市役所分館 (危機管理室)
15	福祉サービス部 1	社会福祉課
16	福祉サービス部 2	社会福祉課
17	健康こども部 1	健康増進課
18	健康こども部 2	健康増進課
19	環境部 1	環境政策課
20	環境部 2	環境政策課
21	都市部 1	土木課
22	都市部 2	土木課
23	教育部 1	教育総務課
24	教育部 2	教育総務課
25	クリーンセンター	クリーンセンター事務室
26	和良比防災センター	和良比防災センター管理人室
27	JR四街道駅	四街道駅長室

No.	名称	設置場所
28	四街道警察署	警備課
29	指避) 四街道小学校	四街道小学校
30	指避) 旭小学校	旭小学校
31	指避) 南小学校	南小学校
32	指避) 中央小学校	中央小学校
33	指避) 大日小学校	大日小学校
34	指避) 八木原小学校	八木原小学校
35	指避) 四和小学校	四和小学校
36	指避) 山梨小学校	山梨小学校
37	指避) みそら小学校	みそら小学校
38	指避) 栗山小学校	栗山小学校
39	指避) 和良比小学校	和良比小学校
40	指避) 吉岡小学校	吉岡小学校
41	指避) 四街道中学校	四街道中学校
42	指避) 千代田中学校	千代田中学校
43	指避) 旭中学校	旭中学校
44	指避) 四街道西中学校	四街道西中学校
45	指避) 四街道北中学校	四街道北中学校
46	指避) 四街道高等学校	四街道高等学校
47	指避) 四街道北高等学校	四街道北高等学校
48	指避) 千葉敬愛高等学校	千葉敬愛高等学校
49	指避) 愛国学園大附高	愛国学園大学附属四街道高等学校
50	指避) 四街道公民館	四街道公民館
51	指避) 千代田公民館	千代田公民館
52	指避) 旭公民館	旭公民館
53	指避) 総合公園	四街道総合公園 事務室
54	指避) 四街道市文化センター	四街道市文化センター 事務室
55	指避) わろうべの里	南部総合福祉センター わろうべの里
56	福避) 千葉盲学校	千葉盲学校
57	福避) 永幸苑	障害者施設永幸苑
58	福避) ピクシーフォレスト	ピクシーフォレスト
59	福避) あさひ園	あさひ園
60	福避) あすみの丘	あすみの丘
61	福避) 四街道老人ホーム	四街道老人ホーム
62	福避) 栗の郷	栗の郷
63	福避) のぞみ	のぞみ
64	福避) きわみデイサービスセンター	きわみデイサービスセンター
65	福避) 徳洲会デイケア	デイケア

No.	名称	設置場所
66	福避) リバーサイド	リバーサイド
67	下志津病院	国立病院機構下志津病院
68	栗山中央病院	栗山中央病院
69	四街道さくら病院	四街道さくら病院
70	四街道徳洲会病院	四街道徳洲会病院
71	福避) 四街道苑	特別養護老人ホーム四街道苑
72	福避) 県特別支援学校	千葉県立四街道特別支援学校
73	福避) はちみつ	社会福祉法人よつかいどう福祉会

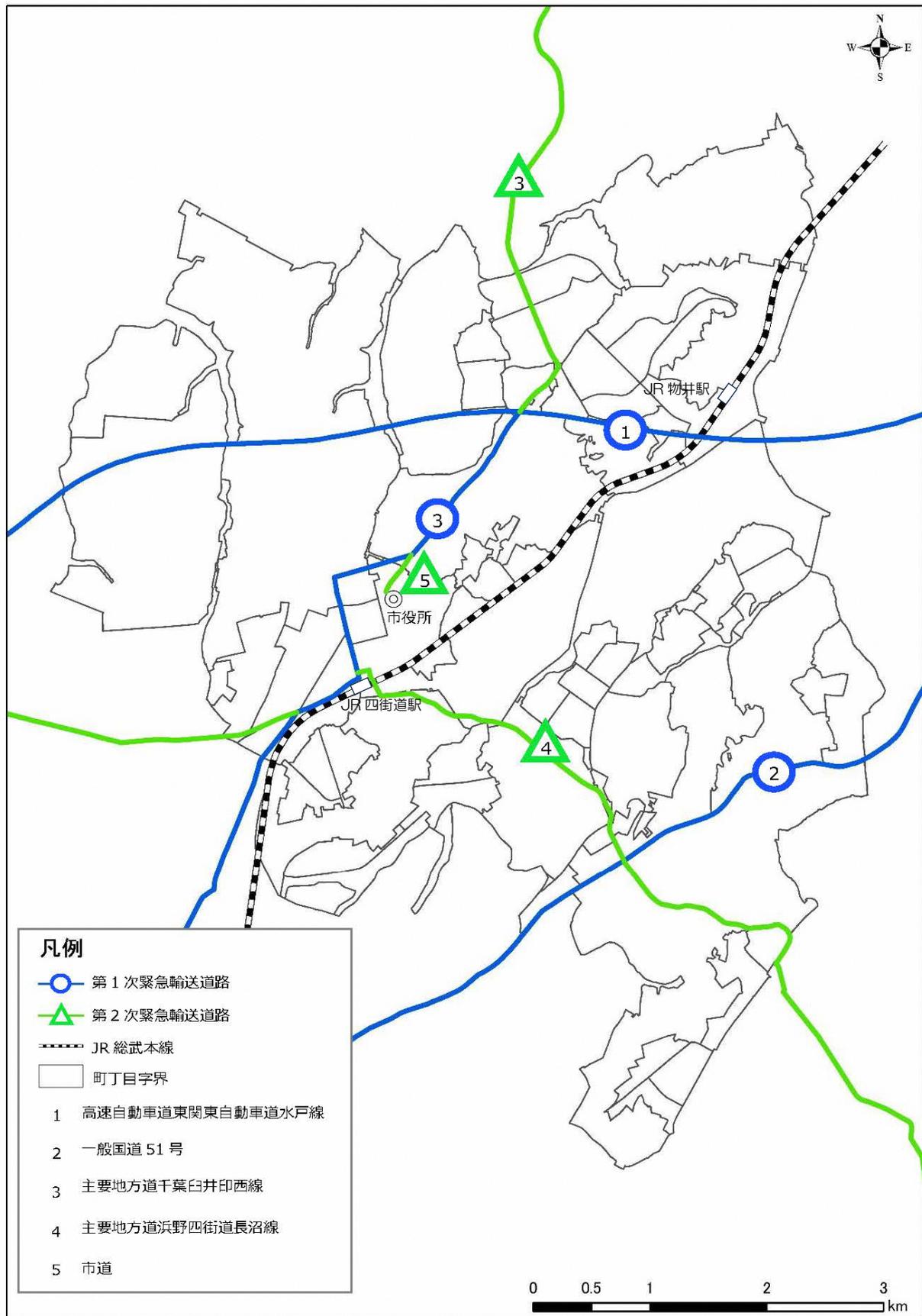
資料3-3 防災関係機関一覧

機関名	担当	郵便番号	所在地	電話番号
千葉県	防災対策課	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2175
	情報通信管理室 (休日・夜間)			043-223-2178
印旛地域振興事務所		285-8503	佐倉市鎗木仲田町 8-1	043-483-1111
印旛土木事務所		285-0026	佐倉市鎗木仲田町 8-1	043-483-1140
印旛保健所（印旛健康福祉センター）		285-8520	佐倉市鎗木仲田町 8-1	043-483-1133
四街道警察署		284-0044	四街道市和良比 635-5	043-432-0110
関東管区警察局 千葉県情報通信部	機動通信課	260-0854	千葉市中央区長洲 1-9-1	043-201-0110
関東財務局 千葉財務事務所	総務課	260-8607	千葉市中央区椿森 5-6-1	043-251-7212
関東信越厚生局 千葉労働局	総務課 総務課	330-9713 260-8612	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 千葉市中央区中央 4-11-1	048-740-0705 043-221-4311
関東農政局 千葉県拠点	地方参事官室 総括チーム	260-0014	千葉市中央区本千葉町 10-18	043-224-5611
関東運輸局 千葉運輸支局	総務企画担当	261-0002	千葉市美浜区新港 198	043-242-7336
東京管区气象台 銚子地方气象台	業務課 防災業務係	204-8501 288-0001	東京都清瀬市中清戸 3-235 銚子市川口町 2-6431	042-495-3159 0479-23-7705
関東総合通信局	防災対策推進室	102-8795	東京都千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1790
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	総務グループ	263-0034	千葉市稲毛区稲毛 1-7-20	043-242-4656
関東東北産業保安監督部	管理課	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0433
関東経済産業局	総務課	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0213
関東地方整備局 千葉国道事務所 利根川下流河川事務所	総括防災グループ 防災情報課 防災対策課	330-9724 263-0016 287-8510	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 千葉市稲毛区天台 5-27-1 香取市佐原イ 4149	048-600-1333 043-285-0343 0478-52-6368
成田空港事務所	総務課	282-8602	成田市古込字込前 133	0476-32-0912
関東地方測量部	防災課	102-0074	東京都千代田区九段南 1-1-15	03-5213-2054
北関東防衛局	地方協力基盤整備課	330-9721	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-1811
関東地方環境事務所	総務課	330-9720	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0516
陸上自衛隊 下志津駐屯地 習志野駐屯地	高射学校企画室 第1空挺団本部	264-8501 274-8577	千葉市若葉区若松町 902 船橋市薬円台 3-20-1	043-422-0221 047-466-2141
日本郵便(株) 四街道郵便局		284-8799	四街道市美しが丘 1-18-2	043-433-0002
東日本電信電話(株) 千葉事業部	千葉災害対策室	261-0023	千葉市美浜区中瀬 1-6	043-211-8652
(株)NTTドコモ 千葉支店	ネットワーク部	260-8540	千葉市中央区新町 1000	043-301-0500

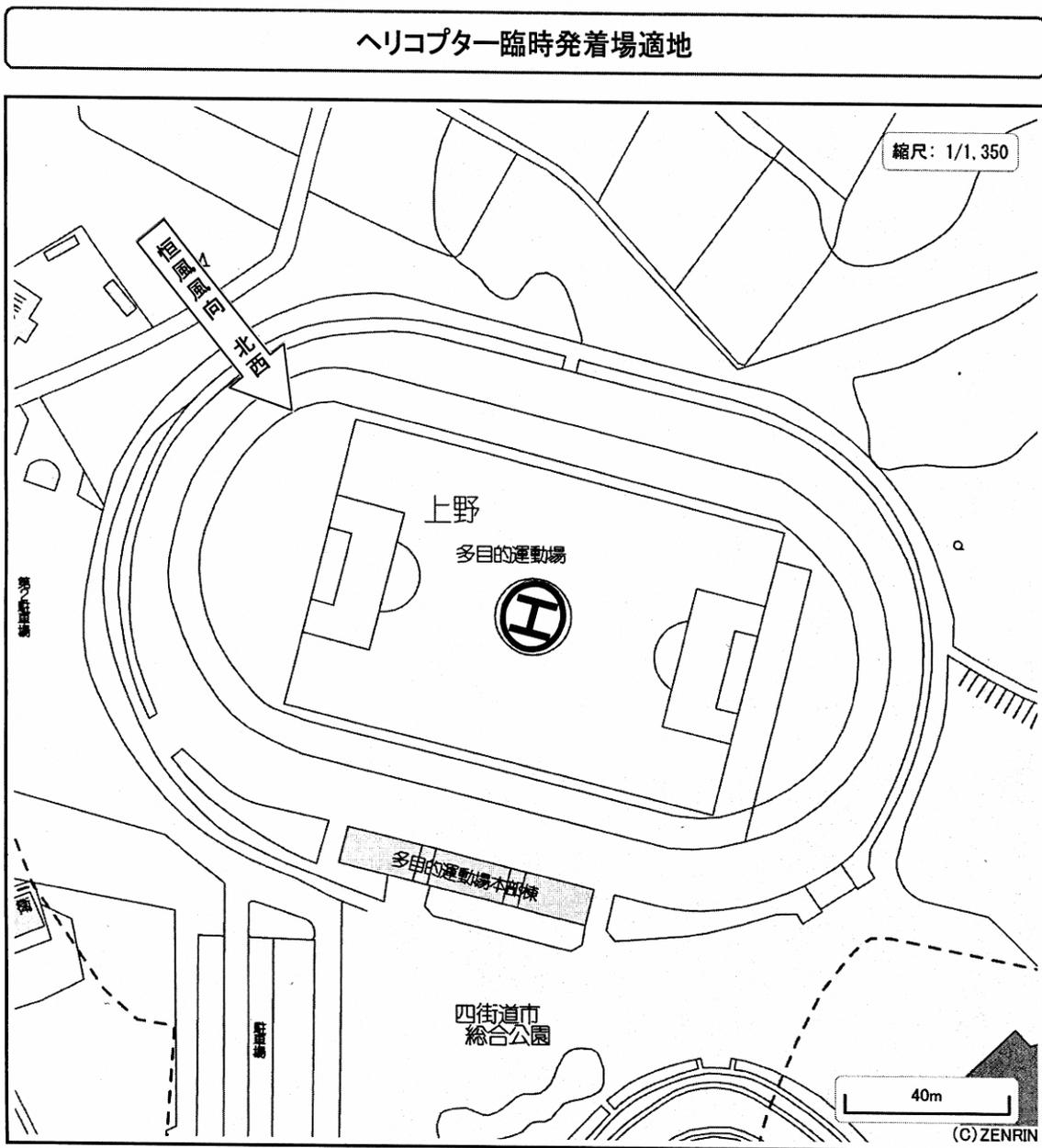
機関名	担当	郵便番号	所在地	電話番号
エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ(株)	危機管理室	100-0004	東京都千代田区大手町2-3-1	0570-03-9909
KDDI(株) 千倉技術保守センター		295-0004	南房総市千倉町瀬戸字浜田2980-15	0470-44-4000
ソフトバンク(株)	リスク対策課	105-7529	東京都港区海岸1-7-1 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー	03-6889-6601
楽天モバイル(株)	災害対応支援課	158-0094	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス	050-5369-7202
日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	260-8509	千葉市中央区千葉港5-7	043-241-7531
日本放送協会 千葉放送局	企画総務	260-8610	千葉市中央区千葉港5-1	043-203-0597
東日本高速道路(株) 千葉管理事務所	工務	263-0001	千葉市稲毛区長沼原町177	043-259-5221
成田国際空港(株)	空港運用部門	282-8601	成田市古込字古込1-1	0476-34-4652
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	鉄道事業部 安全企画ユニット	260-8551	千葉市中央区弁天2-23-3	043-225-9136
日本貨物鉄道(株)関東支社	総務部	141-0022	東京都品川区東五反田1-11-15	03-5793-9071
東京ガス(株)千葉支社	共創推進グループ	260-0031	千葉市中央区新千葉1-4-3	043-243-8444
日本通運(株)千葉支店	総務課	261-0023	千葉市美浜区中瀬1-3	043-307-3754
福山通運(株)	総務課	721-8555	広島県福山市東深津町4-20-1	084-924-2000
佐川急便(株)		136-0075	東京都江東区新砂2-2-8	03-3699-3666
ヤマト運輸(株)	CSR推進部	104-8125	東京都中央区銀座2-16-10	03-3541-3411
西濃運輸(株)	総務部	503-8501	岐阜県大垣市田口町1	0584-81-1111
東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社	防災グループ	260-8635	千葉市中央区富士見2-9-5	050-3181-2975
(公社)千葉県医師会	事務局	260-0026	千葉市中央区千葉港4-1	043-242-4271
(一社)千葉県歯科医師会	事務局	261-0002	千葉市美浜区新港32-17	043-241-6471
(一社)千葉県薬剤師会	事務局	260-0025	千葉市中央区問屋町9-2	043-242-3801
(公社)千葉県看護協会	事務局	261-0002	千葉市美浜区新港249-4	043-245-1744
印旛沼土地改良区	総務課	285-0011	佐倉市山崎143	043-484-1155
印旛利根川水防事務組合	栄町消防本部内	270-1546	印旛郡栄町生板鍋子新田乙20-71	0476-95-8983
(公社)千葉県 LP ガス協会	事務局	260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県ガス石油会館内	043-246-1725
千葉テレビ放送(株)	報道製作局報道部	260-0001	千葉市中央区都町1-1-25	043-231-3100
(株)ニッポン放送	総務部	100-8439	東京都千代田区有楽町1-9-3	03-3287-1111
(株)ベイエフエム	総務部	261-7127	千葉市美浜区中瀬2-6-1	043-351-7878
(一社)千葉県トラック協会	事務局	261-0002	千葉市美浜区新港212-10	043-247-1131
(一社)千葉県バス協会	事務局	261-0855	千葉市中央区市場町7-9	043-246-8151
(公社)印旛郡市医師会		286-0036	成田市加良部3-17-2	0476-27-0168
(公社)印旛郡市歯科医師会		286-0011	成田市玉造6-34	0476-27-1894

機関名	担当	郵便番号	所在地	電話番号
(一社)印旛郡市薬剤師会		285-0811	佐倉市表町 4-7-19	043-483-5810
千葉みらい農業協同組合四街道支店		284-0013	四街道市内黒田 356-3	043-422-2200
四街道市商工会		284-0003	四街道市鹿渡 895-14	043-422-2037
四街道市社会福祉協議会		284-0003	四街道市鹿渡無番地 総合福祉センター内	043-422-2945
四街道市指定管工事業協同組合		284-0001	四街道市大日 1870	043-423-8844
(公社)千葉県建築士事務所協会		260-0012	千葉市中央区本町 2-1-16	043-224-1640
(株)広域高速ネット二九六		285-0858	佐倉市ユーカーリが丘 4-1-1 スカイプラザサウスタワー 2階	043-497-0296
千葉内陸バス(株)		284-0015	四街道市千代田 5-68	043-423-4573
千葉県石油商業組合		260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉ガス・石油 会館 2階	043-246-5225
四街道市危険物安全協会		284-0003	四街道市鹿渡 934-26 消防本部予防課内	043-422-2485
四街道市防犯協会		284-0005	四街道市四街道 1-20-23 安全安心ステーション内	043-422-2191
四街道市交通安全協会		284-0044	四街道市和良比 635-5 四街道警察署内	043-433-0019

資料3-4 緊急輸送道路路線図



資料3-5 臨時ヘリポート位置図



離発着場名称		四街道総合公園		消防署からの 所要時間	四街道消防署から 10分
所在地	地名・地番	四街道市和田161			
	座標	【北緯】35度39分05秒 【東経】140度11分35秒			
	管理者・所有者	四街道市(四街道市長)			
土地の 状況	長さ・幅	120m×110メートル	施設規模区分	小規模	
	表面	土質で平坦	散水の必要性	必要有り	
付近障害物の状況		野球場ネットフェンス、高圧線			
避難場所等との関連		広域避難場所と共用			

資料3-6 臨時ヘリポート設定場所一覧

臨時ヘリポート設定場所一覧

名 称	住所	災害時	ドクターヘリ
総合公園（多目的運動場）	四街道市和田 161	○	○
中央公園（野球場）	四街道市鹿渡無番地		○
鷹の台公園（芝生広場）	四街道市鷹の台 2-36		○
鹿放ヶ丘グラウンド	四街道市鹿放ヶ丘 284-1	○	○
八木原小学校	四街道市千代田 5-4		○
千代田中学校	四街道市千代田 5-27	○	○
南小学校	四街道市物井 1536		○
大日小学校	四街道市大日 978	○	○
四街道北中学校	四街道市栗山 1055		○
中央小学校	四街道市鹿渡 917		○
山梨小学校	四街道市旭ヶ丘 1-9-12		○
旭中学校	四街道市南波佐間 267	○	○
四和小学校	四街道市和良比 228		○
四街道西中学校	四街道市大日 23	○	○
四街道小学校	四街道市四街道 1557		○
和良比小学校	四街道市美しが丘 3-12		○
吉岡小学校	四街道市鷹の台 3-2		○
四街道高等学校	四街道市鹿渡 809-2	○	

資料3-7 防災備蓄倉庫設置箇所・防災資機材等一覧表

防災備蓄倉庫・備蓄物資・資機材一覧【備蓄倉庫】

令和4年4月1日現在

備蓄品名	規格	四街道地区 備蓄倉庫	千代田地区 備蓄倉庫	旭地区 備蓄倉庫	和良比地区 備蓄倉庫
飲料水	10年保存	19,800 リットル	35,400 リットル	26,820 リットル	36,000 リットル
ミルク	アレルギー対応	8,400 グラム	0 グラム	0 グラム	0 グラム
ビスケット		0 食	0 食	23,580 食	16,320 食
クラッカー		0 食	0 食	4,440 食	4,480 食
乾パン		0 食	0 食	0 食	3,600 食
アルファ米		0 食	0 食	29,650 食	10,400 食
ソフトパン		0 食	0 食	17,064 食	1,584 食
カレー		0 食	0 食	14,400 食	0 食
シチュー		0 食	0 食	6,000 食	0 食
毛布		2,630 枚	0 枚	1,860 枚	700 枚
ウエットティッシュ	大判タイプ	100 個	0 個	0 個	2950 個
ペーパータオル		30 パック	0 パック	0 パック	0 パック
おむつ	子供用	10,008 枚	0 枚	0 枚	0 枚
おむつ	大人用	4,680 枚	0 枚	0 枚	4,686 枚
生理用品		49,680 枚	0 枚	0 枚	12,960 枚
哺乳瓶		0 個	0 個	0 個	1,150 個
折り畳み担架		2 脚	2 脚	2 脚	0 脚
救急箱	50人用	1 個	1 個	1 個	0 個
浄水器		1 台	1 台	2 台	0 台
炊き出し釜		1 台	1 台	1 台	0 台
発電機		17 台	0 台	0 台	0 台
投光器		1 台	0 台	0 台	1 台
三脚		1 台	1 台	1 台	1 台
救助資機材セット	スコップ等	2 箱	2 箱	2 箱	0 箱
コードリール		2 巻	2 巻	2 巻	1 巻
リヤカー		2 台	2 台	1 台	1 台
チェーンソー		6 台	1 台	1 台	0 台
水中ポンプ		3 台	0 台	0 台	0 台
メガホン		3 個	3 個	3 個	0 個
強力ライト		50 個	0 個	0 個	0 個
防水シート		30 枚	20 枚	20 枚	0 枚
間仕切り		17 区画	406 区画	17 区画	56 区画
更衣室	テント型	2 セット	0 セット	2 セット	119 セット
組立トイレ	段ボールトイレ	30 セット	0 セット	0 セット	0 セット
仮設トイレ	テント型	16 セット	2 セット	3 セット	3 セット
簡易式トイレ	便袋	43,200 枚	0 個	0 個	0 個
トイレトーパー		30 ロール	0 ロール	0 ロール	0 ロール
テント		10 張	10 張	10 張	10 張
ウォータージャグ		8 個	0 個	0 個	0 個
ロールマット		700 個	600 個	600 個	0 個

備蓄品名	規 格	四街道地区 備蓄倉庫	千代田地区 備蓄倉庫	旭地区 備蓄倉庫	和良比地区 備蓄倉庫
カセットコンロ		0 個	0 個	0 個	27 個
カセットコンロ用 ボンベ		0 本	0 本	0 本	81 本
エアーマット		0 枚	0 枚	0 枚	540 枚
アクリルパーテー ション		0 枚	0 枚	0 枚	30 枚
サーマルカメラ		0 式	0 式	0 式	1 式
消毒液	手指用 500ml	568 本	0 本	0 本	0 本
ハンドソープ		5 本	0 本	0 本	0 本
フェイスシールド		135 個	0 個	0 個	0 個
マスク		30,000 枚	0 枚	0 枚	0 枚
ゴム手袋		20,000 枚	0 枚	0 枚	0 枚
空間消毒液	スプレー式	208 本	0 本	0 本	0 本
防護服	使い捨てタイプ	1,620 枚	0 枚	0 枚	0 枚
次亜塩素酸パウダー		4,650 包	0 包	0 包	0 包
ゴミ袋	90リットル	300 枚	0 枚	0 枚	0 枚
ブルーシート	1.8m×1.8m	5 枚	0 枚	0 枚	0 枚
養生テープ		3 個	0 個	0 個	0 個
標識テープ		1 個	0 個	0 個	0 個
ビニールテープ		1 個	0 個	0 個	0 個
軍手		5 双	0 双	0 双	0 双
ガウン	不織布タイプ	20 着	0 着	0 着	0 着

避難所設置防災備蓄倉庫・備蓄物資・資機材一覧【中学校・小学校】

令和4年4月1日現在

備蓄品名		規 格	四街道中学校	千代田中学校	旭中学校
1	発電機	可搬式（投光器用）	2 台	2 台	2 台
2	投光器	入口付近、トイレ付近	2 基	2 基	2 基
3	コードリール	投光器用	2 個	2 個	2 個
4	ガソリン缶	1リットル/缶	4 缶	4 缶	4 缶
5	多目的テント		0 張	0 張	0 張
6	間仕切り	がんばルーム（5区画）	5 セット	2 セット	5 セット
7		屋内テント（2m×2m）	16 区画	16 区画	12 区画
8		パーティション	14 区画	0 区画	0 区画
9	簡易ベット	コット	28 台	0 台	0 台
10	簡易更衣室	がんばルーム	1 セット	3 セット	1 セット
11	ロールマット		340 枚	90 枚	30 枚
12	毛布		840 枚	360 枚	320 枚
13	カセットコンロ（ガス）、やかん		0 セット	0 セット	0 セット
14	組立トイレ	洋式	1 セット	0 セット	0 セット
15		和式	1 セット	2 セット	3 セット
16		マンホール型	0 セット	0 セット	0 セット
17	簡易トイレ	段ボールトイレ	40 個	60 個	50 個
18		男性用	0 個	0 個	0 個
19	非常用トイレ用品	便袋	400 枚	400 枚	400 枚
20	トイレトーパー	255mもの	30 ロール	30 ロール	30 ロール
21		一般仕様のもの	360 ロール	0 ロール	0 ロール
22	手指消毒	500ml	24 本	24 本	24 本
23	ハンドソープ		12 本	12 本	12 本
24	ゴム手袋		500 双	500 双	500 双
25	マスク		1200 枚	1200 枚	1200 枚
26	ウェットティッシュ	大判タイプ	200 袋	200 袋	200 袋
27	ペーパータオル		90 バック	90 バック	90 バック
28	ゴミ袋（90ℓ）		300 枚	300 枚	300 枚
29	ブルーシート		10 枚	0 枚	100 枚
30	ぼうき・軍手		0 セット	0 セット	0 セット
31	浄水器		0 台	0 台	0 台
32	日赤炊き出し釜		0 セット	0 セット	0 セット
33	大型冷風扇		2 台	2 台	2 台
ストレージボックス	避難所運営マニュアル		1 冊	1 冊	1 冊
	養生テープ	50mm×25m 巻	1 個	1 個	1 個
		25mm×25m 巻	10 個	10 個	10 個
	白紙用紙	A4	20 枚	20 枚	20 枚
	油性ペン	黒	1 本	1 本	1 本
		赤	1 本	1 本	1 本
	クリップペンシル（使い捨て）	50 本/1 ケース	1 ケース	1 ケース	1 ケース
	消しゴム		1 個	1 個	1 個
シャープペンシル		3 本	3 本	3 本	
替え芯（シャープペンシル）		1 ケース	1 ケース	1 ケース	

備蓄品名		規 格	四街道中学校	千代田中学校	旭中学校
	ボールペン	黒	2 本	2 本	2 本
	カッター		1 本	1 本	1 本
	ホッチキス		1 個	1 個	1 個
	替え針（ホッチキス）		1 箱	1 箱	1 箱
	ゼムクリップ		1 箱	1 箱	1 箱
	ダブルクリップ	中、10本/1ケース	1 ケース	1 ケース	1 ケース
	パンチラベル	10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
	インデックス	赤中、10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
		赤小、10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
		青小、10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
	ランタン	LEDランタン	0 個	0 個	0 個
	乾電池	単四（LEDランタン用）	0 本	0 本	0 本
		単四（非接触型体温計用）	2 本	2 本	2 本
	軍手		5 双	5 双	5 双
	バインダー		3 枚	3 枚	3 枚
	体温計	非接触型（2個、1個）	3 個	3 個	3 個
	フェイスシールド		5 枚	5 枚	5 枚
	ガウン	不織布タイプ	20 着	20 着	20 着

備蓄品名		規 格	四街道北中学校	四街道西中学校	大日小学校
1	発電機	可搬式（投光器用）	2 台	2 台	2 台
2	投光器	入口付近、トイレ付近	2 基	2 基	2 基
3	コードリール	投光器用	2 個	2 個	2 個
4	ガソリン缶	1リットル/缶	4 缶	4 缶	4 缶
5	多目的テント		0 張	0 張	0 張
6	間仕切り	がんばルーム（5区画）	2 セット	2 セット	2 セット
7		屋内テント（2m×2m）	16 区画	16 区画	16 区画
8		パーティション	0 区画	0 区画	1 セット
9	簡易ベット	コット	0 台	0 台	0 台
10	簡易更衣室	がんばルーム	1 セット	1 セット	1 セット
11	ロールマット		90 枚	90 枚	90 枚
12	毛布		250 枚	250 枚	250 枚
13	カセットコンロ（ガス）、やかん		0 セット	0 セット	0 セット
14	組立トイレ	洋式	1 セット	1 セット	1 セット
15		和式	1 セット	1 セット	1 セット
16		マンホール型	0 セット	0 セット	0 セット
17	簡易トイレ	段ボールトイレ	20 個	60 個	60 個
18		男性用	0 個	0 個	0 個
19	非常用トイレ用品	便袋	400 枚	400 枚	400 枚
20	トイレトーパー	255mもの	30 ロール	30 ロール	30 ロール
21		一般仕様のもの	120 ロール	120 ロール	120 ロール
22	手指消毒	500ml	24 本	24 本	24 本
23	ハンドソープ		12 本	12 本	12 本
24	ゴム手袋		500 双	500 双	500 双
25	マスク		1200 枚	1200 枚	1200 枚

備蓄品名		規 格	四街道北中学校	四街道西中学校	大日小学校
26	ウェットティッシュ	大判タイプ	200 袋	200 袋	200 袋
27	ペーパータオル		90 パック	90 パック	90 パック
28	ゴミ袋(90ℓ)		300 枚	300 枚	300 枚
29	ブルーシート		10 枚	10 枚	10 枚
30	ぼうき・軍手		0 セット	0 セット	0 セット
31	浄水器		0 台	0 台	1 台
32	日赤炊き出し釜		0 セット	0 セット	0 セット
33	大型冷風扇		2 台	2 台	2 台
ストレーショボックス	避難所運営マニュアル		1 冊	1 冊	1 冊
	養生テープ	50mm×25m 巻	1 個	1 個	1 個
		25mm×25m 巻	10 個	10 個	10 個
	白紙用紙	A4	20 枚	20 枚	20 枚
	油性ペン	黒	1 本	1 本	1 本
		赤	1 本	1 本	1 本
	クリップペンシル(使い捨て)	50本/1ケース	1 ケース	1 ケース	1 ケース
	消しゴム		1 個	1 個	1 個
	シャープペンシル		3 本	3 本	3 本
	替え芯(シャープペンシル)		1 ケース	1 ケース	1 ケース
	ボールペン	黒	2 本	2 本	2 本
	カッター		1 本	1 本	1 本
	ホッチキス		1 個	1 個	1 個
	替え針(ホッチキス)		1 箱	1 箱	1 箱
	ゼムクリップ		1 箱	1 箱	1 箱
	ダブルクリップ	中、10本/1ケース	1 ケース	1 ケース	1 ケース
	パンチラベル	10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
	インデックス	赤中、10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
		赤小、10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
		青小、10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
	ランタン	LEDランタン	0 個	0 個	0 個
	乾電池	単四(LEDランタン用)	0 本	0 本	0 本
		単四(非接触型体温計用)	2 本	2 本	2 本
	軍手		5 双	5 双	5 双
	バインダー		3 枚	3 枚	3 枚
	体温計	非接触型(2個、1個)	3 個	3 個	3 個
フェイスシールド		5 枚	5 枚	5 枚	
ガウン	不織布タイプ	20 着	20 着	20 着	

備蓄品名		規 格	和良比小学校	栗山小学校	四和小学校
1	発電機	可搬式(投光器用)	2 台	2 台	2 台
2	投光器	入口付近、トイレ付近	2 基	2 基	2 基
3	コードリール	投光器用	2 個	2 個	2 個
4	ガソリン缶	1リットル/缶	4 缶	4 缶	4 缶
5	多目的テント		0 張	0 張	0 張
6	間仕切り	がんばルーム(5区画)	2 セット	2 セット	2 セット
7		屋内テント(2m×2m)	0 区画	16 区画	16 区画

備蓄品名		規 格	和良比小学校	栗山小学校	四和小学校
8		パーティション	0 区画	1 区画	0 セット
9	簡易ベット	コット	0 台	0 台	0 台
10	簡易更衣室	がんばルーム	1 セット	1 セット	1 セット
11	ロールマット		90 枚	90 枚	45 枚
12	毛布		250 枚	250 枚	300 枚
13	カセットコンロ（ガス）、やかん		0 セット	0 セット	0 セット
14	組立トイレ	洋式	1 セット	1 セット	1 セット
15		和式	1 セット	1 セット	1 セット
16		マンホール型	0 セット	1 セット	0 セット
17	簡易トイレ	段ボールトイレ	60 個	20 個	60 個
18		男性用	0 個	0 個	0 個
19	非常用トイレ用品	便袋	400 枚	400 枚	400 枚
20	トイレトーパー	255mもの	30 ロール	30 ロール	30 ロール
21		一般仕様のもの	120 ロール	120 ロール	120 ロール
22	手指消毒	500ml	24 本	24 本	24 本
23	ハンドソープ		12 本	12 本	12 本
24	ゴム手袋		500 双	500 双	500 双
25	マスク		1200 枚	1200 枚	1200 枚
26	ウェットティッシュ	大判タイプ	200 袋	200 袋	200 袋
27	ペーパータオル		90 パック	90 パック	90 パック
28	ゴミ袋（90ℓ）		300 枚	300 枚	300 枚
29	ブルーシート		0 枚	10 枚	10 枚
30	ぼうき・軍手		0 セット	0 セット	0 セット
31	浄水器		1 台	1 台	1 台
32	日赤炊き出し釜		0 セット	0 セット	0 セット
33	大型冷風扇		2 台	2 台	2 台
ストレージボックス	避難所運営マニュアル		1 冊	1 冊	1 冊
	養生テープ	50mm×25m 巻	1 個	1 個	1 個
		25mm×25m 巻	10 個	10 個	10 個
	白紙用紙	A4	20 枚	20 枚	20 枚
	油性ペン	黒	1 本	1 本	1 本
		赤	1 本	1 本	1 本
	クリップペンシル（使い捨て）	50本/1ケース	1 ケース	1 ケース	1 ケース
	消しゴム		1 個	1 個	1 個
	シャープペンシル		3 本	3 本	3 本
	替え芯（シャープペンシル）		1 ケース	1 ケース	1 ケース
	ボールペン	黒	2 本	2 本	2 本
	カッター		1 本	1 本	1 本
	ホッチキス		1 個	1 個	1 個
	替え針（ホッチキス）		1 箱	1 箱	1 箱
	ゼムクリップ		1 箱	1 箱	1 箱
	ダブルクリップ	中、10本/1ケース	1 ケース	1 ケース	1 ケース
	パンチラベル	10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
インテックス	赤中、10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック	
	赤小、10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック	

備蓄品名		規 格	和良比小学校	栗山小学校	四和小学校
		青小、10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
	ランタン	LEDランタン	0 個	0 個	0 個
	乾電池	単四（LEDランタン用）	0 本	0 本	0 本
		単四（非接触型体温計用）	2 本	2 本	2 本
	軍手		5 双	5 双	5 双
	バインダー		3 枚	3 枚	3 枚
	体温計	非接触型（2個、1個）	3 個	3 個	3 個
	フェイスシールド		5 枚	5 枚	5 枚
	ガウン	不織布タイプ	20 着	20 着	20 着

備蓄品名		規 格	山梨小学校	みそら小学校	八木原小学校
1	発電機	可搬式（投光器用）	2 台	2 台	2 台
2	投光器	入口付近、トイレ付近	2 基	2 基	2 基
3	コードリール	投光器用	2 個	2 個	2 個
4	ガソリン缶	1リットル/缶	4 缶	4 缶	4 缶
5	多目的テント		0 張	0 張	0 張
6	間仕切り	がんばルーム（5区画）	2 セット	2 セット	2 セット
7		屋内テント（2m×2m）	16 区画	16 区画	16 区画
8		パーティション	0 区画	0 区画	0 セット
9	簡易ベット	コット	0 台	0 台	0 台
10	簡易更衣室	がんばルーム	1 セット	1 セット	3 セット
11	ロールマット		45 枚	45 枚	45 枚
12	毛布		300 枚	250 枚	300 枚
13	カセットコンロ（ガス）、やかん		0 セット	0 セット	0 セット
14	組立トイレ	洋式	1 セット	1 セット	1 セット
15		和式	1 セット	1 セット	1 セット
16		マンホール型	0 セット	0 セット	0 セット
17	簡易トイレ	段ボールトイレ	60 個	60 個	60 個
18		男性用	0 個	30 個	0 個
19	非常用トイレ用品	便袋	400 枚	400 枚	400 枚
20	トイレトーパー	255mもの	30 ロール	30 ロール	30 ロール
21		一般仕様のもの	120 ロール	120 ロール	120 ロール
22	手指消毒	500ml	24 本	24 本	24 本
23	ハンドソープ		15 本	12 本	12 本
24	ゴム手袋		500 双	500 双	500 双
25	マスク		1200 枚	1200 枚	1200 枚
26	ウェットティッシュ	大判タイプ	200 袋	200 袋	200 袋
27	ペーパータオル		90 パック	90 パック	90 パック
28	ゴミ袋（90ℓ）		300 枚	300 枚	300 枚
29	ブルーシート		10 枚	10 枚	10 枚
30	ほうき・軍手		0 セット	0 セット	0 セット
31	浄水器		1 台	0 台	1 台
32	日赤吹き出し釜		0 セット	0 セット	0 セット
33	大型冷風扇		2 台	2 台	2 台
シ	避難所運営マニュアル		1 冊	1 冊	1 冊

備蓄品名		規 格	山梨小学校	みそら小学校	八木原小学校
	養生テープ	50mm×25m 巻	1 個	1 個	1 個
		25mm×25m 巻	10 個	10 個	10 個
	白紙用紙	A4	20 枚	20 枚	20 枚
	油性ペン	黒	1 本	1 本	1 本
		赤	1 本	1 本	1 本
	クリップペンシル（使い捨て）	50本/1 ケース	1 ケース	1 ケース	1 ケース
	消しゴム		1 個	1 個	1 個
	シャープペンシル		3 本	3 本	3 本
	替え芯（シャープペンシル）		1 ケース	1 ケース	1 ケース
	ボールペン	黒	2 本	2 本	2 本
	カッター		1 本	1 本	1 本
	ホッチキス		1 個	1 個	1 個
	替え針（ホッチキス）		1 箱	1 箱	1 箱
	ゼムクリップ		1 箱	1 箱	1 箱
	ダブルクリップ	中、10本/1 ケース	1 ケース	1 ケース	1 ケース
	パンチラベル	10枚/1 パック	1 パック	1 パック	1 パック
	インデックス	赤中、10枚/1 パック	1 パック	1 パック	1 パック
		赤小、10枚/1 パック	1 パック	1 パック	1 パック
		青小、10枚/1 パック	1 パック	1 パック	1 パック
	ランタン	LEDランタン	0 個	0 個	0 個
	乾電池	単四（LEDランタン用）	0 本	0 本	0 本
		単四（非接触型体温計用）	2 本	2 本	2 本
	軍手		5 双	5 双	5 双
	バインダー		3 枚	3 枚	3 枚
	体温計	非接触型（2 個、1 個）	3 個	3 個	3 個
	フェイスシールド		5 枚	5 枚	5 枚
	ガウン	不織布タイプ	20 着	20 着	20 着

備蓄品名		規 格	吉岡小学校	四街道小学校	南小学校
1	発電機	可搬式（投光器用）	2 台	2 台	2 台
2	投光器	入口付近、トイレ付近	2 基	2 基	2 基
3	コードリール	投光器用	2 個	2 個	2 個
4	ガソリン缶	1リットル/缶	4 缶	4 缶	4 缶
5	多目的テント		1 張	0 張	0 張
6	間仕切り	がんばルーム（5区画）	4 セット	4 セット	2 セット
7		屋内テント（2m×2m）	16 区画	16 区画	16 区画
8		パーティション	0 区画	0 区画	0 セット
9	簡易ベット	コット	0 台	0 台	0 台
10	簡易更衣室	がんばルーム	1 セット	1 セット	1 セット
11	ロールマット		165 枚	150 枚	0 枚
12	毛布		510 枚	480 枚	650 枚
13	カセットコンロ（ガス）、やかん		0 セット	0 セット	0 セット
14	組立トイレ	洋式	0 セット	1 セット	2 セット
15		和式	2 セット	1 セット	0 セット
16		マンホール型	0 セット	0 セット	0 セット

備蓄品名		規 格	吉岡小学校	四街道小学校	南小学校
17	簡易トイレ	段ボールトイレ	100 個	40 個	60 個
18		男性用	0 個	0 個	0 個
19	非常用トイレ用品	便袋	400 枚	400 枚	400 枚
20	トイレトーパー	255mもの	30 ロール	30 ロール	30 ロール
21		一般仕様のもの	80 ロール	120 ロール	120 ロール
22	手指消毒	500ml	24 本	24 本	24 本
23	ハンドソープ		12 本	12 本	12 本
24	ゴム手袋		500 双	500 双	500 双
25	マスク		1200 枚	1200 枚	1200 枚
26	ウェットティッシュ	大判タイプ	200 袋	200 袋	200 袋
27	ペーパータオル		90 パック	90 パック	90 パック
28	ゴミ袋(90ℓ)		300 枚	300 枚	300 枚
29	ブルーシート		10 枚	0 枚	10 枚
30	ぼうき・軍手		0 セット	0 セット	1 セット
31	浄水器		1 台	1 台	1 台
32	日赤炊き出し釜		1 セット	1 セット	0 セット
33	大型冷風扇		2 台	2 台	2 台
ストレーシボックス	避難所運営マニュアル		1 冊	1 冊	1 冊
	養生テープ	50mm×25m 巻	1 個	1 個	1 個
		25mm×25m 巻	10 個	10 個	10 個
	白紙用紙	A4	20 枚	20 枚	20 枚
	油性ペン	黒	1 本	1 本	1 本
		赤	1 本	1 本	1 本
	クリップペンシル(使い捨て)	50本/1ケース	1 ケース	1 ケース	1 ケース
	消しゴム		1 個	1 個	1 個
	シャープペンシル		3 本	3 本	3 本
	替え芯(シャープペンシル)		1 ケース	1 ケース	1 ケース
	ボールペン	黒	2 本	2 本	2 本
	カッター		1 本	1 本	1 本
	ホッチキス		1 個	1 個	1 個
	替え針(ホッチキス)		1 箱	1 箱	1 箱
	ゼムクリップ		1 箱	1 箱	1 箱
	ダブルクリップ	中、10本/1ケース	1 ケース	1 ケース	1 ケース
	パンチラベル	10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
	インデックス	赤中、10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
		赤小、10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
		青小、10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
	ランタン	LEDランタン	0 個	0 個	0 個
	乾電池	単四(LEDランタン用)	0 本	0 本	0 本
		単四(非接触型体温計用)	2 本	2 本	2 本
軍手		5 双	5 双	5 双	
バインダー		3 枚	3 枚	3 枚	
体温計	非接触型(2個、1個)	3 個	3 個	3 個	
フェイスシールド		5 枚	5 枚	5 枚	
ガウン	不織布タイプ	20 着	20 着	20 着	

備蓄品名		規 格	旭小学校	中央小学校
1	発電機	可搬式（投光器用）	2 台	2 台
2	投光器	入口付近、トイレ付近	2 基	2 基
3	コードリール	投光器用	2 個	2 個
4	ガソリン缶	1 リットル/缶	4 缶	4 缶
5	多目的テント		0 張	0 張
6	間仕切り	がんばルーム（5区画）	2 セット	0 セット
7		屋内テント（2m×2m）	16 区画	9 区画
8		パーティション	0 区画	0 区画
9	簡易ベット	コット	0 台	0 台
10	簡易更衣室	がんばルーム	1 セット	0 セット
11	ロールマット		90 枚	0 枚
12	毛布		280 枚	50 枚
13	カセットコンロ（ガス）、やかん		0 セット	0 セット
14	組立トイレ	洋式	2 セット	1 セット
15		和式	0 セット	0 セット
16		マンホール型	0 セット	0 セット
17	簡易トイレ	段ボールトイレ	80 個	30 個
18		男性用	30 個	0 個
19	非常用トイレ用品	便袋	400 枚	400 枚
20	トイレトーパー	255mもの	30 ロール	30 ロール
21		一般仕様のもの	120 ロール	84 ロール
22	手指消毒	500ml	24 本	24 本
23	ハンドソープ		12 本	12 本
24	ゴム手袋		500 双	500 双
25	マスク		1200 枚	1200 枚
26	ウェットティッシュ	大判タイプ	200 袋	200 袋
27	ペーパータオル		90 パック	90 パック
28	ゴミ袋（90ℓ）		300 枚	300 枚
29	ブルーシート		10 枚	10 枚
30	ぼうき・軍手		1 セット	0 セット
31	浄水器		1 台	0 台
32	日赤炊き出し釜		0 セット	0 セット
33	大型冷風扇		2 台	2 台
ストレーシボックス	避難所運営マニュアル		1 冊	1 冊
	養生テープ	50mm×25m 巻	1 個	1 個
		25mm×25m 巻	10 個	10 個
	白紙用紙	A4	20 枚	20 枚
	油性ペン	黒	1 本	1 本
		赤	1 本	1 本
	クリップペンシル（使い捨て）	50本/1 ケース	1 ケース	1 ケース
	消しゴム		1 個	1 個
	シャープペンシル		3 本	3 本
替え芯（シャープペンシル）		1 ケース	1 ケース	
ボールペン	黒	2 本	2 本	

備蓄品名	規 格	旭小学校	中央小学校
カッター		1 本	1 本
ホッチキス		1 個	1 個
替え針（ホッチキス）		1 箱	1 箱
ゼムクリップ		1 箱	1 箱
ダブルクリップ	中、10本/1 ケース	1 ケース	1 ケース
パンチラベル	10枚/1 パック	1 パック	1 パック
インデックス	赤中、10枚/1 パック	1 パック	1 パック
	赤小、10枚/1 パック	1 パック	1 パック
	青小、10枚/1 パック	1 パック	1 パック
ランタン	LEDランタン	0 個	0 個
乾電池	単四（LEDランタン用）	0 本	0 本
	単四（非接触型体温計用）	2 本	2 本
軍手		5 双	5 双
バインダー		3 枚	3 枚
体温計	非接触型（2個、1個）	3 個	3 個
フェイスシールド		5 枚	5 枚
ガウン	不織布タイプ	20 着	20 着

避難所設置防災備蓄倉庫・備蓄物資・資機材一覧【高等学校】

令和4年4月1日現在

備蓄品名		規 格	四街道高等学校	四街道北高等学校
1	発電機	可搬式（投光器用）	2 台	2 台
2	投光器	入口付近、トイレ付近	2 基	2 基
3	コードリール	投光器用	2 個	2 個
4	ガソリン缶	1 リットル/缶	0 缶	4 缶
5	間仕切り	がんばんルーム（5区画）	2 セット	0 セット
6		屋内テント（2m×2m）	15 区画	32 区画
7	簡易更衣室		1 セット	1 セット
8	ロールマット		0 枚	0 枚
9	毛布		50 枚	150 枚
10	カセットコンロ（ガス）、やかん		0 セット	0 セット
11	組立トイレ	洋式	2 セット	2 セット
12	簡易トイレ	段ボールトイレ	20 個	20 個
13	非常用トイレ用品	便袋	400 枚	400 枚
14	トイレトーパー	255m	30 ロール	30 ロール
15	手指消毒	500ml	40 本	40 本
16	ハンドソープ		12 本	12 本
17	ゴム手袋		500 双	500 双
18	マスク		1200 枚	1200 枚
19	ウェットティッシュ	大判タイプ	200 袋	200 袋
20	ペーパータオル		90 バック	90 バック
21	ゴミ袋（90ℓ）		300 枚	300 枚
22	大型冷風扇		2 台	2 台
ストレージボックス	避難所運営マニュアル		1 冊	1 冊
	養生テープ	50mm×25m 巻	1 個	1 個
		25mm×25m 巻	10 個	10 個
	白紙用紙	A4	20 枚	20 枚
	油性ペン	黒	1 本	1 本
		赤	1 本	1 本
	クリップペンシル（使い捨て）	50本/1ケース	1 ケース	1 ケース
	消しゴム		1 個	1 個
	シャープペンシル		3 本	3 本
	替え芯（シャープペンシル）		1 ケース	1 ケース
	ボールペン	黒	2 本	2 本
	カッター		1 本	1 本
	ホッチキス		1 個	1 個
	替え針（ホッチキス）		1 箱	1 箱
	ゼムクリップ		1 箱	1 箱
	ダブルクリップ	中、10本/1ケース	1 ケース	1 ケース
	パンチラベル	10枚/1バック	1 バック	1 バック
	インデックス	赤中、10枚/1バック	1 バック	1 バック
赤小、10枚/1バック		1 バック	1 バック	
青小、10枚/1バック		1 バック	1 バック	
ランタン	LEDランタン	0 個	0 個	

備蓄品名		規 格	四街道高等学校	四街道北高等学校
	乾電池	単四（LEDランタン用）	0 本	0 本
		単四（非接触型体温計用）	2 本	2 本
	軍手		5 双	5 双
	バインダー		3 枚	3 枚
	体温計	非接触型（2個、1個）	3 個	3 個
	フェイスシールド		5 枚	5 枚
	ガウン	不織布タイプ	20 着	20 着

備蓄品名		規 格	千葉敬愛高等学校	愛国学園大学附属 四街道高等学校
1	発電機	可搬式（投光器用）	2 台	2 台
2	投光器	入口付近、トイレ付近	2 基	2 基
3	コードリール	投光器用	2 個	2 個
4	ガソリン缶	1リットル/缶	4 缶	4 缶
5	間仕切り	がんばルーム（5区画）	2 セット	2 セット
6		屋内テント（2m×2m）	15 区画	15 区画
7	簡易更衣室		1 セット	1 セット
8	ロールマット		0 枚	0 枚
9	毛布		50 枚	50 枚
10	カセットコンロ（ガス）、やかん		0 セット	0 セット
11	組立トイレ	洋式	2 セット	2 セット
12	簡易トイレ	段ボールトイレ	20 個	20 個
13	非常用トイレ用品	便袋	400 枚	400 枚
14	トイレトーパー	255m	30 ロール	30 ロール
15	手指消毒	500ml	20 本	20 本
16	ハンドソープ		12 本	12 本
17	ゴム手袋		500 双	500 双
18	マスク		1200 枚	1200 枚
19	ウェットティッシュ	大判タイプ	100 袋	100 袋
20	ペーパータオル		90 パック	90 パック
21	ゴミ袋（90ℓ）		300 枚	300 枚
22	大型冷風扇		2 台	2 台
スト レ ー シ ボ ッ ク ス	避難所運営マニュアル		1 冊	1 冊
	養生テープ	50mm×25m 巻	1 個	1 個
		25mm×25m 巻	10 個	10 個
	白紙用紙	A4	20 枚	20 枚
	油性ペン	黒	1 本	1 本
		赤	1 本	1 本
	クリップペンシル（使い捨て）	50本/1ケース	1 ケース	1 ケース
	消しゴム		1 個	1 個
	シャープペンシル		3 本	3 本
	替え芯（シャープペンシル）		1 ケース	1 ケース
	ボールペン	黒	2 本	2 本
	カッター		1 本	1 本
ホッチキス		1 個	1 個	

備蓄品名		規 格	千葉敬愛高等学校	愛国学園大学附属 四街道高等学校
	替え針（ホッチキス）		1 箱	1 箱
	ゼムクリップ		1 箱	1 箱
	ダブルクリップ	中、10本/1ケース	1 ケース	1 ケース
	パンチラベル	10枚/1パック	1 パック	1 パック
	インデックス	赤中、10枚/1パック	1 パック	1 パック
		赤小、10枚/1パック	1 パック	1 パック
		青小、10枚/1パック	1 パック	1 パック
	ランタン	LEDランタン	0 個	0 個
	乾電池	単四（LEDランタン用）	0 本	0 本
		単四（非接触型体温計用）	2 本	2 本
	軍手		5 双	5 双
	バインダー		3 枚	3 枚
	体温計	非接触型（2個、1個）	3 個	3 個
	フェイスシールド		5 枚	5 枚
	ガウン	不織布タイプ	20 着	20 着

避難所設置防災備蓄倉庫・備蓄物資・資機材一覧【公民館】

令和4年4月1日現在

備蓄品名		規 格	千代田公民館	旭公民館	四街道公民館
1	発電機	可搬式（投光器用）	2 台	2 台	2 台
2	投光器	入口付近、トイレ付近	2 基	2 基	2 基
3	コードリール	投光器用	2 個	2 個	2 個
4	ガソリン缶	1リットル/缶	4 缶	4 缶	4 缶
5	間仕切り	簡易間仕切り	20 区画	10 区画	10 区画
6		屋内テント（2m×2m）	16 区画	16 区画	16 区画
7		がんばんルーム	2 セット	2 セット	2 セット
8	簡易更衣室		1 セット	1 セット	1 セット
9	ロールマット		0 枚	0 枚	0 枚
10	毛布		50 枚	50 枚	50 枚
11	カセットコンロ（ガス）、やかん		0 セット	0 セット	0 セット
12	組立トイレ	洋式	2 セット	2 セット	2 セット
13		和式	0 セット	0 セット	0 セット
14	簡易トイレ	段ボールトイレ	20 個	20 個	20 個
15	非常用トイレ用品	便袋	400 枚	400 枚	400 枚
16	トイレトーパー	255m	30 ロール	30 ロール	30 ロール
17	手指消毒	500ml	60 本	60 本	60 本
18	ハンドソープ		24 本	24 本	24 本
19	ゴム手袋		500 双	500 双	500 双
20	マスク		1200 枚	1200 枚	1200 枚
21	ウェットティッシュ	大判タイプ	200 袋	200 袋	200 袋
22	ペーパータオル		90 パック	90 パック	90 パック
23	ゴミ袋（90ℓ）		300 枚	300 枚	300 枚
ストレーシボックス	避難所運営マニュアル		1 冊	1 冊	1 冊
	養生テープ	50mm×25m 巻	1 個	1 個	1 個
		25mm×25m 巻	10 個	10 個	10 個
	白紙用紙	A4	20 枚	20 枚	20 枚
	油性ペン	黒	1 本	1 本	1 本
		赤	1 本	1 本	1 本
	クリップペンシル（使い捨て）	50本/1ケース	1 ケース	1 ケース	1 ケース
	消しゴム		1 個	1 個	1 個
	シャープペンシル		3 本	3 本	3 本
	替え芯（シャープペンシル）		1 ケース	1 ケース	1 ケース
	ボールペン	黒	2 本	2 本	2 本
	カッター		1 本	1 本	1 本
	ホッチキス		1 個	1 個	1 個
	替え針（ホッチキス）		1 箱	1 箱	1 箱
	ゼムクリップ		1 箱	1 箱	1 箱
	ダブルクリップ	中、10本/1ケース	1 ケース	1 ケース	1 ケース
	パンチラベル	10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
	インデックス	赤中、10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
赤小、10枚/1パック		1 パック	1 パック	1 パック	
青小、10枚/1パック		1 パック	1 パック	1 パック	

備蓄品名		規 格	千代田公民館	旭公民館	四街道公民館
	ランタン	LEDランタン	0 個	0 個	0 個
	乾電池	単四（LEDランタン用）	0 本	0 本	0 本
		単四（非接触型体温計用）	2 本	2 本	2 本
	軍手		5 双	5 双	5 双
	ハイндガー		3 枚	3 枚	3 枚
	体温計	非接触型（2 個、1 個）	3 個	3 個	3 個
	フェイスシールド		5 枚	5 枚	5 枚
	ガウン	不織布タイプ	20 着	20 着	20 着

避難所設置防災備蓄倉庫・備蓄物資・資機材一覧【その他】

令和4年4月1日現在

備蓄品名		規 格	わろうべの里	四街道市 文化センター	総合公園
1	発電機	可搬式（投光器用）	2 台	0 台	2 台
2	投光器	入口付近、トイレ付近	2 基	0 基	2 基
3	コードリール	投光器用	2 個	0 個	2 個
4	ガソリン缶	1リットル/缶	4 缶	0 缶	4 缶
5	間仕切り	簡易間仕切り	0 区画	10 区画	10 区画
6		屋内テント（2m×2m）	16 区画	16 区画	16 区画
7	簡易更衣室		1 セット	0 セット	0 セット
8	ロールマット		15 枚	15 枚	0 枚
9	毛布		300 枚	50 枚	300 枚
10	カセットコンロ（ガス）、やかん		0 セット	0 セット	0 セット
11	組立トイレ	洋式	2 セット	0 セット	0 セット
12		和式	0 セット	0 セット	0 セット
13	簡易トイレ	段ボールトイレ	0 個	0 個	0 個
14	非常用トイレ用品	便袋	400 枚	400 枚	400 枚
15	トイレットペーパー	255m	30 ロール	30 ロール	30 ロール
16	空間消毒液	1L	0 本	8 本	0 本
17	手指消毒	500ml	20 本	60 本	60 本
18	ハンドソープ		24 本	24 本	24 本
19	ゴム手袋		500 双	500 双	500 双
20	マスク		1200 枚	1200 枚	1200 枚
21	ウェットティッシュ	大判タイプ	200 袋	200 袋	200 袋
22	ペーパータオル		90 パック	90 パック	90 パック
23	ゴミ袋（90ℓ）		300 枚	300 枚	300 枚
24	大型冷風扇		0 台	0 台	2 台
スト レ ー シ ボ ッ ク ス	避難所運営マニュアル		1 冊	1 冊	1 冊
	養生テープ	50mm×25m 巻	1 個	1 個	1 個
		25mm×25m 巻	10 個	10 個	10 個
	白紙用紙	A4	20 枚	20 枚	20 枚
	油性ペン	黒	1 本	1 本	1 本
		赤	1 本	1 本	1 本
	クリップペンシル（使い捨て）	50本/1ケース	1 ケース	1 ケース	1 ケース
	消しゴム		1 個	1 個	1 個
	シャープペンシル		3 本	3 本	3 本
	替え芯（シャープペンシル）		1 ケース	1 ケース	1 ケース
	ボールペン	黒	2 本	2 本	2 本
	カッター		1 本	1 本	1 本
	ホッチキス		1 個	1 個	1 個
	替え針（ホッチキス）		1 箱	1 箱	1 箱
	ゼムクリップ		1 箱	1 箱	1 箱
	ダブルクリップ	中、10本/1ケース	1 ケース	1 ケース	1 ケース
	パンチラベル	10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
	インデックス	赤中、10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
赤小、10枚/1パック		1 パック	1 パック	1 パック	

備蓄品名		規 格	わろうべの里	四街道市 文化センター	総合公園
		青小、10枚/1パック	1 パック	1 パック	1 パック
	ランタン	LEDランタン	0 個	0 個	0 個
	乾電池	単四（LEDランタン用）	0 本	0 本	0 本
		単四（非接触型体温計用）	2 本	2 本	2 本
	軍手		5 双	5 双	5 双
	バイナダー		3 枚	3 枚	3 枚
	体温計	非接触型（2個、1個）	3 個	3 個	3 個
	フェイスシールド		5 枚	5 枚	5 枚
	ガウン	不織布タイプ	20 着	20 着	20 着

備蓄品名		規 格	わろうべの里 (濃厚接触者用)
1	発電機	可搬式（投光器用）	2 台
2	投光器	入口付近、トイレ付近	2 基
3	コードリール	投光器用	1 個
4	間仕切り	簡易間仕切り	3 区画
5		屋内テント（2m×2m）	0 区画
6	簡易更衣室		0 セット
7	ロールマット		0 枚
8	毛布		20 枚
9	カセットコンロ（ガス）、やかん		0 セット
10	組立トイレ	洋式	0 セット
11		和式	0 セット
12	簡易トイレ	段ポールトイレ	0 個
13	非常用トイレ用品	便袋	400 枚
14	トイレトーパー	255m	30 ロール
15	空間消毒液	1L	3 本
16	手指消毒	500ml	4 本
17	ハンドソープ		4 本
18	ゴム手袋		500 双
19	マスク		1200 枚
20	ウェットティッシュ	大判タイプ	100 袋
21	ペーパータオル		30 パック
22	ゴミ袋（90ℓ）		300 枚
23	養生テープ	50mm×25m 巻	1 個
24	立ち入り禁止テープ		1 個
25	フェイスシールド		30 枚
26	ガウン	不織布タイプ	20 着

備蓄品名		規 格	鹿放ヶ丘ふれあいセンター (自宅療養者用)
1	間仕切り	簡易間仕切り	3 区画
2	毛布		50 枚

資料3-8 消防水利の状況

消防水利

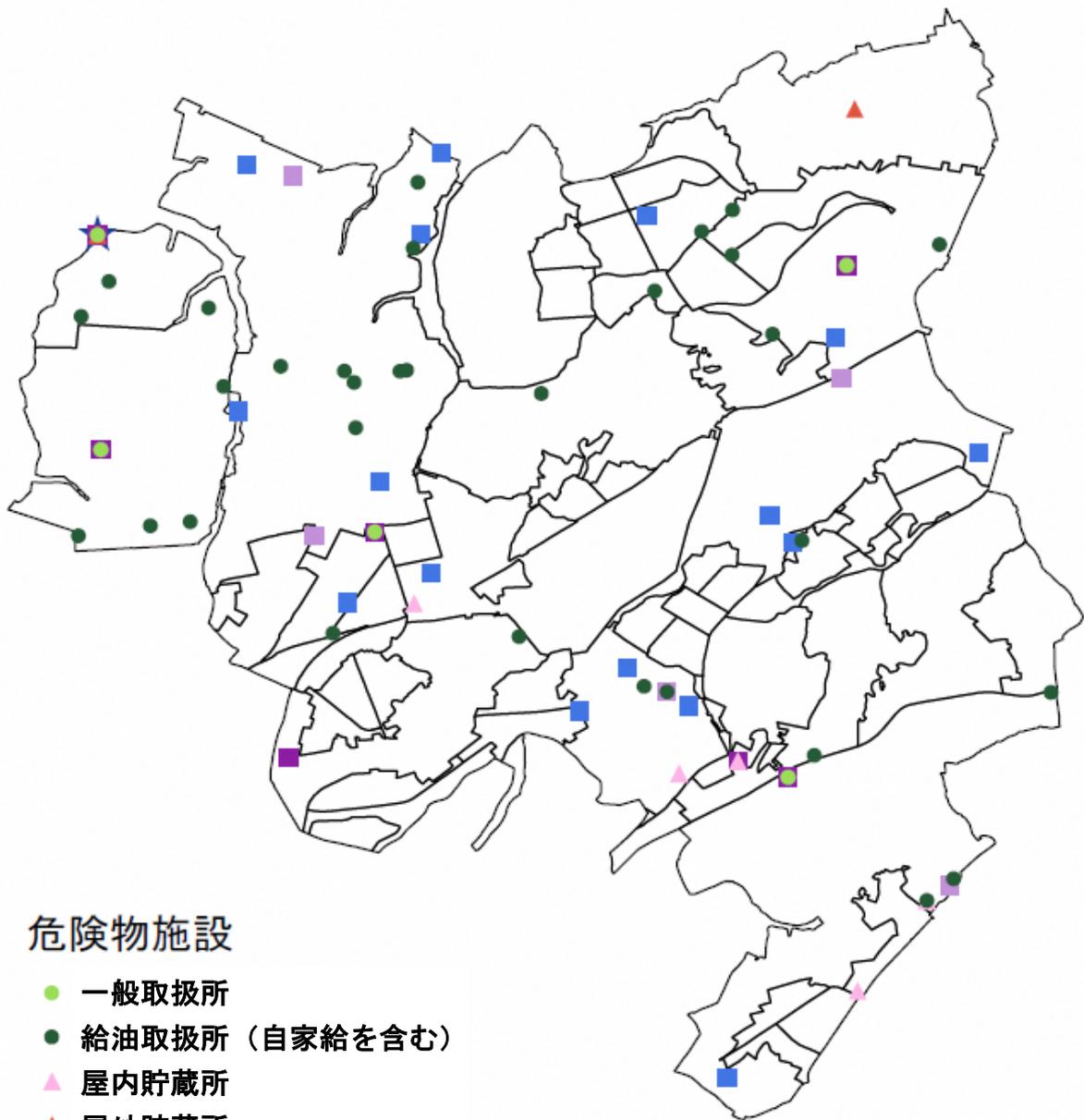
(各年4月1日現在)

区分 年別	合計	消 火 栓				
		小計	公 設		私 設	
			150 mm以上	150 mm未満	150 mm以上	150 mm未満
平成 29 年	1,235	838	377	461		
平成 30 年	1,251	852	387	465		
令和 元年	1,258	857	391	466		
令和 2 年	1,261	860	392	468		
令和 3 年	1,299	893	427	466		

区分 年別	防 火 水 槽								
	小計	公 設				私 設			
		区分 計	100m ² 以上	40m ² 以上 100m ² 未満	40m ² 未満	区分 計	100m ² 以上	40m ² 以上 100m ² 未満	40m ² 未満
平成 29 年	379	307	12	239	56	72	2	65	5
平成 30 年	381	308	12	240	56	73	2	66	5
令和 元年	384	308	12	240	56	76	2	69	5
令和 2 年	386	310	12	242	56	76	2	69	5
令和 3 年	391	313	12	245	56	78	2	71	5

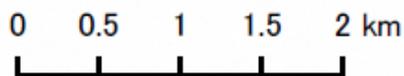
区分 年別	そ の 他				
	区分 小計	河川・溝等	プール	濠・池等	その他
平成 29 年	18		16		2
平成 30 年	18		16		2
令和 元年	17		15		2
令和 2 年	15		13		2
令和 3 年	15		13		2

資料3-9 危険物施設の現況



危険物施設

- 一般取扱所
- 給油取扱所（自家給を含む）
- ▲ 屋内貯蔵所
- ▲ 屋外貯蔵所
- 屋外タンク貯蔵所
- 地下タンク貯蔵所
- 移動タンク貯蔵所常置場所
- ★ 製造所



施設区分	施設数	施設区分	施設数
屋内貯蔵所	6	移動タンク貯蔵所	26
屋外貯蔵所	2	製造所	1
屋外タンク貯蔵所	13	一般取扱所	6
地下タンク貯蔵所	16	給油取扱所（うち自家給）	31（18）
		計	101

資料3-10 防災訓練の体系（総合防災訓練・地域防災訓練）

防災訓練の体系（総合防災訓練・地域防災訓練）

区 分	訓 練 項 目	実施時期等
<p>1 総合防災訓練</p> <p>災害時に迅速な防災活動を行うため、市内全域に被害を及ぼす災害の発生を想定した総合的な防災訓練。</p> <p>市、防災関係機関、市民が一体となり、活動できる強力体制の確立に努める。</p> <p>参加機関 市、消防本部・署、四街道警察署、自衛隊 市民団体、防災関係機関</p>	<p>（予知対応型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常参集訓練 ・本部運営訓練 ・情報伝達訓練 ・その他必要な訓練 <p>（発災対応型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置訓練 ・通信訓練 ・情報収集訓練 ・広報訓練 ・初期消火訓練 ・避難誘導訓練 ・応急救護訓練 ・救出救助訓練 ・道路障害物除去訓練 ・救助物資輸送配布訓練 ・応急給水活動訓練 ・ライフライン復旧訓練 ・応急炊き出し訓練 ・避難所訓練 ・その他必要な訓練 	<p>数年に1回実施 全市域対象</p>
<p>2 地域防災訓練</p> <p>市民の組織的な防災活動が被害の拡大防止に非常に重要であることから、区・自治会、自主防災組織等を単位とし、地域の防災活動能力の向上を図る訓練。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止訓練 ・初期消火訓練 ・避難誘導訓練 ・避難所開設・運営訓練 ・応急救護訓練 ・情報伝達訓練 ・応急給水活動訓練 ・応急炊き出し訓練 ・発電機操作その他の訓練 ・防災セミナー 	<p>毎年実施</p>
<p>3 その他の訓練</p> <p>（1）職員等の防災訓練 市単独または、防災関係機関の協力により実施する訓練。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員参集訓練 ・災害初動対策事務局設置、運営訓練 ・災害対策本部設置、運営訓練 	<p>随時実施</p>
<p>（2）無線通信訓練 無線通信による情報収集・伝達訓練。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部と県、防災関係機関等との通信訓練 ・市防災行政無線による情報伝達訓練 	
<p>（3）小・中学校の防災訓練 児童・生徒に身の安全を守る方法を習得させるとともに、安全な体制づくりに努めるための訓練。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 ・消火訓練（教職員対象） ・その他の訓練 	

資料3-11 自主防災組織一覧表

自主防災組織一覧表

令和4年4月1日現在

	地区名	自主防災組織の名称	結成年月
1	萱橋台区自治会	大日萱橋台区自主防災会	昭和61年4月
2	鹿渡二区自治会	鹿渡二区自主防災会	昭和63年8月
3	大日中志津区	大日中志津区自主防災会	平成5年12月
4	つくし座自治会	つくし座自治会自主防災会	平成6年8月
5	緑ヶ丘区	緑ヶ丘区自主防災組織	平成7年2月
6	物井2区自治会	物井二区自主防災会	平成7年4月
7	千代田三丁目自治会	千代田3丁目自治会自主防災組織	平成8年4月
8	めいわ5丁目自治会	めいわ5丁目自治会自主防災部会	平成8年4月
9	千代田5丁目自治会	千代田5丁目(自治会)防災会	平成8年9月
10	みそら自治会	みそら自治会自主防災組織	平成8年11月
11	向南台自治会	向南台自治会自主防災組織	平成9年3月
12	千代田4丁目自治会	千代田4丁目自治会自主防災組織	平成9年4月
13	ヴェルデ四街道団地自治会	ヴェルデ四街道団地自治会自主防災組織	平成10年2月
14	めいわ東自治会	めいわ東防災会	平成10年4月
15	わらびが丘自治会	わらびが丘自治会自主防災	平成11年4月
16	鷹の台自治会	鷹の台自治会自主防災組織	平成11年4月
17	四街道四区自治会	四区防災会	平成11年4月
18	旭ヶ丘自治会	旭ヶ丘自治会自主防災組織	平成13年4月
19	桜ヶ丘区	桜ヶ丘区自主防災組織	平成14年4月
20	さつきヶ丘自治会	さつきヶ丘自治会防災組織	平成17年4月
21	内黒田区	内黒田区自主防災組織	平成17年4月
22	四街道三区自治会	四街道三区自治会自主防災会	平成17年10月
23	鹿渡一区	鹿渡一区自主防災防犯組織	平成18年4月
24	下志津新田区	下志津新田区自主防災隊	平成20年4月
25	バードヒル池花自治会	バードヒル池花自主防災組織	平成20年9月
26	和良比西自治会	和良比西自治会自主防災隊	平成20年10月
27	千代田二丁目自治会	千代田二丁目自治会自主防災組織	平成21年4月
28	千代田一丁目自治会	千代田一丁目自主防災組織	平成22年4月
29	ひかりが丘西自治会	ひかりが丘西自治会自主防災組織	平成22年10月
30	美しが丘2丁目自治会	美しが丘2丁目自治会自主防災組織	平成23年11月
31	美しが丘1丁目自治会	美しが丘1丁目自治会自主防災組織	平成24年1月
32	もねの里3丁目自治会	もねの里3丁目自主防災組織	平成24年2月
33	三才区	三才区自主防災組織	平成24年8月

	地 区 名	自主防災組織の名称	結成年月
34	四街道二区自治会	四街道二区自治会自主防災会	平成 24 年 9 月
35	電電栗山自治会	電電栗山自主防災会	平成 25 年 4 月
36	すみれ台自治会	すみれ台自治会自主防災組織	平成 25 年 4 月
37	県営四街道団地自治会	四街道団地自主防災組織（四葉会）	平成 25 年 8 月
38	美しが丘 3 丁目自治会	美しが丘 3 丁目自治会自主防災組織	平成 27 年 4 月
39	さちが丘 1 丁目自治会	さちが丘 1 丁目自治会自主防災会	平成 28 年 3 月
40	エクセレントもねの里自治会	エクセレントもねの里自主防災組織	平成 29 年 2 月
41	富士見ヶ丘区	大日富士見ヶ丘自主防災組織会	平成 30 年 6 月
42	物井区会	物井区会自主防災組織	平成 30 年 11 月
43	さちが丘 2 丁目自治会	さちが丘 2 丁目自主防災組織	平成 31 年 4 月
44	和良比区	和良比区自主防災会	平成 31 年 4 月
45	第 2 グリーンタウン自治会	第 2 グリーンタウン自治会自主防災会	令和 2 年 4 月
46	宿区	山梨 宿区自主防災組織	令和 3 年 1 月
47	桜ヶ丘中央区	桜ヶ丘中央区自主防災会	令和 3 年 1 月
48	畔田台地区	畔田台地区自主防災組織	令和 3 年 1 月
49	大作岡地区	大作岡地区自主防災組織	令和 3 年 1 月
50	もねの里 6 丁目東部地区自治会	もねの里 6 丁目東部地区自主防災会	令和 2 年 1 月
51	栗山半台区会	栗山半台区自主防災組織	令和 3 年 6 月
52	今宿区	今宿区自主防災組織	令和 4 年 4 月

自主防災組織の手引き

四街道市

自主防災組織のすすめ

本市では、いままで地震や風水害等の自然災害による大きな被害を受けておりませんが、近年の急激な都市化による市街地の拡大及び高層化、家屋の密集等に伴い、ひとたび大災害が発生すると、いまだかつて体験したことのない被害を被る恐れがあります。

災害の規模が小さければ、市や消防機関の対応もきめ細かく行うことが可能ですが、戦後最大の被害を出した「阪神・淡路大震災」の結果をご承知のとおり広域にわたって、大きな災害が発生した場合には、行政のみでの対応は、非常に困難なものになります。

そこで、もし大災害が発生した場合に、その被害を最小限にくい止めるには、市民の皆さん一人ひとりがそれぞれの立場で自分自身を、財産をそして地域を災害から守るという意識が大切であり、更にすすんで地域住民が協力、助け合って大災害に備えるということが、何よりも大切です。これを組織化したものが自主防災組織となります。

市では、このような地域住民の連帯感にもとづき、住民が自主的に結成する防災組織に対し、市と住民が一体となった地域ぐるみの防災体制を確立するという考えから、自主防災組織の育成・助成を行ってまいります。

各地域の市民自治組織において、自主防災組織の設立をお考え頂きたく以下、自主防災組織の概要について説明いたしますので、参考にして下さい。

目 次

- 自主防災組織のすすめ
- 1 . 自主防災組織の意義
 - 2 . 自主防災組織の必要性
 - 3 . 自主防災組織の設置

参 考 資 料

- I . 自主防災組織の規約（例）資料1
- II . 自主防災組織計画（案）資料2
- III . 自主防災組織防災訓練（案）その1資料3
自主防災組織防災訓練（案）その2資料4

四街道市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱
自主防災組織結成経過一覧

1. 自主防災組織の意義

- (1) 自主防災組織は、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が、自分たちの地域は、自分たちで守ろうという連帯感にもとづき自主的に結成する組織です。
自主防災組織は、組織に参加する住民相互の合意、規約にもとづくことを原則とし、その点、消防組織法により消防機関として位置づけられる消防団とは意を異にするものです。
- (2) 自主防災組織は、災害発生時に、災害による被害を防止し軽減するため、実際に災害活動を行う組織、いわば実働部隊として結成されることが望ましい。
組織の役割としては、平常時から防災知識の普及、防災訓練の実施、防災資器材の整備等を行うとともに、災害時においては、情報の収集伝達、出火防止、初期消火、負傷者の救出救護、給食給水等の活動を行うことが期待されるものです。
- (3) 自主防災組織の整備にあたっては、住民と市、消防機関が十分協議のうえ、組織として実施すべき活動を具体化した防災計画を作成するとともにこれにもとづき迅速かつ効果的に防災活動を行えるよう、組織での役割分担を明確化しておく必要があります。

2. 自主防災組織の必要性

- (1) 地震による被害は、火災及び建物の倒壊の有無がその大小を左右する主な要因となっています。ことに、火災の発生は、昔から木造建築物を主としてきたわが国にとっては、大きな比重を占めるものです。
もし今、阪神・淡路大震災と同規模、同一地域で地震が発生すると、各地に多数の火災が同時に発生し、延焼拡大することが十分予想されます。
特に大地震が発生した場合、消防機関等は全力をあげて防災活動を行うが、
 - ① 電話が不通となり、防災関係機関への通報が困難になる。
 - ② 道路の破損、建物の倒壊、避難民の混乱、更に路上に放置された自動車等により、道路交通は、著しく阻害される。
 - ③ 同時に各地で多数の火災が発生するので、消防力が分散し、しかも水道管の破損や停電による断水、貯水槽の損壊等により、消火活動が阻害される。
等々の用件が重なり、防災関係機関の活動能力は著しく低下することが予想される。
- (2) このような事態に立ち至った場合において、地震による被害の防止、または軽減を図るためには、「自らの生命、財産は自らの手で保全に努める」という防災対策の基本原則により、住民の自主的な防災活動、すなわち住民みずから出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導を行うことが必要である。
これらの防災活動を行うにあたり、各自がバラバラに行動するのでは効果はあまり期待できない。住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによってその効果は最大限に発揮できるものです。
したがって、地域住民によりその実情に応じた自主的な防災組織が設けられ、日頃から大地震が発生した場合を予想した訓練をつみ重ねておくことが重要である。
- (3) 地震以外の大規模災害の場合でも、多かれ少なかれ同様の事態が生ずるものと思われます。風水害、大火災その他の災害に対しても住民の防災活動が必要不可欠です。

3. 自主防災組織の設置

- (1) 自主防災組織の規模
地域に自主防災組織を設置しようとする場合、まず、どの程度の規模の地域の住民でこれを設けるかを考えなければなりません。
 - ① 住民が、自分達の地域は自分達で守るという連帯感がわき、地域の防災活動を効果的に行える程度の規模。
 - ② 地理的状況、生活環境等からみて、住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模。

(2) 自主防災組織の組織づくり

- ① 自主防災組織の組織づくりのためには、何らかの契機が必要であり、それをいかにつかみ、どのように育てていくかが大切です。
- ② 自治会等に防災部を設置している場合など、すでに自主防災組織に類似した組織がある場合は、地震対策に関する活動内容の充実強化を図って、自主防災体制を整備することが適当です。
自治会等で特に防災活動を行っていない場合は、自治会活動の一環として防災部を設けることにより、自主防災体制の整備を推進することが適当です。
- ③ 市民自治組織の役員のみなさんは、その地区における自主防災組織の重要な担い手です。災害から地域住民の生命と財産を守るため、地域の自主防災組織づくりをしましょう。
みなさんの地域に「自主防災組織をつくろう！」という気運が芽生えたら、気軽に相談してください。

(3) 自主防災組織の規約

- ① 自主防災組織を設置する根拠は、組織に参加する住民相互の合意にあり、したがって相互の合意を明確化した規約を定めておく必要がある。
- ② 自主防災組織を設けるにあたり、自治会等の一つの組織として防災を設ける場合は、自治会等の規約を改正すれば足りるが、新たに自主防災組織を設ける場合には、規約により必要事項を明確にする必要がある。

(4) 自主防災組織の防災計画

自主防災組織は、大地震その他の災害の発生時等に迅速かつ能率的に防災活動を行い、被害の発生又は、拡大を防止するため、あらかじめ防災計画を作成しておく必要がある。

防災計画の作成にあたっては、平常時にどのような対策を進め、災害時には、どのような活動をするかできる限り具体的に盛り込むことが大切です。

また、計画の内容は、市が作成している「四街道市地域防災計画」と密接な関係がありますので、市とよく相談し、助言・指導を受けながら防災計画を決める必要があります。

防災計画の内容は、地域の実情により異なるものですが、自主防災組織防災計画例を以下資料として添付しましたので、これを参考にするとともに、市や消防署とよく相談し、みなさんの地域の実情にあった防災計画を定めましょう。

参 考 資 料

I. 自主防災組織の規約（例） 資料 1

資料1 I. 自主防災（会）組織規約（例）

〇〇〇（区・自治会）防災会期約

（名称）

第1条 この（本会・本組織）は、〇〇〇区・自治会自主防災（会・組織）と称する。

（会員）

第2条 （本会・本組織）は、〇〇〇地区内にある世帯（及び事業初等）を持って構成する。

（目的）

第3条 （本会・本組織）は、地区住民の隣保共同並びに相互扶助精神に基づいて自主的な防災活動を行うこととて、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害を防ぎ、あるいはその軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 （本会・本組織）は、前条の目的を達成するため次の事業を行うものとする。

- (1) 防災知識の普及に努めること。
- (2) 防災訓練を実施すること。
- (3) 情報の収集、伝達の応急対策を実施すること。
- (4) 出火防止、初期消火の応急対策を実施すること。
- (5) 救出救護の応急対策を実施すること。
- (6) 避難誘導の応急対策を実施すること。
- (7) 給食・給水の応急対策を実施すること。
- (8) 防災資機材等の備蓄を行うこと。
- (9) その他、（本会・本組織）の目的を達するために必要な事項に関する事。

（本部）

第5条 （本会・本組織）は〇〇青年官・集会所に置く。

（役員）

第6条 （本会・本組織）に次の役員を置く。

- (1) 会長1名自治会長
- (2) 副会長2名自治会副会長
- (3) 部長若干名自治会各部長
- (4) 会計1名自治会会計
- (5) 監査役2名自治会監査役

（役員の仕事）

第7条 会長は、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3、部長は、会長の指示を受け（本会・本組織）の事業計画の立案及び活動の推進にあたり、かつとも部員を指揮して平常時、災害発生時の活動を実施する。
- 4、会計は、運営資金の保管出納にあたる。
- 5、監査役は、会の会計を監査する。

（会議）

第8条 （本会・本組織）に総会及び役員会を置くものとする。

（総会）

第9条 総会は、自治会総会にあわせて、年1回開催する。

- 2、特に必要なときは臨時総会を開催する。
- 3、総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 事業計画に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) 地区の防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (5) その他総会で必要と認めた事。

（役員会）

第10条 役員会は、第6条に定める役員によって構成する。

2、役員会は次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事項。
- (2) 総会により委任された事項。
- (3) その他役員で必要と認めたこと。

(部の設置)

第11条 (本会・本組織)は、第4条の事項を遂行するために、次の部門を置く。

- (1) 本部
- (2) 広報部門
- (3) 防火部門
- (4) 救護部門
- (5) 避難誘導部門
- (6) 給食給水部門

2、部員は、会員の中から選任する。

3、各部に副部長、あるいは世話役をおくことができる。

(地区の防災計画)

第12条 (本会・本組織)は、被害の防止及び軽減を図るために地区の防災計画を作成する。

2、地区の防災計画は、次の事項について定める。

- (1) (本会・本組織)の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達の応急対策に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火の応急対策に関すること。
- (6) 救出救護の応急対策に関すること
- (7) 避難誘導の応急対策に関すること。
- (8) 給食・給水の応急対策に関すること。
- (9) 防災資機材等の備蓄を行うことに関すること。
- (10) その他、必要な事項に関すること。

(会費)

第13条 (本会・本組織)の会費は、総会の決議を経て、別に定める。

(経費)

第14条 (本会・本組織)の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第16条 会計監査は、毎年1回、監査役が行う。ただし必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2、監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(附則)

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

参 考 資 料

Ⅱ. 自主防災組織の規約（案） 資料 2

自主防災組織計画（案）

〇〇（区・自治会）防災計画

1. 目的

この計画は、〇〇区・自治会の防災活動に必要な事項を定め、もって地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2. 定める事項

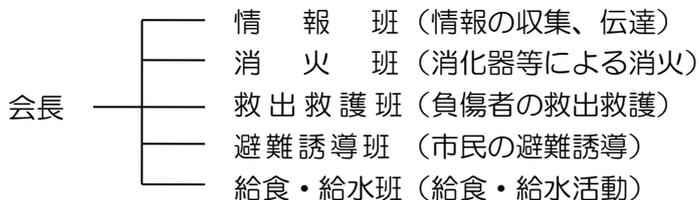
この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食・給水に関すること。
- (9) 防災資器材等の備蓄及び管理に関すること。

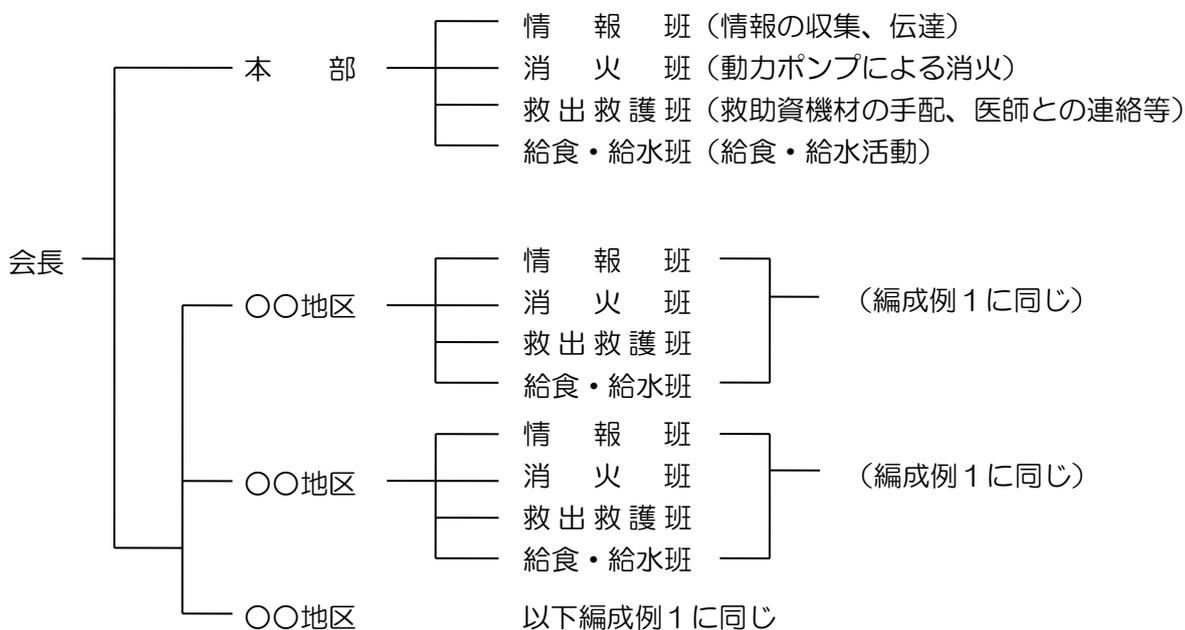
3. 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

〔編成例1〕・・・・・・・・町会等を単位とした一般的組織の場合



〔編成例2〕・・・・・・・・大きな組織の場合



4. 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

普及事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ウ 地区周辺の環境に應ずる防災知識に関すること。
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- オ その他防災に関すること。

(2) 普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

- ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映画会等の開催
- ウ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随意実施する。

5. 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

個別訓練は、次のとおりとする。

- ア 情報の収集、伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出、救護訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

- ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあっては年〇回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

6. 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関に伝達する。

7. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくするおもな原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- イ 可燃性危険物品等の保管状況
- ウ 消火器等消火資器材の整備状況
- エ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資器材を配備する。

- ア 可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備
- イ 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

8. 救出救護活動

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、次の医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ア 〇〇市〇〇病院
- イ 〇〇市〇〇診療所
- ウ 〇〇市〇〇保健所

(3) 防災関係機関の出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とするとき認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

9. 避難対策

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

〇〇市長の避難命令が出たとき又は、防災会長が必要があると認めるときは、防災会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、防災会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難地に誘導する。

(3) 避難路及び避難地

- ア 避難路〇〇通り。ただし、〇〇通りが通行不能等の場合は〇〇通りとする。
- イ 避難地〇〇公園(第1避難場所〇〇公園に集合し市指定の避難場所へ移動する。)

10. 給食・給水

避難地等における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食班員は、備蓄されている乾パン等を避難場所に移送また、市から配分された食料、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給水班員は、備蓄されている水缶等を避難場所に移送し、配分するとともに生活用水、不足する飲料水について調査し、市へ補給の連絡をする。

11. 防災資器材等

防災資器材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

例：備蓄の計算例区民一人×1缶×3日分

資器材等	数 量	保管場所	管理方法
① 備蓄物資	○	○	○
乾 パ ン	○ ○ 食	地区防災倉庫等	第○班長が管理
毛 布	○ ○ 枚	地区集会場等	第○班長が管理
テ ン ト	○ ○ 張	防災センター	班長が管理
② 情報連絡用 資器材	○	○	○
携帯用無線機	5 台	各班長宅	班長が管理
③ 初期消火用資器材	○	○	○
○ ○ ○	○	○ ○ ○	○ ○ ○
④ 救護・救護用資機	○	○	○
○ ○ ○	○	○ ○ ○	○ ○ ○
○ ○ ○	○	○ ○ ○	○ ○ ○
⑤ 教育用資機材	○	○	○
○ ○ ○	○	○ ○ ○	○ ○ ○

(2) 定期点検

毎年6月第1日曜日を全資機材の点検日とする。

参 考 資 料

Ⅲ. 自主防災組織防災訓練（案） その1 資料 3

Ⅲ. 自主防災組織防災訓練（案） その1 資料 4

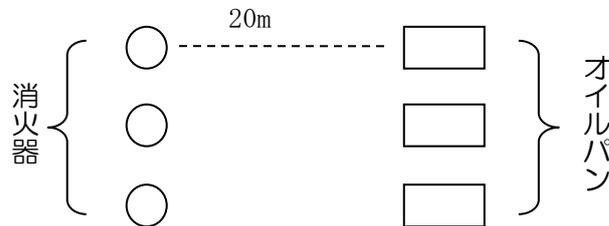
〇〇区・自治会実施訓練（案）その1 ＊活動編＊

訓練種別総合訓練

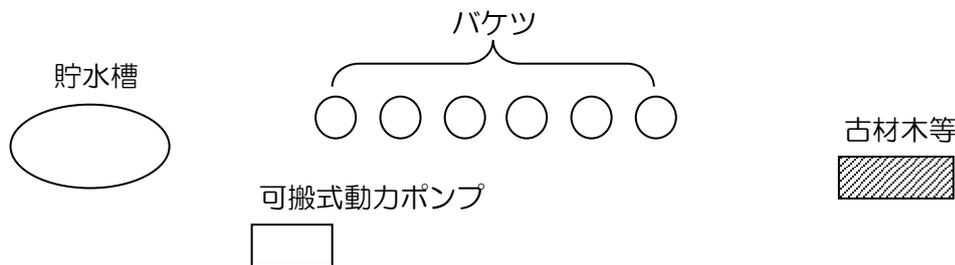
日時 〇月〇日
 場所 〇〇公園
 指導者 〇〇消防署員 〇名
 参加者 〇〇町内会 〇名
 目的 1 組織内各班相互間の連携及び効果的な自主防災活動の実施
 2 各種防災資機材についての知識及び取扱要領の取得
 想定 〇〇地方は震度6の大地震におそわれ、道路、電話等各種公共施設に大きな被害が生じ、また、倒壊したビルや家屋から火災が多発するとともに負傷者が続出した。更に多発した火災は延焼拡大の恐れがあり、地域住民の避難が必要となったものとする。

訓練内容 1 各戸訓練
 地震発生（花火合図）とともに火気使用中の各家庭では火の始末をするとともに丈夫な家具の下にもぐる等身体保護を行う。
 2 通報訓練
 町内に発生した火災を発見した者は、大声で付近住民に知らせるとともに119番に通報する。
 3 避難訓練
 自主防災組織の初期消火活動にもかかわらず、火災が拡大したため、避難誘導班の指導のもとに〇〇公園より〇〇小学校まで避難する。
 4 消火訓練
 〇〇公園周辺に発生した火災を消火器、バケツ及び備蓄倉庫、民間事業所等の資機材を活用し消火班が指導者の合図により交代して行う。

〔消火器使用訓練〕



〔バケツ、資機材使用訓練〕

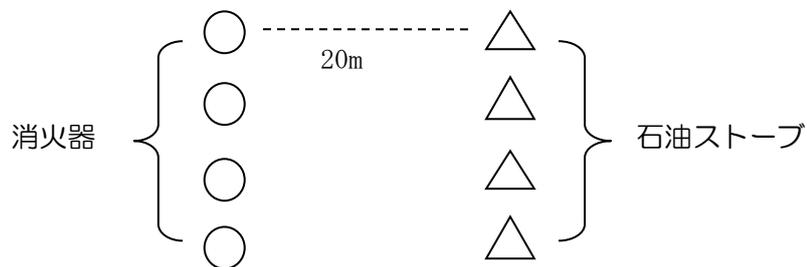


5 応急救護訓練
 〇〇公園に避難中、落下物等により負傷した者を救護所（〇〇小学校内設置）に担架搬送するとともに応急手当を施し、近隣の病院、診療所へ搬送する。
 6 給食給水訓練
 ろ水機を利用して飲料水を確保するとともに非常用備蓄食糧の試食を行う。

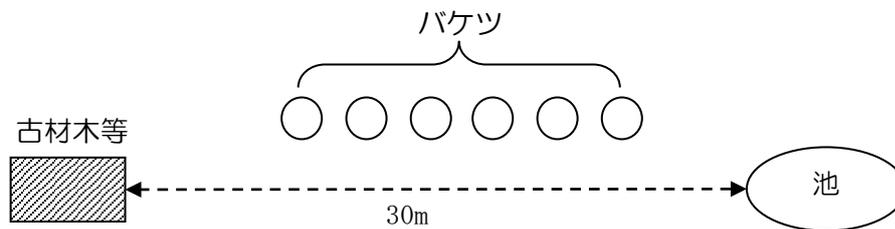
〇〇区・自治会実施訓練（案）その2 ＊活動編＊

訓練種別	消火訓練	時	9月1日 午前9時から午前11時まで
場所	〇〇公園広場		
指導者	〇〇消防署〇名		
参加者	消火班員ほか全員		
目的	1 各種消火器の性能についての知識及び取扱要領の習得 2 バケツリレー等による消火要領の習得		
実施内容	想定	石油ストーブの上に、地震動によって棚上の新聞、雑誌が落下し、石油ストーブが転倒し火災になったものとする。	
	内容	1 泡消火器、粉末消火器の性能についての知識及び取扱要領を〇〇消防署の指導で行う。 2 実際の消火を、下図のように石油ストーブ及び古木材、雑誌類を置き、指導者の合図により交代して行う。	
備考	参加者は、できるだけ活動しやすい服装をして来ること。		

〔消火器使用訓練〕



〔バケツリレー訓練〕



○四街道市自主防災組織補助金交付要綱

昭和 62 年 3 月 30 日
告示第 19 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、地域ぐるみの自主防災組織の育成と防災意識の高揚を図るため、防災資器材の購入及び防災訓練（防災知識の啓発活動を含む。以下同じ。）の実施に要する経費に対し、当該年度の予算の範囲内において四街道市補助金交付規則（昭和 46 年規則第 6 号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき補助金を交付する。

(平 19 告示 56・令 2 告示 50・一部改正)

(定義)

第 2 条 この告示において「自主防災組織」とは、四街道市市民自治組織助成金交付規則（昭和 59 年規則第 1 号）第 2 条第 1 項の規定による組織を単位として、地域住民が地域の防災活動を行うために自主的に結成した組織で、市長が認めたものをいう。

(平 19 告示 56・一部改正)

(補助対象事業等)

第 3 条 補助金の交付対象事業、補助額及び適用回数等は、次のとおりとする。

補助対象事業	補助額	適用回数等
別表に定める防災資器材の購入	防災資器材の購入費の 3 分の 2 以内の額とし、500,000 円を限度とする。	1 自主防災組織につき 1 回限りとする。
自主防災組織が行う防災訓練	防災訓練時の賄い費、啓発資料の作成費等の経費の 2 分の 1 以内の額とし、50,000 円を限度とする。	1 自主防災組織につき 1 年度当たり 1 回限りとする。ただし、自主防災組織が設立された年度の補助は行わないものとする。

(平 19 告示 56・全改)

(補助金等交付申請書の添付書類)

第 4 条 規則第 3 条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、規則第 3 条第 1 項に定める補助金等交付申請書に次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 防災資器材の購入 自主防災組織の規約及び防災計画
- (2) 自主防災組織が行う防災訓練 訓練活動実施計画書及び訓練活動収支内訳書

(平 19 告示 56・全改)

(交付条件)

第 5 条 規則第 5 条の規定により付す条件は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の代表者は、組織の育成強化に努めること。
- (2) 自主防災組織に係る経理は明確にしておくこと。

(平 19 告示 56・旧第 6 条線上)

(委任)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(平 19 告示 56・旧第 7 条線上)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

(失効等)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

[次のよう略]

附 則(平成19年告示第56号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第50号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年規則第〇〇号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条)

防災資器材一覧表

区分	資器材名
情報連絡用	携帯用無線機、電池メガホン、ラジオ等
消火用	消火器、街頭用消火器、消火栓用ホース、防火水槽、水バケツ、防火衣等
水防用	救命ボート、救命胴衣、スコップ、ツルハシ、土のう袋等
救出救護用	はしご、救命ロープ、チェーンソー、ヘルメット、防煙マスク、担架、救急セット、テント等
給食給水用	釜、鍋、給水タンク、ろ水器、ガスボンベ等
避難用	強力ライト、標旗、ロープ、警笛等
その他	資器材倉庫、発電機、投光器、リヤカー、シート、その他

資料3-13 四街道市指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

四街道市指定緊急避難場所一覧

No.	名称	所在地	連絡先	面積 (㎡)	収容人員	広域	避難所の有無
1	南小学校	四街道市物井 1536	043-422-2905	5,397	1,889		有
2	八木原小学校	四街道市千代田 5-4	043-423-7611	16,615	5,815		有
3	千代田中学校	四街道市千代田 5-27	043-423-4611	15,325	5,364		有
4	栗山小学校	四街道市つくし座 3-1-8	043-422-3155	8,945	3,131		有
5	四街道北中学校	四街道市栗山 1055	043-422-5101	16,173	5,660		有
6	四街道北高等学校	四街道市栗山 1055-4	043-422-1788	18,063	6,322		有
7	千葉盲学校	四街道市大日 468-1	043-422-0231	8,566	2,998		無
8	四街道高等学校	四街道市鹿渡 809-2	043-422-6215	26,910	9,419		有
9	中央小学校	四街道市鹿渡 917	043-422-2138	13,474	4,715		有
10	四街道中央公園	四街道市鹿渡無番地	043-422-9923	19,631	6,871		無
11	四街道中学校	四街道市めいわ 1-3	043-433-3636	17,929	6,275		有
12	千葉敬愛高等学校	四街道市四街道 1522	043-422-0131	13,007	4,552		有
13	愛国学園大学付属 四街道高等学校	四街道市四街道 1532-16	043-421-3533	12,026	4,209		有
14	四街道小学校	四街道市四街道 1557	043-422-2726	11,359	3,976		有
15	四街道西中学校	四街道市大日 23	043-421-2081	9,954	3,484		有
16	大日小学校	四街道市大日 978	043-422-2711	12,538	4,388		有
17	和良比小学校	四街道市美しが丘 3-12	043-432-3780	10,011	3,504		有
18	四和小学校	四街道市和良比 228	043-432-5441	6,277	2,197		有
19	山梨小学校	四街道市旭ヶ丘 1-9-12	043-432-0506	7,032	2,461		有
20	旭小学校	四街道市山梨 1485	043-432-8981	8,294	2,903		有
21	みそら小学校	四街道市みそら 2-13	043-432-1500	12,251	4,288		有
22	旭中学校	四街道市南波佐間 267	043-432-8451	19,970	6,990		有
23	吉岡小学校	四街道市鷹の台 3-2	043-237-5990	10,749	3,762		有
24	四街道総合公園	四街道市和田 161	043-433-1111	124,492	43,572	○	有
合計				424,988	148,745		

※1 有効敷地概算面積 : 総面積から建物敷地面積を引き、さらに樹木、池等を考慮して0.8を乗じた値

※2 有効敷地内の集合可能人員 : (有効敷地概算面積×0.7)÷2

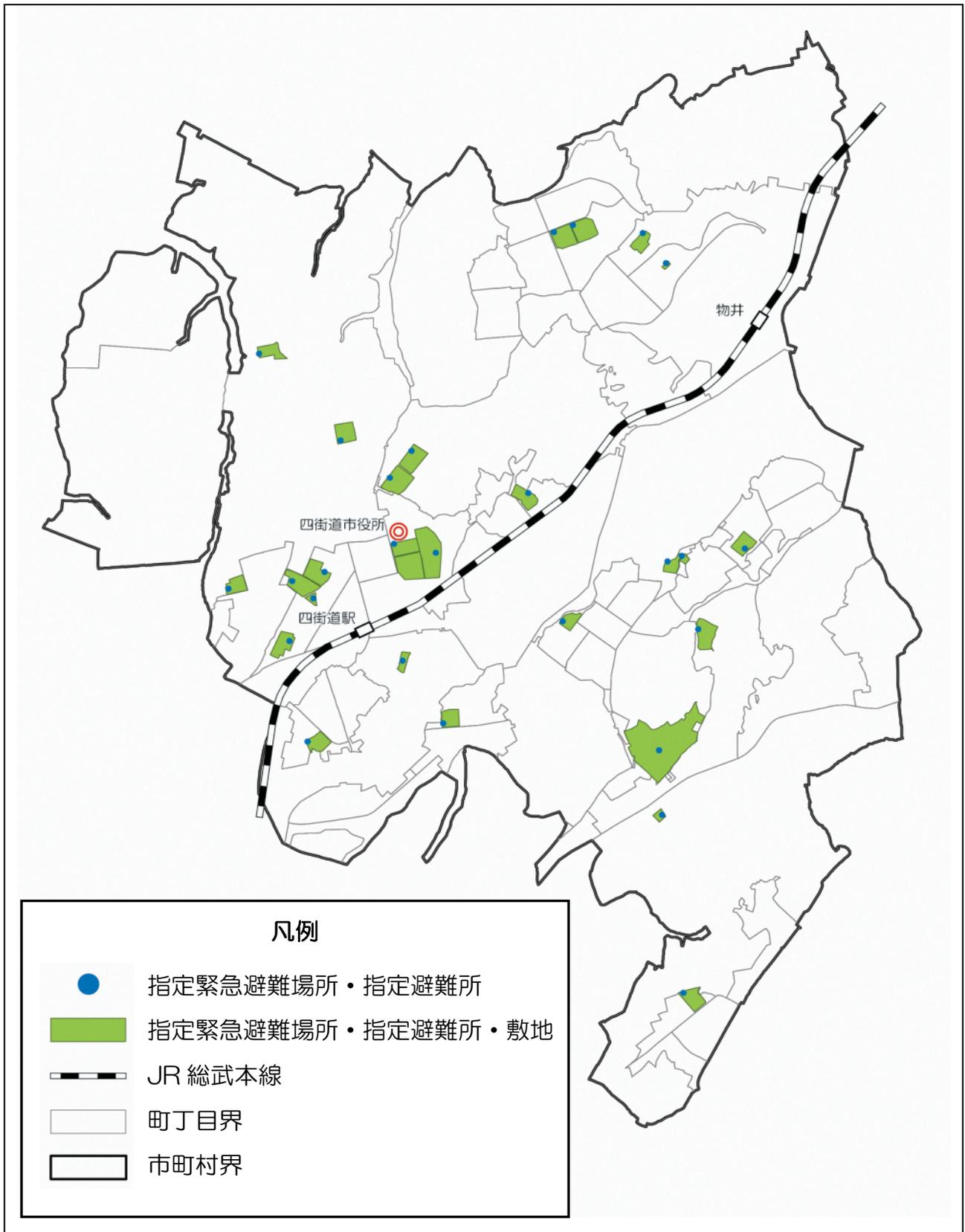
四街道市指定避難所一覧

No.	名称	所在地	連絡先	面積 (㎡)	収容人数	防災井戸	耐震性貯水槽
1	南小学校	四街道市物井 1536	043-422-2905	1,483	519	○	
2	八木原小学校	四街道市千代田 5-4	043-423-7611	1,021	357	○	○
3	千代田中学校	四街道市千代田 5-27	043-423-4611	1,627	569	○	
4	栗山小学校	四街道市つくし座 3-1-8	043-422-3155	957	335	○	○
5	四街道北中学校	四街道市栗山 1055	043-422-5101	1,526	534	○	○ (40 t)
6	四街道北高等学校	四街道市栗山 1055-4	043-422-1788	2,000	700	○	
7	四街道高等学校	四街道市鹿渡 809-2	043-422-6215	2,432	851	○	
8	中央小学校	四街道市鹿渡 917	043-422-2138	923	323	○ (市役所)	
9	四街道中学校	四街道市めいわ 1-3	043-433-3636	1,865	653	○	
10	千葉敬愛高等学校	四街道市四街道 1522	043-422-0131	2,713	949	○	
11	愛国学園大学付属 四街道高等学校	四街道市四街道 1532-16	043-421-3533	1,438	503	○	
12	四街道小学校	四街道市四街道 1557	043-422-2726	996	349	○	
13	四街道西中学校	四街道市大日 23	043-421-2081	1,522	533	○	○
14	大日小学校	四街道市大日 978	043-422-2711	837	293	○	
15	和良比小学校	四街道市美しが丘 3-12	043-432-3780	949	332	○	
16	四和小学校	四街道市和良比 228	043-432-5441	824	288	○	
17	山梨小学校	四街道市旭ヶ丘 1-9-12	043-432-0506	863	302	○	
18	旭小学校	四街道市山梨 1485	043-432-8981	865	303	○	
19	みそら小学校	四街道市みそら 2-13	043-432-1500	934	327	○	○
20	旭中学校	四街道市南波佐間 267	043-432-8451	1,397	489	○	○
21	吉岡小学校	四街道市鷹の台 3-2	043-237-5990	1,099	385	○	
22	四街道公民館	四街道市四街道 1532-17	043-422-2926	1,111	389	○	
23	千代田公民館	四街道市もねの里 3-20-30	043-422-4151	1,364	477		
24	旭公民館	四街道市和田 54-10	043-432-6371	1,590	557		
25	四街道総合公園	四街道市和田 161	043-433-1111	9,028	3,160	○	○
26	四街道市 文化センター	四街道市大日 396	043-423-1618	3,663	1,282		
27	南部総合福祉センター わろうべの里	四街道市和良比 635-4	043-433-6201	608	212		
合計				45,635	15,971		

※収容予定人数：(施設面積×0.7)÷2

※わろうべの里は遊戯室、工作室、大広間、和室、ホール、音のスタジオ、創作のスタジオ、娯楽室を使用するものとして算定

指定緊急避難場所・指定避難所位置図



資料3-14 福祉避難所一覧表

	事業者	施設名称	所在地	電話番号
1	社会福祉法人翠昂会	永幸苑	四街道市上野 199	043-432-2851
2		ピクシーフォレスト		
3	社会福祉法人旭会	特別養護老人ホーム あさひ園	四街道市山梨 1488-1	043-432-6382
4	社会福祉法人勝曼会	特別養護老人ホーム あすみの丘	四街道市大日 1623-1	043-421-5188
5	社会福祉法人慈照会	四街道老人ホーム	四街道市大日 2132-4	043-423-4119
6	医療法人社団威風会	介護老人保健施設 栗 の郷	四街道市栗山 906-1	043-421-6881
7	医療法人社団暁会	介護老人保健施設 の ぞみ	四街道市大日 1685-10	043-421-6868
8		きわみデイサービスセ ンター	四街道市大日 1681-1	
9	医療法人沖縄徳洲会	四街道徳洲会デイケア	四街道市吉岡 1830-1	043-214-0111
10	社会福祉法人双樹会	地域密着型特別養護老 人ホームリバーサイド	四街道市小名木 101-9	043-310-6660
11	特別支援学校	千葉県立千葉盲学校	四街道市大日 468-1	043-422-0231
12	社会福祉法人樹会	特別養護老人ホーム 四街道苑	四街道市鹿放ヶ丘 593-3	043-304-8161
13	特別支援学校	千葉県立四街道特別支 援学校	四街道市鹿渡 934-45	043-422-2609
14	社会福祉法人 よつ かいどう福祉会	生活介護はちみつ	四街道市たかおの杜 15-5	043-312-0183

資料3-15 防災井戸設置箇所一覧

防災井戸設置箇所一覧

No.	設置場所	住 所
1	四街道小学校	四街道市四街道 1557
2	旭小学校	四街道市山梨 1485
3	南小学校	四街道市物井 1536
4	大日小学校	四街道市大日 978
5	八木原小学校	四街道市千代田 5-4
6	四和小学校	四街道市和良比 228
7	山梨小学校	四街道市旭ヶ丘 1-9-12
8	みそら小学校	四街道市みそら 2-13
9	栗山小学校	四街道市つくし座 3-1-8
10	和良比小学校	四街道市美しが丘 3-12
11	吉岡小学校	四街道市鷹の台 3-2-3
12	四街道中学校	四街道市めいわ 1-3
13	千代田中学校	四街道市千代田 5-27
14	旭中学校	四街道市南波佐間 267
15	四街道西中学校	四街道市大日 23
16	四街道北中学校	四街道市栗山 1055
17	四街道市役所	四街道市鹿渡無番地
18	四街道総合公園	四街道市和田 161
19	千葉県立盲学校	四街道市大日 468-1
20	千葉県立四街道高校	四街道市鹿渡 809-2
21	千葉県立四街道北高校	四街道市栗山 1055-4
22	千葉敬愛高等学校	四街道市四街道 1522
23	愛国学園大学附属四街道高等学校	四街道市四街道 1532-16
24	四街道公民館	四街道市四街道 1532-17
25	和良比防災センター	四街道市和良比 517-13

全タイプ 発電機、ホース1本、ノズル1個が付属

資料3-16 気象庁震度階級関連解説表等

気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水、停電が発生することがある。	地盤は、亀裂や液状化が生じることがある。斜面等の状況は、落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。	安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある。断水、停電が発生することがある。	

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。断水、停電が発生することがある。	地盤は、地割れが生じることがある。斜面等の状況は、がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。耐震性の高い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがある。	広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。	
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の低い住宅では、傾くものや、倒れるものが増える。耐震性の高い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。		地盤は、大きな地割れが生じることがある。斜面等の状況は、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

長周期地震動階級関連解説表

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
階級1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。 驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	—
階級2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらな いと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	—
階級3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
階級4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

資料3-17 消防庁舎・分団詰所・車両・資機材等状況一覧表

消防庁舎等の状況

署所別	所在地	建築年月	建物構造等	建築延面積	敷地面積
消防本部 消防署	四街道市鹿渡 934番地26	昭和47年4月	鉄筋コンクリート造3階塔屋	873.17m ²	1088.44m ²
千代田分署	四街道市千代田 5丁目33番地	昭和52年7月	鉄筋コンクリート造2階	487.76m ²	749.92m ²
旭分署	四街道市みそら 1丁目25番地	昭和56年11月	鉄筋コンクリート造2階	516.29m ²	2089.38m ²
消防用地 (消防訓練場)	四街道市和良比 635番地1				5739.26m ²
消防用地	四街道市鷹の台 3丁目15番2号				1500.06m ²

ホームページ

市ホームページアドレス

<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>

消防本部ホームページアドレス

<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/shisei/shobo/index.html>

所属		電話番号	FAX番号
消防本部	総務課	043-422-2475	043-423-7650
	予防課	043-422-2485	
	警防課	043-422-2493	
消防署	消防署	043-422-0119 (代表) 043-422-2494	043-424-1892 043-432-3946
	千代田分署	043-424-0119	
	旭分署	043-432-0119	

消防団詰所兼機庫の状況

(令和4年4月1日現在)

区分 分団名	所在地	構造	建築延面積	敷地面積	建築年月
団本部 (女性消防団員)	四街道市鹿渡 698-36 (旧 11 分団詰所) (市有地)	重量鉄骨 平屋建	59.62 m ²	247.41m ²	H22 年 1 月
第 1 分団	// 下志津新田 2524-52 (借地)	鉄骨 2 階建	48.60m ²	65.90m ²	S48 年 12 月
第 2 分団	// 四街道 3-8-1 (市有地)	鉄骨 2 階建	85.68m ²	114.28m ²	R2 年 4 月
第 3 分団	// 和良比 256-4 (借地)	鉄骨 2 階建	49.68m ²	432.56m ²	S58 年 3 月
第 4 分団	// 四街道 1522-107 (市有地)	鉄骨 2 階建	49.68m ²	147.74m ²	S55 年 11 月
第 5 分団	// 和良比 782-1 (借地)	鉄骨 2 階建	49.68m ²	62.44m ²	S58 年 12 月
第 6 分団	// 小名木 228・229(市有地・ 一部借地)	鉄骨平屋建	47.61m ²	133.92m ²	S51 年 10 月
第 7 分団	// 吉岡 882-1 (借地)	木造平屋建	49.27m ²	108.56m ²	S52 年 11 月
第 8 分団	// 上野 55 (借地)	鉄骨 2 階建	49.68m ²	82.00m ²	S57 年 12 月
第 9 分団	// 中台 533 (借地)	木造平屋建	49.27m ²	149.14m ²	S56 年 10 月
第 10 分団	// 山梨 835-3・886 (借地)	鉄骨 2 階建	49.68m ²	164.36m ²	S55 年 11 月
第 12 分団	// 栗山 872-1 (借地)	木造平屋建	49.27m ²	147.81m ²	S52 年 10 月
第 14 分団	// 物井 787-2 (借地)	木造平屋建	49.27m ²	155.00m ²	S52 年 12 月
第 15 分団	// 亀崎 245-1 (借地)	鉄骨平屋建	59.62m ²	283.09m ²	H25 年 12 月
第 16 分団	// 内黒田 170-1 (借地)	木造平屋建	49.69m ²	132.21m ²	S59 年 10 月
第 17 分団	// 大日 1109 (借地)	鉄骨平屋建	47.61m ²	142.83m ²	S50 年 9 月
第 18 分団	// 大日 336-27 (市有地)	木造平屋建	49.27m ²	101.70m ²	S53 年 12 月

消防団車両配置状況

(令和4年4月1日現在)

区分 分団名	車両種別	車種	排気量 (CC)	燃料の 種類	級別	乗車 定員	登録根月日
団本部	司令車	トヨタ	2,690	ガソリン	—	5	H18.2.23
	司令車(多機能車)	日産	2,480	軽油	B2	6	H29.11.13
団本部(女性 消防団員)	小型動力ポンプ付積載車	日産	1,990	ガソリン	B3	8	H9.8.26
第1分団	小型動力ポンプ付積載車	三菱	2,970	軽油	B2	6	H19.10.18
第2分団	消防ポンプ自動車	三菱	5,240	軽油	A2	8	H11.10.8
第3分団	消防ポンプ自動車	三菱	5,240	軽油	A2	8	H15.3.18
第4分団	消防ポンプ自動車	日野	4,000	軽油	A2	6	H21.12.16
第5分団	小型動力ポンプ付積載車	三菱	2,970	軽油	B2	6	H21.9.17
第6分団	小型動力ポンプ付積載車	三菱	2,970	軽油	B2	6	H20.10.24
第7分団	小型動力ポンプ付積載車	三菱	2,970	軽油	B2	6	H21.9.17
第8分団	小型動力ポンプ付積載車	三菱	2,970	軽油	B2	6	H20.10.24
第9分団	小型動力ポンプ付積載車	日産	1,990	ガソリン	B3	8	H9.8.26
第10分団	消防ポンプ自動車	日野	4,000	軽油	A2	6	H17.12.20
第12分団	小型動力ポンプ付積載車	三菱	2,970	軽油	B2	6	H21.10.1
第14分団	消防ポンプ自動車	日野	4,000	軽油	A2	6	H20.12.17
第15分団	消防ポンプ自動車	日野	4,000	軽油	A2	6	H25.3.13
第16分団	小型動力ポンプ付積載車	三菱	2,970	軽油	B2	6	H21.10.1
第17分団	小型動力ポンプ付積載車	三菱	2,970	軽油	B2	6	H19.10.18
第18分団	消防ポンプ自動車	日野	4,000	軽油	A2	6	H19.2.16

消防車両配置状況

(令和4年4月1日現在)

所属	区分	車両種別	車名	排気量 (CC)	燃料の 種類	級別等	乗車 定員	登録根月日
消防本部		司令車	トヨタ	2,360	ガソリン	—	7	H24.2.20
		広報車	日産	1,990	ガソリン	—	7	H19.10.19
		広報車	日産	1,320	ガソリン	—	5	H26.1.15
		査察車	トヨタ	2,690	ガソリン	—	7	H19.2.28
消防署		指揮統制車	日産	4,470	ガソリン	—	8	H18.12.22
		化学消防ポンプ自動車	日野	7,960	軽油	Ⅱ型/A2	5	H16.3.26
		水槽付消防ポンプ自動車	日野	6,400	軽油	I-B/A2	6	H27.3.25
		救助工作車	日野	5,120	軽油	Ⅱ型	6	R3.12.27
		はしご付消防自動車	日産	21,200	軽油	30m級	6	H16.12.15
		高規格救急自動車	トヨタ	2,690	ガソリン	高規格	7	H25.1.25
		資機材搬送車	マツダ	1,990	ガソリン	—	3	H15.10.29
千代田分署		水槽付消防ポンプ自動車	日野	6,400	軽油	I-B/A2	6	H24.3.30
		小型動力ポンプ付水槽車	いすゞ	8,220	軽油	I型/B2	3	H15.3.26
		高規格救急自動車	トヨタ	2,690	ガソリン	高規格	7	H28.3.18
		高規格救急自動車	トヨタ	2,690	ガソリン	高規格	7	H21.12.21
		水槽付消防ポンプ自動車 (非常用)	日野	7,960	軽油	I-B/A2	6	H12.2.16
		広報車	トヨタ	1,990	ガソリン	—	9	H26.1.23
旭分署		災害対応特殊水槽付消防 ポンプ自動車	日野	6,400	軽油	I-B/A2	5	H18.3.28
		消防ポンプ自動車	いすゞ	4,770	軽油	CD-I /A2	5	H18.11.6
		屈折はしご付消防ポンプ 自動車	日野	7,680	軽油	20m級	5	H21.2.27
		後方支援車	いすゞ	7,790	軽油	I型仕様	9	H18.3.17
		高規格救急自動車	日産	2,480	ガソリン	高規格	7	R3.9.17
		高規格救急自動車 (非常用)	トヨタ	2,690	ガソリン	高規格	7	H23.2.8
		広報車	ダイハツ	650	ガソリン	—	4	H28.10.19

救助資機材保有状況

(令和4年4月1日現在)

分類	品名	数量	
一般用 救助器具	かぎ付きはしご	4	
	三連はしご	4	
	ワイヤーはしご	1	
	空気式救助マット	1	
	救命索発射銃	3	
	サーバイバースリング	1	
	救助用縛帯	13	
	ベストスリング	1	
	平担架	1	
	重量物 排除器具	可搬ウインチ	3
マンホール救助器具		1	
マット型空気ジャッキ		5	
大型油圧スプレッター		1	
電動マルチスプレッター		2	
プランジャーラム		1	
ハンドポンプ		1	
エンジンポンプ		1	
救助用支柱器具		2	
油圧ホース		2	
断用器具		油圧切断機	1
	エンジンカッター	4	
	酸素溶断器	1	
	チェーンソー	6	
	鉄線カッター	8	
	空気鋸	2	
	大型油圧切断機	1	
	空気切断機	1	
	空気工具	1	
	破壊用器具	万能斧	6
		ハンマー	5
携帯用コンクリート破壊器具		1	
削岩機		1	
ハリガンツール		1	
ハンマードリル		2	
測定用器具		可燃性ガス測定器	3
	有毒ガス測定器	3	
	酸素濃度測定器	3	
	放射線測定器	3	
	化学剤検知器	1	
	検電器	2	
	高度救助用 器具	熱画像直視装置	2
夜間用暗視装置		1	
検索用器具	簡易画像探索器	1	
呼吸保護用器具	空気呼吸器	26	
	酸素呼吸器	4	
	防塵マスク	26	
	送排風機	2	

分類	品名	数量
隊員保護用器具	帯電手袋	9
	帯電衣	5
	帯電スボン	5
	帯電長靴	6
	携帯警報機	12
	防毒マスク	13
	活線警報機	11
	放射線防護服	6
	タイケム等	35
	陽圧式化学防護服	8
	耐熱服	2
	化学防護長靴	18
	化学手袋	26
除染用器具	除染シャワー	2
	除染剤散布機	1
	除染テント	2
	密閉容器	3
	水中ポンプ	4
水難救助用器具	救命胴衣	18
	救命浮環	2
	救命ボート	1
	水中探索棒(すばり付)	1
	ウェダー	4
	レスキューチューブ	1
	ドライスーツ	4
	ブーツ	4
	水難救助用ヘルメット	4
	山岳救助用器具	バスケット型担架
ショートスケット		1
ロングスケット		2
ハーネスボード		1
その他の 救助器具	投光器	6
	携帯投光器	15
	携帯拡声器	8
	携帯無線機	6
	応急処置用セット	4
	車両移動器具	1
	緩降機	2
	発電機	6
	加圧排煙機	2
	携帯用救助工具	4
	手工具	各種
	救助鋏	1
	エアバック保護カバー	4
	救助活動用安定具	各種

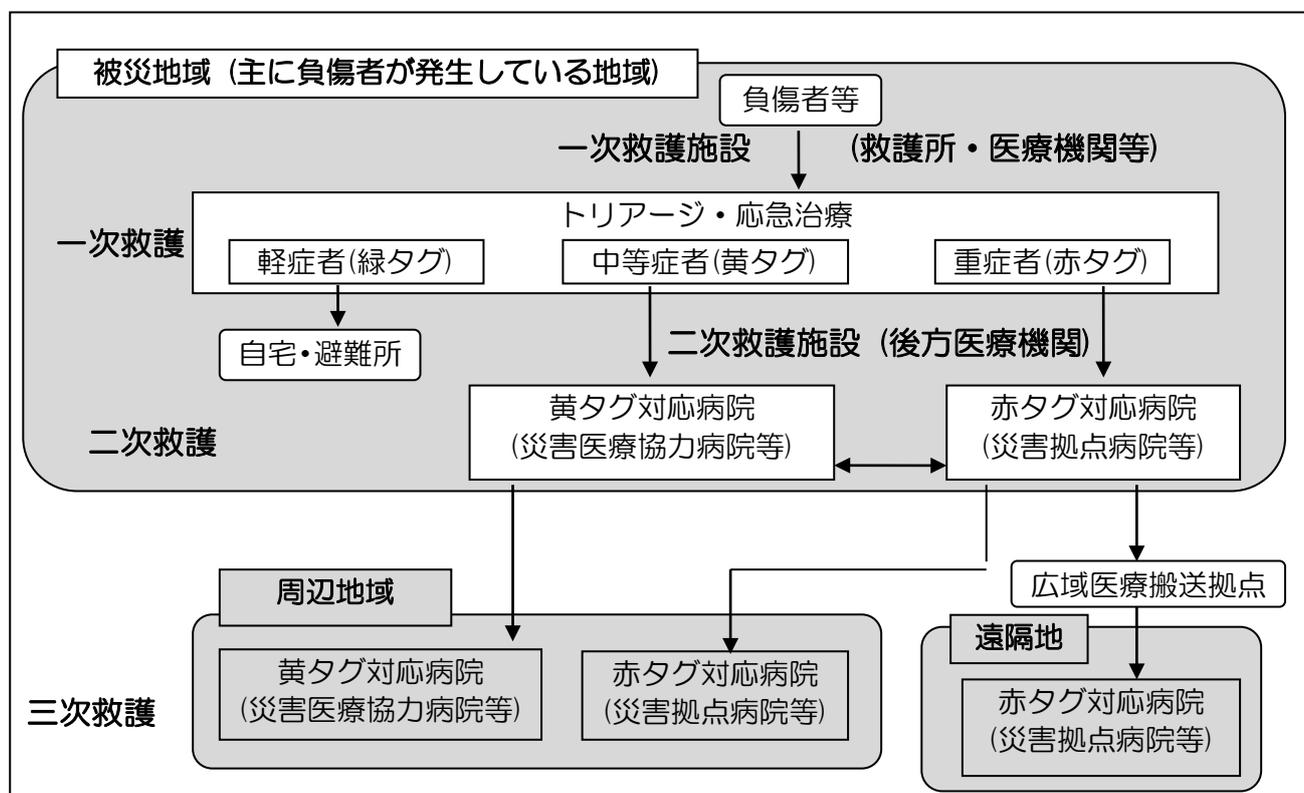
資料3-18 医療救護活動

発災後の時間経過と保健医療の状況及び主な医療救護活動

呼称	期間 (目安)	保健医療の状況	主な医療救護活動 (この時期に特徴的なもの)
発災期	発生直後～ 数時間	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療機能の大幅な低下 負傷者の集中的発生 	<ul style="list-style-type: none"> 人命救助 被害の全容把握
超急性期	数時間～ 3日	<ul style="list-style-type: none"> 救援活動の開始 外傷系患者の集中 	<ul style="list-style-type: none"> DMAT(災害派遣医療チーム)等による人命救助、救急医療、搜索活動など
急性期	3日～ 1週間	<ul style="list-style-type: none"> 慢性疾患患者の悪化 公衆衛生ニーズ(心の健康を含む)の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等の支援、医療チームの派遣受入、検死など
移行期	1週間～ 1か月	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療の補完ニーズの増加 	<ul style="list-style-type: none"> 長期の避難生活への救護対応、復旧準備
復旧期	1か月以降	<ul style="list-style-type: none"> 平常時の医療体制への移行 地域医療機能の復旧進行 	<ul style="list-style-type: none"> 救護所などの縮小、地域医療機能の回復

救護活動の流れ

一次救護	被災地域内の救護所や医療施設で、負傷者等に最初に行われるトリアージや応急治療
二次救護	一次救護の結果さらに治療が必要と判断された患者に対し、主に被災地域内の医療機関で実施される医療活動
三次救護	二次救護の結果さらに治療が必要と判断された患者や、二次救護に関わる医療機関の医療機能を維持するために転院が求められた患者に対し、被災地の周辺地域や遠隔地の医療機関で実施される医療活動



出典：千葉県災害医療救護計画

管内災害時医療機関体制：タグ分類協力施設 (病院数 29 施設) (R2.10.1 現在)

赤タグ	災害拠点病院 (4 施設)	日本医科大学千葉北総病院 成田赤十字病院 東邦大学医療センター佐倉病院	重傷者の受入れ 広域搬送対応 DMAT の派遣、DMAT 等の医療チームの受入れ
	災害医療協力病院	佐倉市 1：聖隷佐倉市民病院	
黄タグ	災害医療協力病院 (救急告示病院) (15 施設)	成田市 1：成田病院 佐倉市 2：佐倉中央病院 佐倉整形外科病院 四街道市 3：下志津病院 四街道徳洲会病院 栗山中央病院 八街市 2：八街総合病院 海保病院 印西市 1：印西総合病院 白井市 3：北総白井病院 白井聖仁会病院 千葉白井病院 富里市 2：日吉台病院 成田富里徳洲会病院 栄町 1：北総栄病院	中等症者・重傷者の受入れ 重傷者の災害拠点病院への搬送及び広域搬送への対応
	上記以外に一般病床を有する病院 (3 施設)	佐倉市 2：佐倉厚生園病院 南ヶ丘病院 四街道市 1：四街道さくら病院	
	精神科・療養病床のみを有する病院 (1 施設)	成田市 1：大栄病院	
	精神科病床のみを有する病院 (3 施設)	成田市 1：聖マリア記念病院 八街市 1：南八街病院 印西市 1：西佐倉印西病院	
	療養病院のみを有する病院 (3 施設)	成田市 1：成田リハビリテーション病院 八街市 1：長谷川病院 富里市 1：中沢病院	
	救護所	* 災害時に市町が設置	
	診療可能な診療所	* 災害時に把握	
	《参考》 診療所数 計 393 (R2.10)	成田市 87、佐倉市 117、四街道市 49、八街市 26、 印西市 48、白井市 30、富里市 22、酒々井町 8、栄町 6	

出典：印旛地域合同救護本部活動マニュアル、令和2年医療施設調査（厚生労働省）

災害拠点病院位置図

災害拠点病院一覧図



資料3-19 市内の浄水場一覧表

四街道市浄水場一覧

浄水場名	所在地	電話
第1浄水場	四街道1522-2	422-2121
第2浄水場	山梨1500-1	432-0257
第3浄水場	千代田1-14	423-9314

資料3-20 気象注意報及び警報の種類・発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 銚子地方気象台

四街道市	府県予報区	千葉県		
	一次細分区域	北西部		
	市町村等をまとめた地域	印旛		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	136
	洪水	流域雨量指数基準	鹿島川流域=30.5 小名木川流域=7.7	
		複合基準※1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	99	
	洪水	流域雨量指数基準	鹿島川流域=24.4 小名木川流域=6.1	
		複合基準※1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 30%以下で、実効湿度 60%以下		
	なだれ			
	低温	夏季（最低気温）：銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上 継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気 象観測所で-5℃以下		
	霜	晩霜期に最低気温 4℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※1（表面雨量指数,流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

資料3-21 浄水器設置場所一覧表

浄水器設置場所一覧表

No.	型式	設置場所	備考
1	DCF-2ER	四街道地区防災備蓄倉庫	エンジン式
2	DCF-2ER	旭地区防災備蓄倉庫	エンジン式
3	DCF-2ER	千代田地区防災備蓄倉庫	エンジン式
4	DCF-1ER	南小学校	エンジン式
5	DCF-1ER	八木原小学校	エンジン式
6	DCF-1ER	大日小学校	エンジン式
7	DCF-1ER	栗山小学校	エンジン式
8	DCF-1ER	四街道小学校	エンジン式
9	DCF-1ER	山梨小学校	エンジン式
10	DCF-1ER	四和小学校	エンジン式
11	DCF-1ER	和良比小学校	エンジン式
12	DCF-1ER	吉岡小学校	エンジン式
13	DCF-1ER	旭小学校	エンジン式

全タイプ DASC0式 計13台

資料3-22 高圧ガス関係事業所等に係る災害発生時の通報系統等 (液化石油ガス一般消費者等に係る事故の場合を除く)

1 千葉県内の高圧ガス関係事業所に係る災害、あるいは高圧ガスの輸送に係る災害が発生した場合、当該事業所等の関係者は、**夜間休日を問わず**、次の2、3の要領に従い、**直ちに電話等による通報を行うこと**。

2 報告事項は次のとおりとする。

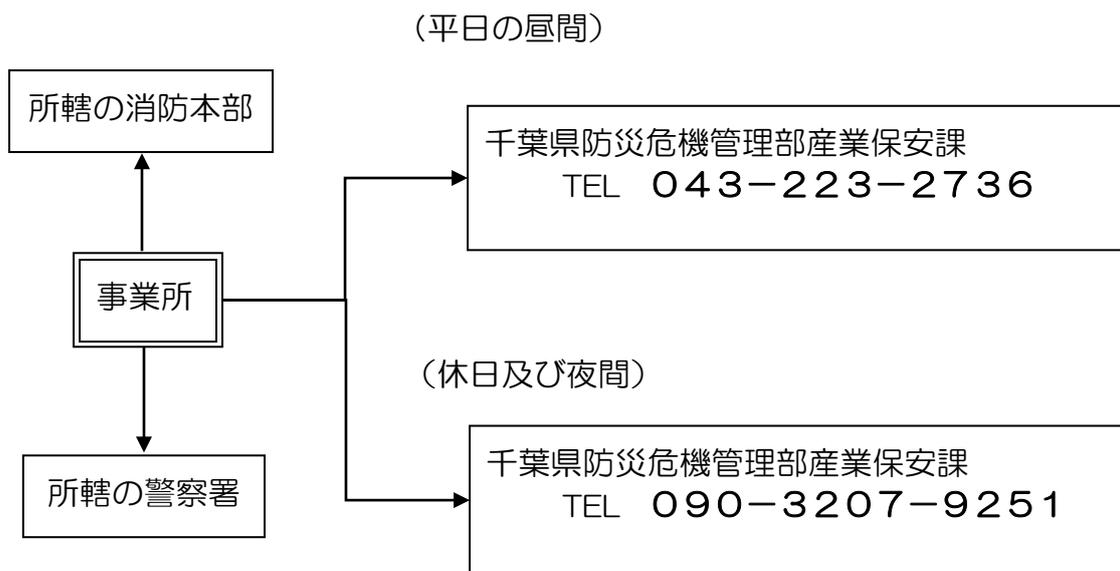
- (1) 発生の日時
- (2) 発生した場所 (設備名等を含む)
- (3) 災害等の概要 (被害状況を含む)
- (4) 発生原因又はその推定
- (5) 報告者の氏名、所属、電話番号

詳細が不明であってもその時わかる範囲で、
とりあえず、第1報を通報すること。

(通報した内容が高圧ガスの事故に該当する場合は、おって事故届書を提出すること。)

3 高圧ガス関係事業所に係る災害発生時の通報系統

(令和4年4月1日現在)



※ 県産業保安課 FAX 043-227-3548

4. 各種様式等

資料4-1 緊急通行車両確認関係様式

緊急通行車両届出書

第1号様式

(警察署) 受理番号 号

災害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 千葉県公安委員会 様 委託 <input type="checkbox"/> 申請者住所 氏名 印		災害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 千葉県公安委員会 <input type="checkbox"/> 印	
自動車登録番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)		1 警報(地震予知情報)の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保護衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具体的に備考欄に記載) 10 緊急輸送(人) ※品名 1 飲料水・食料 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他()	
備考 (注) 1 大規模災害特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行なわれたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、千葉県公安委員会(警察署又は警察本部交通規制課経由)に届け出てください。 3 次に該当するときには、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。			
使用者	住所		
	氏名		
出発地			
備考			

注1: 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

注2: 緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

資料4-1

緊急通行車両確認申請書

第3号様式

(警察署) 受理番号 号

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		緊急通行車両等確認申請書		年 月 日
千葉県公安委員会 様		申請者 住所 氏名		印
自動車登録番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（教護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） 品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他（ ）		
使用者	住所			
	氏名	() 局 番		
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間		
通行経路		出 発 地		目 的 地
備 考				

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

注2：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を一つだけ○で囲んでください。

緊急輸送車両証明書

第6号様式

(警察署) 受理番号 号

<p>緊急輸送車両確認証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">千葉県公安委員会</p> <div style="float: right; border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; text-align: center; line-height: 60px; margin-left: auto;">印</div>		
自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	<p>1 地震予知情報の伝達及び避難勧告又は指示</p> <p>2 消防、水防その他の応急措置</p> <p>3 応急の救護その他の保護</p> <p>4 施設、設備の整備及び点検</p> <p>5 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持</p> <p>6 緊急輸送確保の確保</p> <p>7 清掃・防疫・保健衛生、その他応急措置の整備</p> <p>8 その他災害発生の防止又は軽減等（具体的に備考欄へ記載）</p> <p>9 緊急輸送（ 人）</p> <p>※品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等</p> <p style="padding-left: 20px;">3 衣料・寝具 4 日用雑貨品</p> <p style="padding-left: 20px;">5 医薬品 6 その他（ ）</p>	
使用者	住所	
	氏名	() 局 番
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

注2：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

規制除外車両届出書

第 8 号様式

(警察署) 受理番号 号

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 千葉県公安委員会 様 申請者住所 (電話) 氏名 印		第 号 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 千葉県公安委員会 印
自動車登録番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)		
使用者	住所	
	氏名	() 局 番
出発地		
(注)この事前届出書は 2 部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、交通規制対象除外車両としての必要性がなくなったとき。

注 1 : 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

注 2 : 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

規制除外車両確認申請書

第 10 号様式

(警察署) 受理番号 号

規制除外車両等確認申請書 年 月 日 千葉県公安委員会 様 申請者 住所 氏名 印	
自動車登録番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載）	
使用者	住所
	氏名 () 局 番
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間
通行経路	出発地
	目的地
備考	

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

規制除外車両確認証明書

第 11 号様式

(警察署) 受理番号 号

規制除外車両等確認証明書 年 月 日 千葉県公安委員会		印
自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

緊急車両確認申請書

様式第1（県要領関係）

第 号

地震防災 災害		応急対策用	
緊急通行車両等確認申請書			
年 月 日			
千葉県知事 殿		申請者 住所	
		氏名 印	
自動車登録番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載）		1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（教護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） ※品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他（ ）	
使用者	住所		
	氏名	（ ） 局 番	
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路		出発地	目的地
備考			

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

注2：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

緊急車両確認証明書

様式第4（第6条関係）

第 号

<p>緊急輸送車両確認証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">千葉県知事 印</p>		
自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載）	<p>1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示</p> <p>2 消防、水防その他の応急措置</p> <p>3 救難（教護）、救助その他保護</p> <p>4 児童・生徒の応急教育</p> <p>5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検）</p> <p>6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置</p> <p>7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持</p> <p>8 緊急輸送確保のための措置</p> <p>9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（備考欄へ記載）</p> <p>10 緊急輸送（ 人）</p> <p style="margin-left: 20px;">※品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等</p> <p style="margin-left: 40px;">3 衣料・寝具 4 日用雑貨品</p> <p style="margin-left: 40px;">5 医薬品 6 その他（ ）</p>	
使用者	住所	
	氏名	() 局 番
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

登録(車両)番号	<input type="text"/>
緊急	
有効期限	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、「緊急」の文字及び外枠を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」を表示する部分を黒色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

資料4-2 緊急通行車両等事前届出車両一覧表

No	種別	登録番号	車名	用途
1	小型乗用車	千葉 502 な 9847	ホンダインサイト	1
2	小型貨物自動車	千葉 400 ち 705	ニッサンADバン	1
3	軽自動車	千葉 50 る 1880	スバルR2	1
4	軽自動車	千葉 580 い 4530	スバルR2	1
5	軽自動車	千葉 480 き 1139	スバルプレオ	1
6	軽自動車	千葉 480 き 1140	スバルプレオ	1
7	軽自動車	千葉 41 な 6469	三菱シミニカ	1
8	軽自動車	千葉 41 と 5477	三菱シミニカ	1
9	軽自動車	千葉 480 く 2115	スバルプレオ	1
10	軽自動車	千葉 480 く 2116	スバルプレオ	1
11	小型貨物	千葉 400 ち 8199	ニッサンADバン	1
12	軽自動車	千葉 41 な 5095	三菱シミニカ	1
13	軽自動車	千葉 480 い 984	三菱シミニカ	1
14	軽自動車	千葉 41 な 5094	三菱シミニカ	1
15	軽自動車	千葉 480 く 4720	ダイハツミラ	1
16	軽自動車	千葉 580 み 7434	ダイハツミライース	1
17	軽自動車	千葉 580 み 7435	ダイハツミライース	1
18	軽自動車	千葉 580 み 7436	ダイハツミライース	1
19	軽自動車	千葉 480 こ 8955	三菱シミニキャブバン	1
20	原動機付自転車	四街道市の 5660	ホンダカブ	1
21	原動機付自転車	四街道市の 5661	ホンダカブ	1
22	原動機付自転車	四街道市の 5662	ホンダカブ	1
23	原動機付自転車	四街道市の 5663	ホンダカブ	1
24	小型乗用車	千葉 501 せ 5689	マツダデミオ	2
25	小型貨物自動車	千葉 400 さ 2413	ニッサンサニーバン	2
26	小型貨物自動車	千葉 400 つ 4581	ニッサンADバン	2
27	小型貨物自動車	千葉 400 つ 4582	ニッサンADバン	2
28	軽自動車	千葉 580 か 3753	マツダスクラムワゴン	3
29	軽自動車	千葉 50 る 2294	スズキMRワゴン	3
30	軽自動車	千葉 480 く 4721	ダイハツミラ	3
31	軽自動車	千葉 41 ち 2083	三菱シミニカ	4
32	軽自動車	千葉 580 う 2214	スバルプレオ	4
33	小型貨物自動車	千葉 400 た 518	ニッサンキャラバン	4
34	小型貨物自動車	千葉 500 の 4150	スズキエブリィプラス	4
35	小型貨物自動車	千葉 400 と 5022	マツダボンゴ	5
36	小型貨物自動車	千葉 400 と 7748	三菱シシダンブ	5
37	特殊自動車	千葉 00 ら 1390	コマツショベル	5
38	小型貨物自動車	千葉 46 ち 3715	マツダファミリア	6
39	小型貨物自動車	千葉 46 た 6440	マツダファミリア	6
40	小型貨物自動車	千葉 400 た 8732	ニッサンアトラス	6
41	小型貨物自動車	千葉 400 た 9085	ニッサンアトラス	6
42	軽自動車	千葉 501 む 6982	三菱シシパジェロイオ	6
43	軽自動車	千葉 580 ね 514	三菱シシパジェロミニ	6
44	軽自動車	千葉 480 す 4605	三菱シミニキャブバン	6
45	特殊自動車	千葉 800 さ 3788	トヨタ 塵芥処理車	6

No	種別	登録番号	車名	用途
46	小型貨物自動車	千葉 400 た 193	ニッサンADバン	8
47	小型貨物自動車	千葉 400 た 195	ニッサンADバン	8
48	小型貨物自動車	千葉 400 た 108	ニッサンエキスパート	8
49	小型貨物自動車	千葉 400 そ 4562	マツダファミリアバン	8
50	小型貨物自動車	千葉 400 に 7914	マツダボンゴ	8
51	小型貨物自動車	千葉 400 ぬ 7720	ニッサンキャラバン	8
52	小型貨物自動車	千葉 46 ち 7313	トヨタトラック	8
53	普通乗用車	千葉 300 ぬ 6276	ミツビシパジェロ	8
54	普通乗用車	千葉 301 る 2307	ニッサンキャラバン	8
55	普通乗用車	千葉 301 て 4674	ニッサンエクストレール	8
56	軽自動車	千葉 480 け 3111	ダイハツハイゼットカーゴ	8
57	軽自動車	千葉 480 せ 2268	ミツビシミニキャブバン	8
58	軽自動車	千葉 480 せ 2269	ミツビシミニキャブバン	8
59	軽自動車	千葉 480 せ 2270	ミツビシミニキャブバン	8
60	小型貨物自動車	千葉 41 と 2654	スズキエブリィワゴン	9
61	小型貨物自動車	千葉 400 つ 1769	マツダボンゴ	9
62	小型貨物自動車	千葉 480 す 1258	ミツビシミニキャブバン	9
63	小型貨物自動車	千葉 480 こ 8956	ミツビシミニキャブバン	9
64	小型貨物自動車	千葉 400 に 3736	トヨタレジアスエース	9
65	小型貨物自動車	千葉 400 た 7923	トヨタダイナ	9
66	軽自動車	千葉 41 な 6173	スバルサンバー	9
67	軽自動車	千葉 480 き 7560	スバルサンバー	9
68	軽自動車	千葉 480 き 7561	スバルサンバー	9
69	軽自動車	千葉 480 か 5746	ミツビシミニキャブバン	9
70	軽自動車	千葉 480 き 3925	ミツビシダンプ	9
71	普通乗用車	千葉 300 ほ 2702	ニッサンキャラバン	11

【車両の用途】

- 1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難情報の発令
- 2 消防、水防その他の応急措置
- 3 救難（救護）、救助その他保護
- 4 児童・生徒の応急教育
- 5 施設、設備の応急復旧（整備・点検）
- 6 清掃、防疫その他保護衛生等の措置
- 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持
- 8 緊急輸送確保のための措置
- 9 その他災害発生の防衛、拡大防止等
- 10 その他
- 11 緊急輸送（人）

資料4-3 千葉県危機管理情報共有要綱

第1章 総則

第1節 目的、定義及び基準

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県地域防災計画及び千葉県国民保護計画並びに千葉県危機管理体制運用方針に基づき、千葉県災害対策本部事務局又は千葉県国民保護等対策本部事務局（以下、「事務局」という。）に対する県の各部局や市町村等からの報告を通じて、他の組織と情報を共有するための手続を定める。

(用語の定義)

第2条 本要綱において使用する用語の定義は別表1のとおりとする。

(事案の定義及び基準)

第3条 本要綱による報告や情報共有を行う場合、情報を分類するために本部事務局は事案を定義する。定義を行う基準は別表1「事案登録基準」のとおりとする。

第2節 報告

(報告の種類と時期)

第4条 報告の種類と報告時期は別表1「報告の種類と時期」のとおりとする。

(報告方法)

第5条 本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステムを使用する。なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。

(情報の正確性)

第6条 災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告することを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報告することを優先する。

第3節 情報共有

(対象範囲)

第7条 本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及び警察本部並びに庁内各部局とする。

(情報の取扱)

第8条 情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるものとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。

(システムによる情報共有)

第9条 事務局情報班は、収集した情報をシステムに登録し、他の組織と共有する。ただし、システムが使用できない場合にあっては電子メール、電話またはファックス等その他適切な手段により共有する。

(報道発表等による情報共有)

第10条 前項の規定によらず、広報班は報道発表、県庁 Web サイト、防災ポータルサイト等の手段を用いて、他の組織への情報共有及び県民への情報提供を行う。

(個人情報保護に関する特例)

第11条 この要綱に基づいて県が行う情報の収集については、千葉県個人情報保護条例第8条第3項第4号の規定により、本人以外から行うことができる。

第2章 事務局

第1節 体制

(情報共有に関する事務及びシステムの運用)

第12条 情報共有に関する事務総括及びシステムの運用は情報班が行う。

(物資資源管理情報に関する事務)

第 13 条 物資資源管理情報に関する情報共有は物資支援班が行う。
(避難所等情報に関する事務)

第 14 条 避難所等情報に関する情報共有は被災者支援班が行う。
(システムのメンテナンス)

第 15 条 情報の共有に使用するシステムのメンテナンスは通信システム班が行う。

第 2 節 情報収集

(システム、電話等)

第 16 条 情報班は、システム、電話、ファックス等を活用し、庁内各部局及び市町村等から情報を収集し、その取りまとめを行う。

(現地への職員の派遣)

第 17 条 現地派遣班は、事務局長の指示により編成され、被災地に派遣されることで現地の情報を収集する。

(航空機)

第 18 条 航空運用調整班は、緊急に情報を収集する必要がある場合、次の組織にヘリコプター等による空撮映像の配信を、各組織で定められた規定等に基づいて依頼する。

1 陸上自衛隊

2 海上自衛隊

3 千葉県警察本部

4 千葉市消防局(緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部)

5 海上保安庁

6 その他

(その他の手段)

第 19 条 情報班は、テレビ、インターネット、高所監視カメラその他のあらゆる手段を用いて必要な情報を収集する。

第 3 節 準用

(災害対策本部等設置前の対応)

第 20 条 災害対策本部又は国民保護等対策本部が設置されない場合において、本要綱に事務局(事務局に置く各班を含む。)とあるものは、危機管理課と読み換えるものとする。

第 3 章 各部及び各支部

第 1 節 共通

(即時報告)

第 21 条 各部または各支部は、所管する課または出先機関について別表 1「報告の種類と時期」の即時報告に指定する情報のほか、庁舎の被災状況、職員の参集状況、参集時に覚知した情報等を事務局に報告する。

(随時報告)

第 22 条 各部または各支部は、別表 2、3 に規定する報告内容を覚知した場合は直ちに報告する。

第 2 節 各部

(報告内容)

第 23 条 各部で報告する内容とその所管課、指定様式は別表 2 のとおり。

第 3 節 各支部

(支部災害派遣職員)

第 24 条 各支部が派遣した災害派遣職員の得た情報は、随時事務局に報告する。

第 4 章 市町村等

第 1 節 体制

(情報の報告窓口)

第 25 条 市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれに相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対して報告を行う。

第 2 節 報告

(報告様式)

第 26 条 市町村、消防本部及び警察本部が報告する内容とその指定様式は別表 3 のとおり。
(認定のない情報の報告)

第 27 条 市町村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情報について、市町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を行う。

(被害情報の認定)

第 28 条 市町村は、その管内で覚知された災害等における被害を確定するため、被害情報の認定を行う。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

千葉県被害情報等報告要領は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

用語の定義

用語	定義
報告	事務局（または危機管理課）が別表 2、3 に規定する組織から情報を受け取ること。
情報共有	事務局（または危機管理課）及び別表 2、3 に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。
システム	千葉県防災情報システムのこと。
事案登録	情報の報告、共有を行うために事案を分類し、定義すること。
事案登録基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。 ・ 県内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合。 ・ 県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。 ・ 市町村に災害対策本部が設置された場合。 ・ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると事務局が認めた場合。 ・ 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。 ・ 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。
報告の種類と時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告（各部、各支部及び市町村）。 ・ 【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。 ・ 【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告（原則として午前 10 時及び午後 3 時時点での情報を 30 分以内）。 ・ 【平時報告】事案の有無によらず、平時から行う報告。報告内容及び日時は危機管理課が別途指定する。
物資資源管理情報	<p>災害その他の事案で使用する食糧、資機材等の情報及びそれらを集積、備蓄、配送するために必要な情報。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県備蓄倉庫（県有及び民間倉庫）の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・ 市町村の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・ 県及び市町村備蓄物資の品目及び数量。
避難所等情報	<p>災害その他の事案で被災者が利用する避難所、緊急避難場所、一時滞在施設等の情報。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・ 緊急避難場所（指定外含む）の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・ 一時滞在施設の名称、管理者、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。

各部局における報告一覧表

※印：参考様式【その他】を使用する。

所管課	報告内容	報告様式
学事課	各私立学校（園）に関する情報	※
水政課	水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報（水道局管轄分を除く）。	参考様式 【水政課・水道局】
空港地域振興課	航空機事故、ゲリラ事件、航空機爆破予告・ハイジャック予告、落下物、石油パイプライン事故等。	※
交通計画課	県内鉄道の被害及び運行状況	参考様式 【交通計画課】
健康福祉政策課	部内各課が必要とする物資及び資機材情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）	※
医療整備課	DMAT の活動に関する情報	参考様式 【医療整備課（DMAT）】
	病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報	参考様式 【医療整備課（病院）】
薬務課	県の医薬品備蓄量、市町村の医薬品必要情報	参考様式 【薬務課】
大気保全課	大気汚染等事故情報、放射性物質事故情報、光化学スモッグ注意報等大気汚染緊急時情報、光化学スモッグ被害情報、東京湾沿岸広域異臭発生情報	参考様式 【大気保全課】
水質保全課	異常水質情報	参考様式 【水質保全課】
自然保護課	野鳥における高病原性鳥インフルエンザ情報	※
農林水産政策課	農林水産被害情報	参考様式 【農林水産部】
畜産課	急性悪性家畜伝染病発生情報	参考様式 【畜産課】
県土整備政策課	公共土木施設被害情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）	参考様式 【県土整備部】
道路環境課	道路被害情報及び通行規制情報	参考様式 【県土整備部】
河川環境課	水防・土砂災害情報	参考様式 【県土整備部】
港湾課	港湾施設被害情報	参考様式 【県土整備部】
下水道課	下水道施設被害情報	参考様式 【県土整備部】
水道局	水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報及び応急給水資機材情報（水道局管轄分）	参考様式 【水政課・水道局】
病院局	県立病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報	※
教育庁	文教施設被害及び公立学校の避難所状況（千葉市立を除く公立小・中・高・特別支援学校）	※
関係課	消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	消防庁様式 （災害即報 4 号様式）

市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表

報告内容	組織名	報告様式
人的被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 1 (人的被害)
住家等被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 2 (住家等被害)
交通規制・道路被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 3 (交通規制・道路被害)
その他の被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 4 (その他の被害)
避難勧告等に関する情報	市町村	様式 5 (避難勧告等)
物資資源管理に関する情報	市町村	様式 6 (物資情報)
避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式 7 (避難所等情報)
消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	市町村	消防庁様式 (災害即報 4 号様式)

被害の認定基準

1 人的被害

被害項目	認定基準	備考
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	1.当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。 2.重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 3.要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。（原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。）	
重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。	
軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。	

○「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

2 住家等被害

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1.別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。
			2.倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。
			3.店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。
			4.「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。
			5.アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
住家被害	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。	

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
住家被害	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部損壊」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
住家被害	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 (1) 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 (2) 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
住家被害	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。	
		これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
		非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
非住家被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
非住家被害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。
罹災世帯		1.災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
		2.一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。	
罹災者		罹災世帯の構成員とする。	

1-a 人的被害に関する状況【様式1】

整理 番号	人的被害に関する状況												様式1				
	管轄市町村	管轄消防	覚知時刻	発生時刻	発生住所	年齢	性別	国籍	程度	傷病名	搬送先	状況		報道への 公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	

※不明箇所は不明と記入して報告する。
 ※中等症の被害者の程度は、認定基準で判断できない場合、軽傷として扱う。

1-b 負傷者情報 (印刷用原本)

負傷者情報

管轄市	
管轄消防	
覚知時間	
発生住所	
年齢	
性別	
国籍	
程度	
傷病名	
搬送先	
状況	

報告者

所属

連絡先

受信者

1-c 負傷者情報（記入例）

負傷者情報

管轄市	〇〇市
管轄消防	〇〇〇〇〇〇〇〇〇消防組合消防本部
覚知時間	〇〇時〇〇分
発生住所	〇〇市〇〇〇〇—〇〇
年齢	〇〇歳
性別	男
国籍	日本
程度	重傷又は軽傷（※中等症は軽傷扱いとする）
傷病名	右大腿骨頸部骨折、右肩脱臼
搬送先	〇〇病院
状況	地震に驚き自宅階段（2階から1階）から転落し負傷。

報告者 〇〇 〇〇

所属 〇〇課

連絡先 000-000-0000

受信者

2-a 住家被害に関する状況（損壊）【様式2-1】

住家被害に関する状況（損壊）										様式2-1
整理番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	破損箇所及び被害の詳細	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

※ガラスが数枚割れた程度の被害は報告不要（一部破損ではない）

2-b 住家被害に関する状況（浸水被害）【様式 2-2】

整理 番号	住所	住家被害に関する状況（浸水被害）										様式2-2	
		種別	世帯数	人員	程度	対処状況	備考	報道への 公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													

2-c 非住家被害に関する状況【様式 2-3】

整理 番号	非住家被害に関する状況										様式2-3	
	住所	種別	名称	程度	破損箇所及び被害の詳細	備考	報道への 公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												

2-d 住家等被害（記入要領）

共通事項

- 住家被害の定義は、「被害報告取扱要領」（昭和45年4月10日消防防第246号）によるものとする。
- 被害を覚知した場合、詳細な破損箇所、対処状況等について不明又は調査中であっても原則報告を行うものとする。
なお、住所の詳細が不明（大字が不明）な場合については、判明した時点で報告を行うこと。
- 「住所」の欄については、可能な限り詳細に記入することとし、最低限、大字までは記入すること
- 各項目について、不明な箇所については、「不明」と記入する。なお、判明した時点で必ず修正を行うこと。
- 「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

1 損壊

- 「種別」、「世帯数」、「人員」について、被害を覚知した時点で不明な場合は、「不明」と記入し報告し、その後判明した時点で再度記入する。
- 「程度」について、原則「全壊」、「半壊」、「一部破損」の別を記入することとし、判別に時間を要する場合に限り、「不明」とする。
- 「破損箇所及び被害の詳細」について、報告時点で把握している情報を記入し、情報が無く、現場調査を要する場合には「不明」とする。

2 浸水被害

- 「種別」、「世帯数」、「人員」について、被害を覚知した時点で不明な場合は、「不明」と記入し報告し、その後判明した時点で再度記入する。
- 「程度」について、原則「床上浸水」、「床下浸水」の別を記入することとし、判別に時間を要する場合に限り、「不明」とする。
- 「対処状況」について、「対処完了」については、その対処方法等についても簡潔に記入する。
なお、床下浸水等で対処が不要な場合も「対処完了」とする。

3 非住家被害

- 「種別」、「名称・詳細」について、被害を覚知した時点で不明な場合は、「不明」と記入し報告し、その後判明した時点で再度記入する。
- 「程度」について、原則「全壊」、「半壊」の別を記入することとし、判別に時間を要する場合に限り、「不明」とする。
- 「破損箇所及び被害の詳細」について、報告時点で把握している情報を記入し、情報が無く、現場調査を要する場合には「不明」とする。

3 交通規制（道路被害）状況【様式3】

交通規制（道路被害）状況											様式3					
整理番号	路線名	区間・場所	道路被害	交通規制	理由	規制(報告)開始	迂回路	規制延長(km)	規制解除(予定) (復旧見込み)	備考	管理者	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告。
 ※道路被害や交通規制の理由で土砂が原因の場合、地滑りとかければ「地滑り」、土砂の流出が崖地であれば「がけくずれ」、それ以外の場合は「土砂崩れ」としてください。
 ※道路被害は、土砂や倒木で路面が覆われている場合は「不明」、撤去後に道路に穴が空けば「道路陥没」、その他は状況に応じて記載してください。
 ※交通規制を伴わない道路被害に関する報告は、もしくは土砂が撤去されたもの、規制は不要な場合。
 ※道路被害を伴わない交通規制に関する報告は、(例)道路冠水や倒木による道路規制。
 ※「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

4 その他の被害に関する状況【様式4】

その他の被害に関する状況										様式4
整理番号	事案名	覚知時刻	発生時刻	発生住所	事案の状況	備考	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告する。

※二次被害の恐れがある情報、報道機関が大きく取り上げる可能性のあるなど、社会的影響の大きな事案について記載する。

5 避難勧告等発令状況【様式5】

整理 番号	避難勧告等発令状況											様式5
	避難勧告等発令区分	発令時刻	解除時刻	対象市町村	対象地域	対象世帯数	対象人数	発令理由	報告者名	報告者所属	連絡先	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												

※対象世帯数及び人数は、正確な把握ができない場合はおおよその数値で良い。

保有備蓄物資一覧

様式6-1

6-a 保有備蓄物資一覧【様式6-1】

No	市町村	品目	数量	単位	1梱包単位の容積			1梱包単位の重 量(kg)	保管箇所数	
					たて(mm)	よこ(mm)	高さ(mm)			
例		アルファ化米	50,000	食	320	480	190	50	5.0	5
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

6-b 集積拠点候補地【様式6-2】

集積拠点候補地

様式6-2

※緯度経度は10進法により小数点以下7桁まで入力。

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	電話	有効面積 (㎡)	屋根	荷役 機械	大型(10t) 進入可否	受入人数	官/民
例		〇〇市総合体育館	〇〇市××町1-1-1	35.1111111	140.1234567	***-***-****	54,000	あり	あり	可		官
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

避難所情報

7-a 避難所情報【様式7-1】

※緯度経度は10進法により小数点以下7桁まで入力。

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	管理者	管理担当	電話	有効面積 (㎡)	想定収容 人数	指定 避難所	福祉 避難所	構造条件			立地条件				交通 条件			
													出入口	トイレ	水道	水辺部区域 敷地内	水辺部区域 敷地外	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域		重要施設 敷地内	重要施設 敷地外	
例		〇〇市総合体育館	〇〇市××町1-1-1	35.1111111	140.1234567	〇〇市長	〇〇〇〇課	***-****-*****	500	250	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							

No	市町村	施設名	住所	耐火性	耐震性	非燃焼材料の 設置化	備蓄物資										生活用水							
							食料(食)	飲料(L)	毛布(枚)	トイレ(基)	寝具(つ(枚)	生用品(枚)	マスク(枚)	手指消毒液	自衛防具電機	非常用発電機		衛星電話	燃料					
例		〇〇市総合体育館	〇〇市××町1-1-1	○	○	○	1000	500	250	10	300	300	200											
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								

7-b 避難所開設情報【様式 7-2】

避難所開設情報

様式7-2

No	市町村	施設名	住所	電話	有効面積 (㎡)	収容可能 人数	現避難数		延べ避難数		不足物資	開設日時	閉鎖日時
							世帯数	人数	世帯数	人数			
例		〇〇市総合体育館	〇〇市 x x 町1-1-1	***-***-****	500	250	3	10	5	15	毛布	12/1 15:00	12/2 21:00
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

8-d 消防庁様式【第4号様式（その1）】

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____
 災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
							一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 _____ _____											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

資料4-4 指定避難所運営のための様式

避難所運営委員会の立ち上げ

避難所運営と避難所運営委員会の立上げ

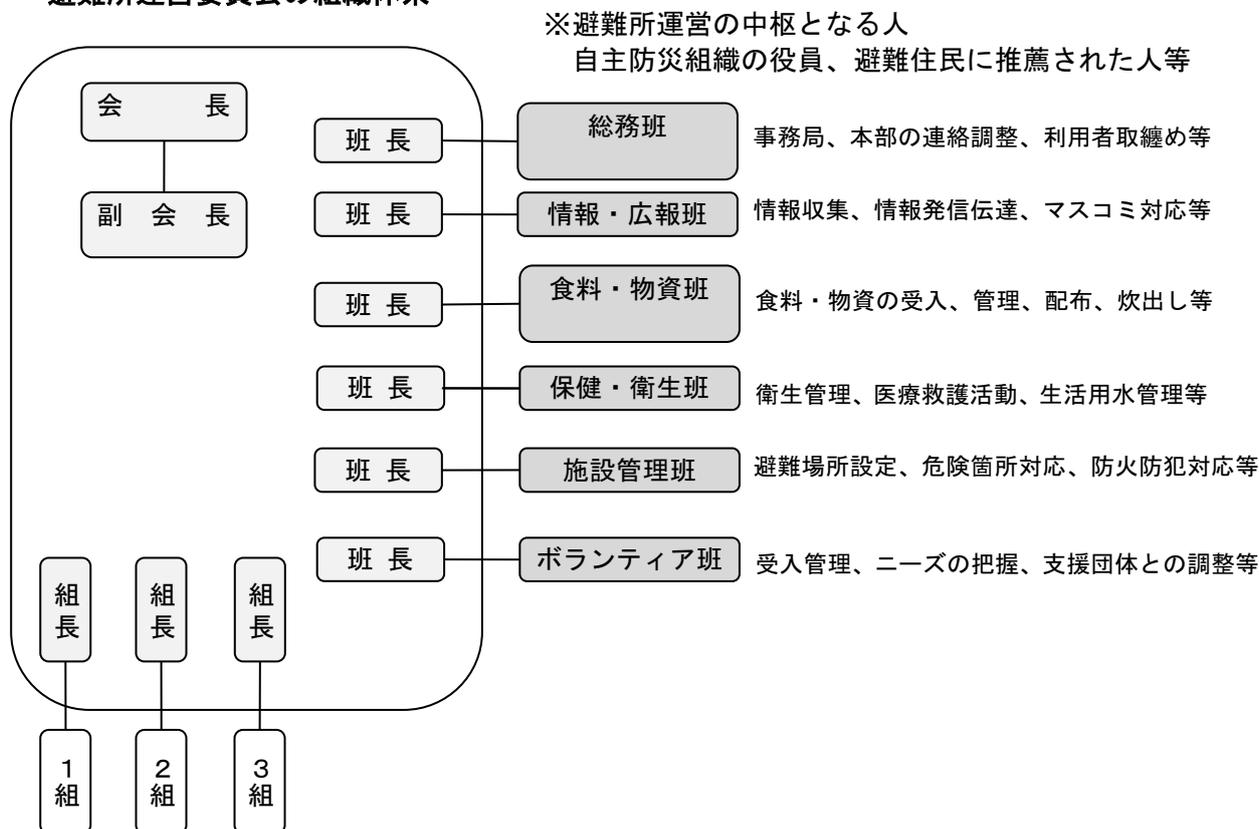
避難所の運営主体

- ① 避難所の運営は、指定避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む）の自主運営を原則とする。
- ② 行政職員、施設職員、ボランティアが、避難所運営の協力者として携わり、依存しすぎることがないように心掛ける

避難所運営委員会（案）

- ① 運営委員会の構成
避難所運営委員会は、会長、副会長、組長、各活動班長、避難所配備職員、施設管理者、その他委員会で承認された者
- ② 運営委員会の役割
避難所運営委員会は、避難所を運営する最高決定機関として難所生活の運営全般に携わる。
- ③ 運営委員会の活動
 - ・ 避難所内のルールの決定、変更とその徹底
 - ・ 避難者の要望、意見の取りまとめ
 - ・ 市、関連機関との連絡

避難所運営委員会の組織体系



受付番号 _____

避難者カード 【世帯単位で記入】	避難所名		受付者	
	入所日		退所日	
避難形態	避難所 / テント / 車両 / 在宅 / その他 ()			
被害状況	全壊 / 半壊 / 一部損壊 (床上床下浸水 断水 停電 ガス停止 通信不通) / なし			
住所	〒 _____			
区・自治会名	_____			
電話番号	_____	携帯番号	_____	
安否確認情報	公開 / 非公開	公開範囲	公共 / 支援団体 / メディア / すべて	
【ご家族情報】		※該当項目へチェック☑を入れてください		
	(ふりがな) 氏名	年齢	性別	病気・ケガ 妊産婦 乳幼児 障害者 身体 療育 精神 要介護 医療機器 アレルギー
世帯代表者			男	
			女	病気・障害等の特記事項
ご家族同居人 ペット			男	
			女	病気・障害等の特記事項
			男	
			女	病気・障害等の特記事項
			男	
			女	病気・障害等の特記事項
			男	
			女	病気・障害等の特記事項
資格 その他要望等	※避難所運営において役に立つ資格(看護師、保健師、保育士等)や要望等があれば記入してください。			

(ご家族が多い場合は用紙を追加してください)

※ 避難者カードは避難所への入所時に世帯の代表者の方が記入してください。
 避難者カードを提出することで、避難者として登録され、生活支援が受けられるようになります。
 内容に変更がある場合には速やかに避難所に配備されている市職員に申し出てください。
 ご記入いただいた情報は、市災害対策本部や避難所運営と避難者の支援のために、関係者と共有します。

避難者カード(記入例)
【世帯単位で記入】

避難所名	〇〇〇小学校避難所	受付者	
入所日	〇月×日	退所日	月 日
避難形態	避難所 / テント / 車両 / 在宅 / その他 ()		
被害状況	全壊 / 半壊 / 一部損壊 (床上床下浸水 断水 停電 ガス停止 通信不通) / なし		
住所	〒284-〇〇〇〇 四街道市四街道〇〇〇番地	情報公開の範囲を指定します	
区・自治会名	〇〇〇自治会		
電話番号		携帯番号	
安否確認情報	公開 / 非公開	公開範囲	公共 / 支援団体 / メディア / すべて

【ご家族情報】

	(ふりがな) 氏名	年齢	性別	病気・ケガ	妊産婦	乳幼児	障害者			要介護	医療機器	アレルギー
							身体	療育	精神			
世帯代表者	よつかいどう たろう	72	男							✓		
	四街道 太郎		女	病気・障害等の特記事項		要介護2 嚥下機能低下						
ご家族同居人 ペット	よつかいどう はなこ	68	男									
	四街道 花子		女	病気・障害等の特記事項								
	ジョン(柴犬)	6	男									
			女	病気・障害等の特記事項								
			男									
			女	病気・障害等の特記事項								
		男										
		女	病気・障害等の特記事項									

(ご家族が多い場合は用紙を追加してください)

資格 その他要望等	※避難所運営において役に立つ資格(看護師、保健師、保育士等)や要望等があれば、記入してください。 ・花子(看護師)簡単な応急手当程度であれば手伝い可 ・太郎については、柔らかい食べ物しか食べられない
--------------	---

※ 避難者カードは避難所への入所時に世帯の代表者の方が記入してください。
 避難者カードを提出することで、避難者として登録され、生活支援が受けられるようになります。
 内容に変更がある場合には速やかに避難所に配備されている市職員に申し出てください。
 ご記入いただいた情報は、市災害対策本部や避難所運営と避難者の支援のために、関係者と共有します。

避難所名: _____ 避難所

避難所状況報告書

報告日時	月 日 時 分	報告者氏名	
避難者総数	男性 人	女性 人	総数 人
内、65歳以上高齢者	男性 人	女性 人	総数 人
高校生以上65歳未満	男性 人	女性 人	総数 人
中学生	男性 人	女性 人	総数 人
小学生以下	男性 人	女性 人	総数 人
要配慮者の内訳			
要介護認定者(介護度3以上)	男性 人	女性 人	総数 人
身体障害者	男性 人	女性 人	総数 人
精神障害者	男性 人	女性 人	総数 人
妊産婦	男性 人	女性 人	総数 人
乳幼児	男性 人	女性 人	総数 人
外国人	男性 人	女性 人	総数 人
特記事項			

災害対策本部避難所班連絡・依頼票

災害対策本部避難所班 様宛	避難所名					
	担当者氏名					
	TEL					
	FAX					
送信(連絡・依頼)日時	令和	年	月	日	時	分
連絡・依頼事項						

※物資・食料以外の連絡・依頼に使用する。

※避難所において FAX が使用できない場合は、無線等で内容を伝える。

物資依頼伝票

FAX(043)	避難所	→	市災害対策本部
—		←	FAX(043)

避難所 記入欄			市災害対策本部避難所班 記入欄		
依頼日時	年 月 日 () 時 分		受付日時	年 月 日 () 時 分	
担当者氏名			担当者氏名		
避難所名			発注業者		
			伝票番号		
	品 名	数量	出荷数量	個口	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
			個口合計		

- ・品名ごとに記入する。サイズが分かれば併せて記入する。
- ・市災害対策本部避難所班へは、原則FAXで送付する。
- ・市災害対策本部避難所班は、「市災害対策本部避難所班記入欄」に記入し原則FAXで回答する。
- ・FAXが使用できない場合は、無線、電話で伝える。その場合でも伝票は記載する。
- ・避難所で物資を受領したら「避難所受領サイン」欄に押印またはサインする。

配送担当者等記入欄		避難所受領サイン	備考
出荷日時			
配達者			
配達日時			

食事依頼伝票

FAX(043)	—	避難所	→	市災害対策本部避難所班
			←	FAX(043) —

避難所記入欄	依頼日時	年 月 日 () 時 分		担当者氏名		
	避難所名					
	依頼内容	区分	必要数(食数)		備考	
		通常の食事		食		
		やわらかい食事		食		
		食物アレルギー対応等、特別な配慮が必要な食事(詳細は備考に記入)		食		
	合計	食				
その他の依頼事項(特別の配慮を要する食事の内容等)						
市災害対策本部避難所班記入欄	避難所からの依頼を受信した日時	年 月 日 () 時 分		担当者氏名		
	対応内容	区分	必要数(食数)		備考	
		通常の食事		食		
		やわらかい食事		食		
		食物アレルギー対応等、特別な配慮が必要な食事(詳細は備考に記入)		食		
		合計	食			
発注業者	業者名 住所 電話	FAX				
配送業者	業者名 住所 電話	FAX				
	避難所から受領連絡があった日時		連絡を受けた担当者氏名			

- ・市災害対策本部避難所班へは、原則FAXで送付する。
- ・市災害対策本部避難所班は、「市災害対策本部避難所班記入欄」に記入し原則FAXで回答する。
- ・FAXが使用できない場合は、無線、電話で伝える。その場合でも伝票は記載する。
- ・避難所で食料を受領したら、市災害対策本部避難所班に受領連絡する。また、「救援物資等管理表」にも記入する。

避難所日誌

年 月 日() 時 分記入 天候:			
避難所名		担当職員氏名	
避難者数 男性 人 女性 人		昼間: 男性 人 女性 人(時 分時点)	
		夜間: 男性 人 女性 人(時 分時点)	
時 間	対応内容		対応者・関係機関
【申し送り事項】			

参集途上の被害状況記録票

参集日時	令和 年 月 日 時 分	
参集場所		
報告者	所属	
	氏名	
	住所	
自宅の状況 (職務への影響)		
参集途上の状況 (道路の状況)		
(家屋の倒壊)		
(火 災)		
(崖 崩 れ)		
(電柱・電線)		
(ガス・水道)		
(避難者状況)		

参集後に各自が記入し、各班長がまとめること。

資料4-5 死体処理台帳

死体処理台帳

市町村名 四街道市

処 理 年月日	死体発見 の日時及 び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 置 費			死体の一 時 保 存	検 案 料	実 出	支 額	備 考
			氏 名	死亡者と の 関 係	品 名	数 量	金 額					
							円	円	円	円		
計	-	人	-	-	-							

資料4-6 遺留品処理票

遺留品処理票

四街道市

遺留品処理番号		
遺留品		
引取り人	氏名	
	住所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	
死亡者	死体番号	
	氏名	
	住所	
備考		
遺留品保管所		

資料4-7 火葬・埋葬台帳

火葬 ・ 埋葬台帳

四街道市

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死亡者		埋葬を行った者		埋 ・ 火葬費				備 考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺（付属品を含む） 円	埋 葬 又 は火葬料 円	骨箱 円	計 円	
計		人								

資料4-8 義援金品領収書

義援金品領収書の様式

義 援 金 品 領 収 書					
	No. _____				
金額	¥ _____				
<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></table>					
<p>以上のとおり受領いたしました。 ご好意に厚く御礼申し上げます。</p>					
	年 月 日				
_____	様				
	四街道市災害対策本部長 四街道市長				

資料4-9 罹災証明様式

様式第1号

罹災証明書等交付申請書

年 月 日

四街道市長 あて

住 所 _____
 ふりがな _____
 申請者 氏 名 _____
 生年月日 大・昭・平 年 月 日生 _____
 電 話 _____

下記のとおり、罹災したことを証明願います。

罹災年月日	年 月 日
罹災原因	<input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他()
罹災場所	四街道市
現在の住所	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> その他()
罹災者氏名	
証明が必要な者	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> その他(氏名: 続柄:)
罹災物件	<input type="checkbox"/> 住家 (<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家) <input type="checkbox"/> 非住家 (<input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 店舗・事務所 <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 塀・門扉 <input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> その他())
証明書必要数	罹災証明書 通
	罹災届出証明書 通
添付書類	写真(全景及び被害箇所)
<input type="checkbox"/> 私は、調査等において私の個人情報を利用することに同意します。	

注1) 罹災物件が住家の場合、罹災者氏名欄には原則として世帯主名を記載してください。

注2) 代理人が申請する場合は、本書のほか委任状(任意様式可)の提出が必要です。

罹 災 証 明 書

世帯主住所		
世帯主氏名		
証明が必要な者	氏 名	世帯主との続柄

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に住居(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

四街道市長



罹 災 届 出 証 明 書

申請者住所	
申請者氏名	
罹災年月日	年 月 日
罹災原因	<input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()
罹災場所	四街道市
現在の住所	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
罹災者氏名	
証明が必要な者	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> その他(氏名: 続柄:)
罹災物件	<input type="checkbox"/> 住家 (<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家) <input type="checkbox"/> 非住家 (<input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 店舗・事務所 <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 塀・門扉 <input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> その他())
備考	

上記のとおり罹災の届出があったことを証明します。

年 月 日

四街道市長

(印)

罹災証明再調査申請書

年 月 日

四街道市長 あて

申請者

住 所 _____

ふりがな _____

氏 名 _____

生年月日 大・昭・平 年 月 日生 _____

電 話 _____

四街道市罹災証明書等交付要綱第6条により、下記の通り再調査願います。

交付済み証明書の 内容	発行番号	危 第 号の
	世帯主住所	
	世帯主氏名	
	証明が必要な者	氏名： _____ 世帯主との続柄： _____
	罹災原因	_____ 年 月 日の _____ による
	被災住家の所在地	
	住家の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
	浸水区分	
	備 考	
再調査の 内容	理 由	
	添付書類	写真
<input type="checkbox"/> 私は、調査等において私の個人情報を利用することに同意します。		

注1) 代理人が申請する場合は、本書のほかに委任状(任意様式可)の提出が必要です。

資料4-10 災害見舞金等支給申請書

様式第1号（第5条第1項）

年 月 日

四街道市長 様

住所

申請者

氏名

災 害 見 舞 金 等 支 給 申 請 書

次のとおり災害見舞金等の支給を受けたいので、四街道市災害見舞金等の支給要綱第5条第1項の規定により申請します。

被災者氏名					
被災者住所	四街道市	電話番号	()		
被災日時	年 月 日	午前	時	分	午後
被災場所	四街道市				
被災建物	所在地	構造	床面積	m ²	
災害の原因	暴風	豪風	地震	火災	その他 ()
災害の程度	全焼	半焼	全壊	半壊	床上浸水 死亡
被災状況					
世帯員の状況	世帯員氏名	続柄	性別	生年月日	職業等
		世帯主			

資料4-11 自衛隊の災害派遣要請・撤収要請

(様式1)

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

四街道市長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日(時 分)から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

(様式2)

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

四街道市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣
部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時

年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

資料4-12 労働者調達請求書様式

<p>労働者調達請求書</p> <p>災害対策本部総務班宛</p> <p>本災害において、下記の通り労務を必要とするため、労働者の調達について要請します。</p>	
応援を必要とする理由	
作業の内容	
従事場所	
就労予定時間	
労務の種別	
所要人員	
その他必要事項	

5. その他

資料5-1 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1節 総 則

第1 計画の位置付け

本市を含む千葉県域は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく防災対策強化地域に指定されていない。しかしながら、東海地震が発生した場合は震度5強以下の揺れが想定され、局地的には市域において被害の発生が予想されるほか、警戒宣言が発せられた場合に社会的混乱の発生が懸念される。このため、四街道市防災会議は、東海地震に係る強化地域の周辺地域として、東海地震の発生及び警戒宣言が発令された場合に備えた対策をとることとし、「四街道市地域防災計画（震災編）」の附編として「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を策定していた。

その後、海溝型巨大地震に関する研究・知見の蓄積により平成29年11月から、東海地震の震源域だけでなく南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価する「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されることとなった。

これに伴い、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行われなくなり、今後は警戒宣言が発令される見込みがないことから、「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」については参考として資料編に掲載するものとする。

第2 基本方針

1 計画の内容

- (1) 警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動の維持に努めるものとする。
 - ① 警戒宣言・地震予知情報等の発表に伴う、社会的混乱の発生を防止するために必要な措置を講ずる。
 - ② 東海地震発生にあっても地震による被害を最小限にとどめるために必要な措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。
- (2) この計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後計画を実施するうえでも十分配慮するものとする。
 - ① 警戒宣言が発令された日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、保育園、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別に措置する。
 - ② 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるため、対策の優先度を配慮し行う。
 - ③ 東海地震が発生した場合の市域の予想震度に応じた対策を講ずる。
 - ④ 四街道市及び関係防災機関並びに隣接市町村等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

2 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として警戒宣言が発令されたときから、地震発生（又は発生のおそれ）がなくなるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間においても混乱が予想されることから、この間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、東海地震に係る予防対策、応急対策及び復旧対策は、「四街道市地域防災計画（共通編、災害応急対策編）」で対処する。

3 計画の実施

四街道市の地域は、強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されない。したがって、計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応する。

4 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の千葉県の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。ただし、地質・地盤によって異なるので、地域によっては、若干の違いがある。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間(概ね午前 10 時から午後 2 時)とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

第3 防災機関の業務

本市及び本市の地域における防災関係機関が実施する業務の大綱は、「四街道市地域防災計(総則編)」に準ずる。

第4 事前の措置

本市及び本市の地域における防災関係機関による事前の措置は、「四街道市地域防災計画(共通編 第1章 災害予防計画)」に準ずる。

第2節 東海地震注意情報から警戒宣言発令時までの措置

東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、警戒宣言に係る対応措置は、原則として警戒宣言が発令された時点をもって行うこととなっているが、本節では判定会招集に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定めるものとする。

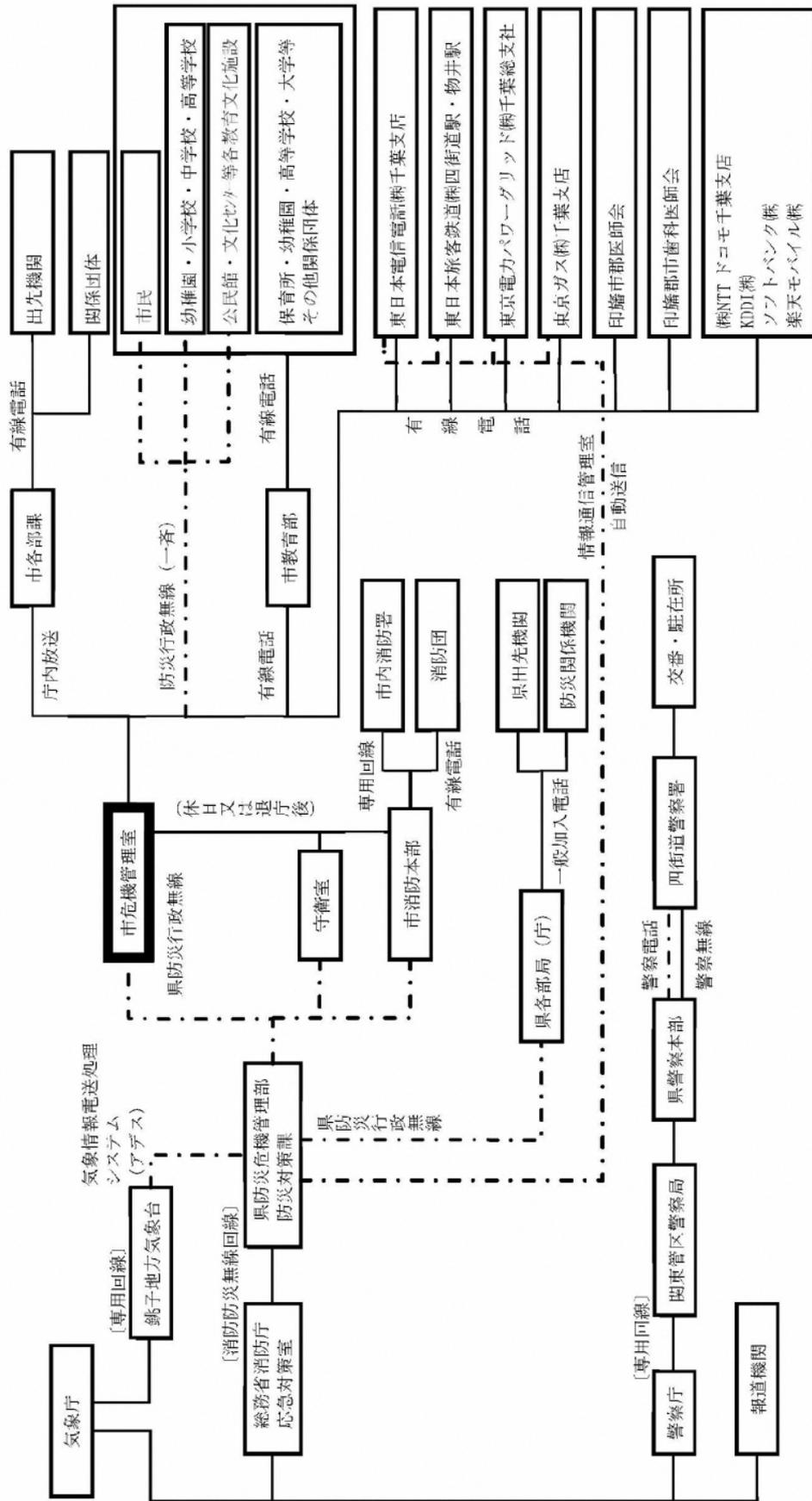
第1 東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

市は、県や各防災関係機関より判定会に関する情報を受けたときは、円滑な連絡体制により防災措置が講じられるよう市内内部及び出先機関等に対する伝達系統、伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段



2 伝達体制

機関名	内 容
危機管理監 消防本部	市危機管理監は、県防災危機管理部から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市各部・消防本部・教育部(以下「市各部等」という。)及び防災対策上重要な機関等に対して伝達する。 なお、勤務時間外においては、市消防本部が県防災危機管理部からの通報を受信し、市危機管理監に伝達する。 市各部等は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、出先機関に伝達する。
管轄警察署	警察署は、東海地震注意情報の通報を受信したときは、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により署内各課、各交番等に伝達する。
防災関係機関	各防災関係機関は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちに機関内部及び必要な関係機関等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 市及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。

第2 活動体制の準備

市及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を受けた場合、直ちに災害対策上必要な措置(市は、警戒配備体制)を講ずるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な体制をとるものとする。

機関名	内 容
四街道市	(1) 配備体制 配備体制は、四街道市地域防災計画(災害応急対策編)第1章第1節応急活動体制の第1号配備(警戒体制)に入り、危機管理室が対応する。 (2) 東海地震注意情報時の所掌事務 第2号配備体制が設置されるまでの間、防災関係機関の協力を得ながら次の事項について所掌する。 ① 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 ② 社会的混乱防止のための必要な措置 ③ 県及び防災関係機関との連絡調整
千葉県	(1) 災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、県災害対策本部設置準備に入る。 (2) 職員の参集 職員の参集は、災害即応体制とする。 なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。 (3) 東海地震注意情報時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、県防災危機管理部防災対策課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 ① 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集・伝達 ② 社会的混乱防止のため必要な措置 ③ 市町村、各防災機関との連絡調整

機関名	内 容
四街道警察署	(1) 災害警備本部の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等
東日本電信電話(株) 千葉支店	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動
(株)NTT ドコモ千葉支店 KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置
東日本旅客鉄道(株) 四街道・物井駅	(1) 東海地震注意情報を受けた場合、駅長は、緊急事態の対処に必要な人員を確保するため、あらかじめ定められた伝達網により職員を非常招集する。 (2) 夜間等勤務時間外又は休日等の場合は当直助役が前項の措置を行う。
その他各防災関係機関	東海地震注意情報を受けた場合、各機関は、要員を確保し、待機体制をとる。

第3 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

市は、東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、現場で混乱発生が予想される場合は、各機関において必要な対応及び広報を行うとともに、各関係機関(市危機管理監、四街道警察署)へ緊急連絡し、各関係機関は必要な情報を住民に広報するとともに県防災危機管理部へ通報する。

1 県における広報

県は住民、事業所等の社会的混乱の防止を図るため、必要により報道機関に対して各種情報の提供を行う。

(NHK千葉放送局)

(1) 放送体制

- ① 東海地震注意情報が発表された時点で、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。
- ② 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。なお、千葉FM放送(千葉周辺 80.7MHz)では、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。

(2) 放送内容

放送内容は次の事項を重点とする。

- ① 東海地震注意情報の内容
- ② 強化地域・観測データの解説
- ③ 混乱防止の呼びかけ
- ④ 防災知識の紹介

2 市における広報

市は、各テレビ、ラジオの放送機関において、東海地震注意情報の発表が報道された場合、社会的混乱の防止を図るため、的確な情報を広報するものとする。

- (1) 広報の内容
 - ① 東海地震注意情報の内容の周知徹底
 - ② 市民の冷静な行動を呼びかける
 - ③ その他必要と認められた事項
- (2) 広報実施放送
 - ① 防災行政用無線による広報の実施
 - ② 広報車による広報の実施
 - ③ その他の方法による広報の実施

第4 混乱防止の措置

東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止するため市及び各防災関係機関は、次により対応策を講ずる。

機関名	内 容
四街道市	<p>市は、各防災関係機関の協力を得て、次により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 混乱防止に必要な情報を収集し、県防災危機管理部及び防災関係機関に伝達する。 (2) 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整を図る。 (3) その他必要事項
四街道警察署	<p>民心の安全を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒配備等必要な措置をとる。 (2) 住民及び自動車運転者等のとるべき措置等について広報を実施する。
東日本旅客鉄道(株) 四街道・物井駅	<p>東海地震注意情報を受けた場合警戒宣言発令に備えて、次により措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 報道機関及び駅放送、掲示板等により運行状況の情報提供に努める。 (2) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (3) 必要に応じて、警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。
東日本電信電話(株)	<p>東海地震注意情報の情報に伴い市民及び各事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想されるので、次による措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、公衆電話(緑色・グレー)からの通話は可能な限り疎通を確保する。
(株)NTT ドコモ 千葉支店	<p>東海地震注意情報の情報に伴い市民及び各事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想されるので、次による措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼出しによる電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。
KDDI(株)	<p>東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。</p> <p>ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しい輻輳等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。</p>

機関名	内 容
ソフトバンク(株)	東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。警戒宣言の発令により、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項および「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。
楽天モバイル(株)	東海地震注意情報が発せられた場合は、報道による情報の拡散に伴い通信・通話が集中することも予想されるため、重要な通信の疎通を確保するため速やかに社内に情報を連絡または伝達し、必要な対応を講じる。

第3節 警戒宣言発令に伴う措置

本節では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え被害の未然防止及び軽減を図るため、市及び各防災関係機関が警戒宣言発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置を定める。

第1 活動体制

1 市の活動体制

- (1) 本部の設置
市は警戒宣言が発令され、災害の発生するおそれがあると予測される場合は直ちに災害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。
- (2) 本部の設置場所
本部は、四街道市役所に設置する。
- (3) 本部の組織運営及び所掌事務
本部の組織運営は、災害対策基本法、四街道市災害対策本部条例及びこの計画に定めるところによる。
 - ① 災害対策本部の組織
災害対策本部の組織は、地域防災計画(災害応急対策編)第1章第1節「3 災害対策本部」による。
 - ② 所掌事務
 - 1) 警戒宣言、地震予知情報等各種情報の収集・伝達
 - 2) 社会的混乱の防止に係る施策の決定
 - 3) 各防災関係機関との連絡調整
 - 4) 防災行政無線及び広報車等による市民への情報提供
 - 5) その他必要な事項
- (4) 配備体制
配備体制は、地域防災計画(災害応急対策編)第1章第1節「1 防災配備指令と配備体制」による。

2 各防災関係機関の活動体制

(1) 県関係機関

機関名	内 容
県	(1) 災害対策本部の設置 県は警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するとともに、所定の各機関に災害対策本部支部を設置する。なお、県災害対策本部は、原則として県中央庁舎6階防災危機管理センターほかに設置することとなっている。 (2) 配備体制 県災害対策本部の配備体制は、災害対策本部第1 配備体制とする。
印旛土木事務所	所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。
印旛保健所 (印旛健康福祉センター)	(1) 所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。 (2) 市及び医療機関と綿密な連携をもって活動体制に入る。
四街道警察署	(1) 災害警備本部の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達

(2) 指定公共機関

機関名	内 容
東日本旅客鉄道(株) 四街道・物井駅	<p>(1) 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部業務に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(2) 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、直ちに駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を総括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p>
東日本電信電話(株)	<p>(1) 情報連絡室の設置 日本電信電話(株)千葉支店内に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保 ① 就労中の職員は応急対策所定の業務に従事する。 ② 休日夜間等においては、非常呼び出しを行い応急対策業務に必要な要員を確保する。</p>
(株)NTTドコモ	<p>(1) 情報連絡室の設置 (株)NTTドコモ千葉支店内に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保 ① 就労中の職員は応急対策所定の業務に従事する。 ② 休日夜間等においては、非常呼び出しを行い応急対策業務に必要な要員を確保する。</p>
KDDI(株)	<p>(1) 対策本部の設置 KDDI(株)は、警戒宣言が発令された場合には、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。また、被災地の周辺事業所においてもこれと同様の措置をとる。</p> <p>(2) 要員の参集 KDDI(株)は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に則り、警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部若しくは事前に定める拠点に参集する。</p>
ソフトバンク(株)	<p>(1) 防災体制の確立 ソフトバンク(株)は、警戒宣言が発せられた場合には、緊急対策本部を設置し、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。</p> <p>(2) 動員 ソフトバンク(株)は、災害対策本部等に必要な要員については、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。</p>
楽天モバイル(株)	<p>(1) 防災体制の確立 楽天モバイル(株)は、警戒宣言が発令された場合は、対策組織を設置するとともに、国、地方公共団体および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。</p> <p>(2) 動員 対策組織に必要な要員については、参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。</p>
東京電力パワーグリッド(株) 千葉総支社	所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

(3) その他の防災機関

機関名	内 容
その他の防災機関	(1) 所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な措置をとる。 (2) 所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する人員の配備等の基準を定めておくものとする。

第2 警戒宣言の伝達及び広報

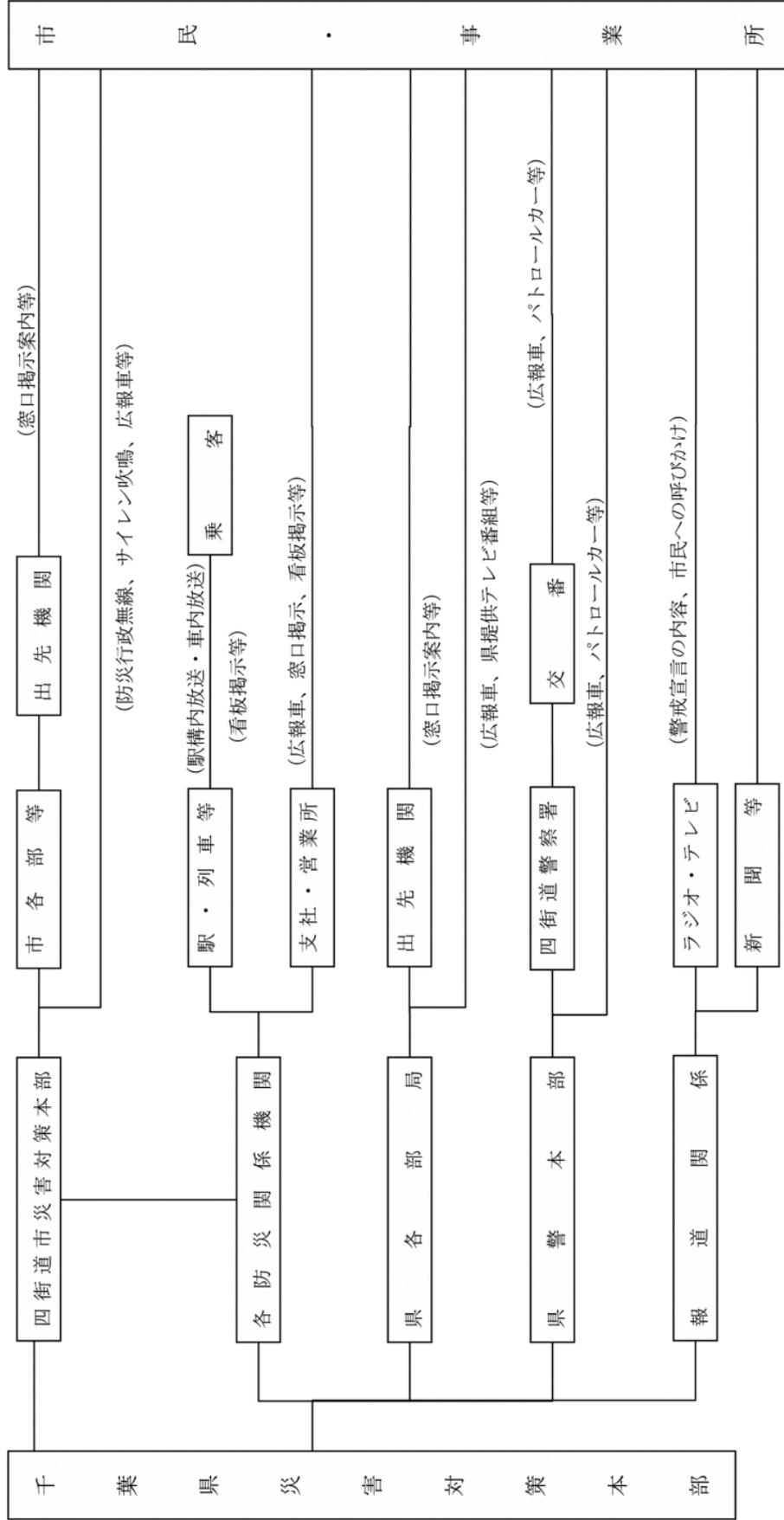
警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、市・各防災関係機関は警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、市民に対する広報を実施する。

1 警戒宣言の伝達

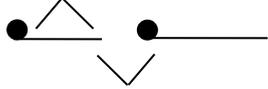
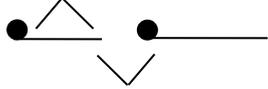
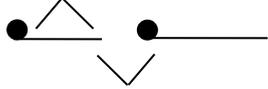
(1) 伝達系統及び伝達手段

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は次のとおりとする。

警戒宣言の伝達系統及び伝達手段（市民・事業所）



(2) 伝達体制

機関名	内 容				
<p>四街道市</p>	<p>1 危機管理監は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、直ちにその旨を市各部等及び防災対策上重要な機関、団体等に対して伝達する。 なお、休日又は退庁後においては、消防本部が県からの通報を受信し市危機管理監に伝達する。</p> <p>2 各部等は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通知を受けたときは、所管業務上必要な関係機関及び施設に伝達する。</p> <p>3 市民に対しては、行政無線及び広報車等により、警戒宣言が発令されたことを伝達する。 (地震防災信号)</p> <table border="1" data-bbox="555 654 1390 927"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 654 970 721">警 鐘</th> <th data-bbox="970 654 1390 721">サイレン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 721 970 927"> <p>(5点)</p>  </td> <td data-bbox="970 721 1390 927"> <p>(約 45 秒)</p>  <p>(約 15 秒)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 警鐘又はサイレンは、適宜の時間を継続すること 2. 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用する。</p>	警 鐘	サイレン	<p>(5点)</p> 	<p>(約 45 秒)</p>  <p>(約 15 秒)</p>
警 鐘	サイレン				
<p>(5点)</p> 	<p>(約 45 秒)</p>  <p>(約 15 秒)</p>				
<p>四街道警察署</p>	<p>警戒宣言の通報を受理したときは、直ちにその旨を交番等に伝達するとともに、住民に対し警察車両の活用等により、警戒宣言が発令された旨の広報を行う。</p>				
<p>東日本旅客鉄道(株) 四街道・物井駅</p>	<p>1 駅部内への情報及び指令の伝達は、構内電話(テレスピ)による。 2 運転中の列車等の乗務員に対しては、駅長が列車の停車を待って速やかに伝達する。 3 駅構内の旅客、公衆に対しては、駅長室から放送する。 4 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し警戒宣言及び地震予知情報等の内容並びに列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止を図る。</p>				
<p>その他の 防災関係機関</p>	<p>情報を受けたときは、直ちに機関内部に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関団体、事業所等に周知する。</p>				

(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。

- ① 警戒宣言、地震予知情報等の内容
- ② 本市に対して予想される影響
- ③ 各防災関係機関がとるべき体制
- ④ その他必要事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市、県及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

なお、各現場において混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災関係機関において必要

な対応及び広報を行うとともに市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

緊急連絡を受けた市災害対策本部及び関係機関は、必要な情報を速やかに市民等に対し周知を図るための広報を行う。

(1) 県における広報

警戒宣言が発せられたときは、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。

なお、特に重要な広報は、広報例文等をあらかじめ定めておくものとする。

① 広報の内容

1) 県民及び事業所のとるべき防災措置

- ア 火の注意
- イ 水のくみおき
- ウ 家具類の転倒防止等
- エ 情報収集

2) 混乱防止のための対応措置

- ア 駅等の混乱防止のための広報
(時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけ、駅等の混乱状況等)
- イ 道路交通の混乱防止のための広報
(走行中の車両の減速走行の呼びかけ、自動車利用の自粛及び中止要請等)
- ウ 電話の輻輳による混乱防止のための広報
(電話利用の自粛要請等)
- エ 買い出し等による混乱防止のための広報
(買い急ぎをする必要のないこと等)
- オ 金融機関等の混乱防止のための広報
(急いで引き出しをする必要のないこと等)

② 広報の実施方法

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼びかけを適宜実施、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む。）を活用する等広報活動を行う。

(2) 市における広報

警戒宣言が発せられたときは、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、市民及び市内各事業所を対象にした広報を県の広報に準じて行う。

なお、特に重要と認められる広報については別に定める。

① 広報の内容

- 1) 警戒宣言の内容の周知徹底
- 2) 火気の使用自粛、水のくみおき、機械器具及び家具類の転倒防止、劇毒物薬品及び火薬類の保全、その他被害を生じると予測されるもの等の防災措置の呼びかけ
- 3) 地域及び各家庭における冷静な対応の呼びかけ
- 4) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- 5) その他必要と認められる事項

② 広報の実施方法

- 1) 防災行政無線による広報の実施
- 2) 広報車による広報の実施
- 3) 防災信号による広報の実施
- 4) 自主防災組織及び区・自治会等を通じた広報活動の実施
- 5) 市ホームページ等インターネットを活用した広報
- 6) その他の方法による広報の実施

(3) 各防災関係機関の広報

各防災関係機関は、市の広報に準じ市民及び施設利用者等に対し広報し周知を図る。

① 広報の内容

- 1) 警戒宣言の内容の周知徹底
- 2) 各防災関係機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力要請
- 3) その他必要と認める事項

② 広報の実施方法

各防災関係機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来者、市民等に対する情報伝達を各機関の実態にあわせ積極的に行う。

第3 警備対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制を発令し、警備本部を設置する。なお、警戒体制下活動として、次の活動を行う。

1 基本的な活動

(1) 要員の招集及び参集

- ① 避難の指示、警告又は誘導
- ② 警備部隊の編成及び事前配置
- ③ 通信機材・装備資器材の重点配備
- ④ 補給の準備
- ⑤ 通信の統制
- ⑥ 管内状況の把握
- ⑦ 交通の規制
- ⑧ 広報

2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

(1) 警備部隊の事前配置

- ① 主要駅等人的の集中が予想される場所
- ② 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
- ③ 京葉臨海石油コンビナート地域における要点
- ④ 災害危険場所
- ⑤ その他必要と認める場所

第4 水防・消防等対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、出火出水及び混乱防止等に関し次の措置を講ずる。

機関名	内 容
危機管理監 都市部	1 水門、樋門の施設の操作を備え、施設の点検整備を行う。 2 水防資機材の点検整備を行う。 3 急傾斜地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備

機関名	内 容
消防本部	<p>1 正確な情報の収集及び伝達 県防災行政無線及び防災関係機関並びにラジオ等により情報を収集するとともに消防無線一斉放送及び内線電話等による部内の伝達体制を確立する。</p> <p>2 火災等防御のための警戒 (1) 消防隊、救急隊の増強参集職員及び出動していない車両をもって消防隊、救急隊の増強隊を編成し、地震に備えるものとする。この増強隊は、消防長が認めた場合以外通常の災害に出場しないものとする。 (2) 市内の状況把握 警戒宣言発令後の市民の動向、主要道路の交通流動状況の把握及び消防水利〔主として防火水槽〕の点検を行うものとする。</p> <p>3 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報 一般市民に対しては、広報車等により広報し、また、危険物保有施設その他の重要防火対象物については電話により ・地震予知情報等の内容 ・必要な応急処置の実施と確認等について指導・連絡する。</p> <p>4 資機材等の点検整備の実施 (1) 庁舎、車両等の防護措置の確認 (2) 車両等の燃料の確保 (3) 各種通信機器の機能点検</p> <p>5 急傾斜地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備</p>
消防団	<p>地震発生時に消防団の有効な活動を図り、地域住民の安全を確保するため、それぞれの地域の状況に応じ主として次のことを実施する。</p> <p>(1) 消防団員の各分団詰所にて待機警戒 (2) 管轄区域内の巡回 (3) 消防水利の確認 (4) 全消防団員の召集</p>

第5 公共輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅ターミナル等においては、大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講ずる。

1 東日本旅客鉄道(株)の措置

(1) 警戒宣言の伝達

- ① 機関内部においては、指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。
- ② 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長が列車の停車を待って速やかに伝達する。
- ③ 旅客等への伝達は次による。
 - 1) 駅においては、警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。
 - 2) 運転中の列車の車掌は、車内の旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

- (2) 混乱防止対策
帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。
- ① JR線の運転計画の概要周知、旅行の自粛及び時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道(株)本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。
 - ② 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して、運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行って理解と協力を要請する。
- (3) 運行方針
- ① 各防災関係機関、報道機関及び東日本旅客鉄道(株)との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。
 - ② 駅構内又は専用回線内に留置されている化成品(危険品)積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。
- (4) 主要駅の対応措置
- ① 帰宅ラッシュに伴う駅構内における混乱防止のため千葉支社社員等を派遣する等して客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察に対し、警備の応援を要請する。
 - ② 旅客の安全を図るため、次の措置を講ずる。
 - 1) 旅客の混雑の状況により適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。
 - 2) 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。
 - 3) 旅客の混乱により、危険となった場合は直ちに列車の運転を中止する。
- (5) 乗車券発売停止
強化地域内着、通過となる乗車券は局長(旅客指令)の指示により発売を中止する。また、状況によっては、警戒本部長の承認によりすべての乗車券の発売を停止し、もし警戒本部長の指示を得ることができないときは、駅長の判断による。なお「強化地域」を通過する特急列車等各列車は、運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取り扱いもする。
- (6) 事故防止
- ① 火気使用禁止
出火防止のため、必要なもの以外は火気を禁止する。また、火気を使用する場合は直ちに消火できるよう監視をおくものとする。
 - ② 危険物等施設の応急措置
危険物等施設は、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取り扱い作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて、取り扱いの停止、制限等の応急措置を実施する。
 - ③ 倒壊、落下物防止
倒壊、又は落下しやすいため危険と認められるものすべて必要な措置をとる。
- (7) 食料及び飲料水の確保
- ① あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係者に対して食料の斡旋及び非常用食料について、災害発生時の協力体制を確保する。
 - ② 区域内の業務用貯水施設を点検確認するとともに緊急貯水措置をとり飲料水及び消防用水の確保に努める。

第6 交通対策

1 交通規制等〈四街道警察署〉

警察署は、警戒宣言時における道路交通の混乱及び発生を防止し、防災機関が行う緊急輸送のための道路の確保を図るとともに、地震発生時における交通対策措置等を円滑に実施するため、次の措置を段階的に行う。

(1) 一般交通規制の実施

災害の規模又は態様により道路における危険防止等のため、必要があると認めるとき道路交通法に基づき交通規制を行う。

(2) 広域交通規制の実施

大震災発生時、県内及び隣接都県における交通の混乱と交通事故等の防止、緊急輸送車両の通行を確保するため、千葉県に指定された広域交通規制対象道路で必要な交通規制を行う。

(3) 交通指導取締等

交通検問所等、主要地点での緊急輸送車両の確認及び交通の指導取締りを行う。

(4) 交通障害の除去

交通障害の除去のため、必要によりレッカー・クレーン等の出動を要請し、早期に障害を排除、原状回復を図る。

(5) 運転者のとるべき措置

警戒制限が発せられた場合において運転者のとるべき措置は、次のとおりとする。

① 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

1) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行すると共にカーラジオ等により継続して地震予知情報等を聴取し、その情報に応じて行動する。

2) 車両を置いて避難するときは、できるだけ路外に停車させ、やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路左側に寄せて停車させ、エンジンキーを付けたままとし、窓は締めドアロックはしない。

② 避難のために車両を使用しないこと。

2 道路管理者のとる措置

機関名	内 容
四街道市	警戒宣言が発せられた場合は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握につとめ必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報交換を行って対策の一本化に努める。 (1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、特に災害時に交通の障害のおそれがある道路・橋梁を重点的に、緊急点検巡視を実施する。 (2) 工事中道路の安全対策 緊急時に支障とならぬよう工事を中止し、安全対策を確立した上で緊急車等の円滑な通行の確保を図る。
国土交通省 関東地方整備局	(1) 警戒宣言が発せられた場合においては、パトロール等により、道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討する。 (2) 県公安委員会が実施する交通規制(特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等)に対する協力等に努める。なお、警戒宣言が発せられた場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを、横断幕等を用いて行う。

機関名	内 容
県・県土整備部 印旛土木事務所	<p>警戒宣言が発せられた場合は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講ずるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。</p> <p>(1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路・橋梁等を重点的に、緊急点検巡視を実施する。</p> <p>(2) 工事中道路の安全対策 緊急時に支障とならぬよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。</p>

第7 上下水道・電気・ガス・通信対策

1 上水道対策 <上下水道部>

(1) 応急給水方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおり供給を継続する。また、住民及び事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動が迅速に遂行し得る体制を確立する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

① 要員の確保

警戒宣言の発令と同時に緊急防災要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、併せて市指定管工事業協同組合に対しても必要に応じて動員するよう要請する。

② 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備を行う。

(3) 施設の保安措置等

① 無線及び電話等の連絡網を確立する。

警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき、直ちに点検確認を実施する。

③ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

④ 配水池の水位は、できるだけ高水位を維持し、住民及び事業所等の緊急貯水に対応できるよう配水圧の調整を行う。

⑤ 緊急防災要員は、直ちに日常作業を中止し、警戒体制に入ると共に、工事現場においても適宜工事を中止して必要な安全措置を講ずる。

(4) 広 報

警戒宣言が発せられた場合、需要家に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。

また、需要家からの問い合わせに対応できるよう受付体制を整える。

広報内容	<p>① 警戒宣言時においても、平常通り水道水の供給が行われていること。</p> <p>② 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること。</p> <p>③ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制</p>
広報手段	<p>① 広報車等による広報。</p> <p>② ホームページによる広報</p>

2 下水道対策 <上下水道部>

(1) 人員の確保、資器材の点検整備等

① 要員の確保

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、施設設備の保全、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

② 資器材の点検整備等

災害に備え、応急対策の実施に必要な資器材、車両等の点検整備を行う。

(2) 施設の保安措置等

① 応急対応要員は、直ちに日常作業を中止し、警戒体制に入ると共に、工事現場においても適宜工事を中止して必要な安全措置を講ずる。

3 電気対策 <東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社>

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資器材の点検整備等

① 要員の確保

② 非常災害対策本(支)部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合等の情報を知ったときは、速やかに事業所に参集する。

③ 資器材の確保

警戒宣言が発せられた場合は、工具、車両、発電機車及び変圧器車等を整備確保して応急出動に備えるとともに手持資器材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報等に基づき電力施設に関する次に掲げる①～③の予防措置を講ずる。この場合において地震発生の危険性に鑑み作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

① 特別巡視及び特別点検等

地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

② 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。また、東日本電信電話(株)、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

③ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

④ 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	① 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターに連絡すること。断線垂下している電線には絶対触らないこと。 ② 屋外へ避難する場合は安全器又はブレーカーを必ず切ること。 ③ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。 ④ その他必要な事項。
広報手段	① 報道機関(テレビ、ラジオ等)による広報 ② 広報車等による広報。

4 ガス対策 <東京ガス㈱・東京ガスネットワーク㈱>

震災によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立するものとする。

特に、ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

(1) 実施担当機関

東京ガス㈱・東京ガスネットワーク㈱防災非常事態対策関係諸規則による。

(2) 非常災害対策

① 動員配備体制

非常災害が発生した場合は、本部長は、必要に応じ、勤務時間外にある社員等に対して即時に出動を命じ、あるいは他の業務に従事中の社員等に対し、その業務を中止して非常事態の対応にあたるよう命ずる。

また、特別編成を必要とする非常災害が予想され又は発生した場合は、当社の非常事態対策関係諸規則並びに対策要綱に基づき動員体制をとり、処理にあたる。

1) 第1次非常体制……第2次非常体制以外の場合

2) 第2次非常体制……当社事業への影響度が特に甚大である場合

② 非常事態の発令及び解除

1) 非常事態が発生または予想される場合、防災供給部は、別途に定める「非常事態対策要綱」で指定する者を通じて、社長に具申するものとする。対策本部の設置は、社長が別に命ずるところによる。

2) 事業所等の長は、緊急を要する場合等必要に応じ、当該所管内の非常体制を発令することができる。

3) 非常事態が発令された場合は、速やかに非常事態対策本部及び非常事態対策支部を設置する。

4) 社長は、災害発生のおそれがなくなった場合又は災害復旧が進行して非常体制を継続する必要がなくなった場合には、非常体制を解除する。

③ 情報収集、連絡体制

災害等の予知情報は、ラジオ、テレビ等で入手するとともに、本社との連絡をとりつつ、非常体制発令準備、その他情報分析を行う。

④ ガス供給遮断対策

ガスの漏洩がある場合は、社内の各班との連携をとり状況に応じて各所のバルブを遮断し、市民に対する二次的災害を防止する。

⑤ 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について適切に広報及び連絡を行い、周知に努める。また、震災時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を行うため、巡回のほか、消防署、四街道警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。供給を停止した場合は、以下について広報及び連絡を行い、周知に努める。

1) ガスメータの復帰操作を試みてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを締め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。

2) ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。

5 通信対策 <東日本電信電話㈱>

警戒宣言の発令にあたっては、情報が正確かつ迅速に伝達され、防災対策上有効に機能されるよう、防災関係機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

- (1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は次による。

 - ① 就労中の社員は原則として引き続き応急対策等所定の業務に従事する。
 - ② 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。
- (2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後は、千葉支店は、速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。なお、千葉支店情報連絡室は、次の場所に設置する。

設置場所：NTT千葉支店災害対策室(NMビル8F)
連絡電話：043-211-8652(代)
- (3) 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

 - ① 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検及び確認。
 - ② 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認。
 - ③ 工事中施設の安全措置。
- (4) 応急対策
 - ① 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

 - 1) 防災関係機関等の重要な通信は最優先で疎通を確保する。
 - 2) 一般通信については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話(緑色・グレー)からの通話は可能な限り、疎通を確保する。
 - ② 電報

非常・緊急電報の取り扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。
- (5) 電話輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛と協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

(広報文)

「〇〇地方の電話は大変混み合っておりかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関等の緊急の通信を確保するため〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

6 通信対策 <(株)NTTドコモ千葉支店>

警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

- (1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話(株)千葉支店に準じる。
- (2) 資機材の点検、確認等
 - ① 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認
 - ② 災害復旧用資機材、車両の確認
 - ③ 工事中施設等の安全対策
- (3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考えで対処する。

 - ① 防災関係機関等の重要な通信は、最優先で疎通を確保する。
 - ② 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

7 通信対策 <KDDI(株)>

警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

- (1) 災害対策本部の設置
警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部および現地対策室を設置する。
- (2) 要員の参集
第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基づき、災害対策本部若しくは参集拠点に参集する。
- (3) 資機材の点検、確認等
設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検確認を行う。
また、局舎、災害復旧用資機材および緊急通行車両の点検確認を行う。
なお、警戒宣言が発せられた際に工事中の施設等がある場合は速やかに安全対策をとるものとする。
- (4) 応急対策
警戒宣言の発令により、通信の輻輳が懸念されることから、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。

8 通信対策 <ソフトバンク(株)>

警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

- (1) 防災体制の確立・動員
必要に応じて、防災業務計画に基づく対策組織を設置する。
必要な要員については、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。
- (2) 災害対策用資機材の配備および確保
重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備し、災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。
- (3) 重要通信の疎通確保
警戒宣言の発令により、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項および「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。

9 通信対策 <楽天モバイル(株)>

警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

- (1) 防災体制の確立
防災業務計画に基づく対策組織を設置する。
- (2) 動員
参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。
- (3) 災害対策用資機材の確保
災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。なお、人員、資機材の緊急輸送、もしくは災害発生後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な車両については、緊急輸送用としての事前届出を実施する。
- (4) 通信の利用制限等の措置
地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を取る。

第8 学校・病院・社会福祉施設対策

1 学校対策

機関名	内 容
教育部	<p>教育部は警戒宣言が発せられた場合には児童、生徒等の安全を確保するとともに学校施設の保全を図るため、市立学校については次のとおり対処する。</p> <p>(1) 警戒宣言発令時は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により下校の措置をとる。</p> <p>(2) 児童、生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。</p> <p>① 通学路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ、保護者の来校を求めて下校させる。</p> <p>② 交通機関を利用している児童、生徒等については、その運行と安全を確かめてから下校させる。</p> <p>(3) 学校に残留し、保護する児童、生徒等(上記①・②以外の者)については人数をあらかじめ把握し、職員の職務内容に従って対処する。</p> <p>(4) 家庭への連絡は、通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。</p> <p>(5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。</p> <p>(6) 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備(理科室・調理室・工作室・戸棚類・下駄箱・がけ下、万年塀・校舎間等)の安全確認をし、必要な措置をとる。</p> <p>(7) 職員はあらかじめ地域防災計画より定められた事務分掌により迅速適切な行動をとる。</p> <p>(8) 地域の関係機関、団体との連携を密にし、対応する。</p>

2 病院対策

機関名	内 容
印旛保健所 (印旛健康福祉センター)	<p>警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては、印旛市郡医師会を通じて県立病院に準じた対応を要請する。</p> <p>(1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。</p> <p>(2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。</p> <p>(3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。</p> <p>(4) 入院患者の安全確保に万全を期す。</p> <p>(5) 建物及び設備の安全点検を行い薬品、危険物等の安全対策を図る。</p> <p>(6) 水及び食料の確保を図る。</p> <p>(7) 救急告示医療機関にあっては救急患者の受入体制を講ずる。</p>

機関名	内 容
健康こども部	<p>警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、印旛保健所(印旛健康福祉センター)の指導により、次の事項を基本方針とし、印旛市郡医師会を通じて民間医療機関に要請する。</p> <p>(1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。</p> <p>(2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。</p> <p>(3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。</p> <p>(4) 入院患者の安全確保に万全を期す。</p> <p>(5) 建物及び設備の安全点検を行い薬品、危険物等の安全対策を図る。</p> <p>(6) 水及び食料の確保を図る。</p> <p>(7) 救急告示医療機関にあつては救急患者の受入体制を講ずる。</p>
印旛市郡医師会	<p>印旛保健所(印旛健康福祉センター)及び市健康こども部からの要請により、会員の各開業医院に対して基本方針を伝達するとともに、発災後に備え四街道市との災害時医療協定が迅速かつ的確に活動できるよう準備する。</p>

3 社会福祉施設対策

機関名	内 容
福祉サービス部 健康こども部	<p>社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要配慮者等の安全を確保するため次の事項を基本としてあらかじめ対応計画を定めておくものとする。</p> <p>(1) 情報の受伝達 施設の長は、警戒宣言が発せられた場合、原則として事業、保育等を中止して、警戒宣言が解除されるまで臨時休園(館)の措置をとる旨、直ちに保護者に伝達する。連絡方法は代替手段を定めておく。</p> <p>(2) 施設の防災点検 応急補修、設備、備品等の転倒、落下の防止措置</p> <p>(3) 出火防止 ① 消火器等の点検 ② 火気使用設備等の使用制限 ③ 緊急貯水等</p> <p>(4) 通所(園)者、入所者等の安全確保、応急救護体制、避難スペースの確保及び食料、飲料、医薬品、衛生材料、生活物資等の確保。</p> <p>(5) 保護者への引き渡し方法 ① 通園バスを使用している園児は、通常運行している道順により指定された地点で保護者に引き渡す。 ② 園児はあらかじめ定めた方法により、利用者名簿を確認のうえ、保護者に引き渡す。 なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。 ③ 保護者への引き渡しが済むまで園児は園で保護する。 ④ 園外における指導時には、速やかに帰園するものとし、帰園後園児を保護者に引き渡す。また、交通機関、道路の状況等によって帰園することが危険と判断される場合は、園に連絡をとり適宜の措置をとる。</p> <p>(6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置 ① 園児の引き渡し方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打合せをする。 ② 職員、園児、保護者等に防災訓練等を通じて、防災教育を行う。</p>

第9 避難対策

1 警戒宣言時の措置

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが地震の発生により斜面・擁壁の崩壊危険が高い地区にあっては、市長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

(1) 指定避難所の確認

- ① 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
- ② 防災設備等を確認する。
- ③ 給食、給水用資機材を確認する。
- ④ 衣料品等生活必需物資を確認する。

(2) 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- ① 避難対象地区の選定
関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、がけ崩れ、山崩れ、地すべり等により災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。
- ② 指定避難所の指定
避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を指定避難所として指定する。
- ③ 避難指示体制の確立
広報無線、広報車等による避難指示伝達体制を確立しておく。
- ④ 情報伝達体制の確立
指定避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。
- ⑤ 要配慮者に対する援護体制の確立
障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を十分理解できない外国人等、災害対応上配慮を必要とする者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立しておく。
- ⑥ 住民に対する周知
避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

機関名	内 容
危機管理監 都市部 消防本部	避難情報の発令 市長は各関係機関と協力して、防災行政無線固定系、広報車等により速やかに避難指示を行う。
危機管理監	防災関係機関に対する周知 指定避難所を開設した場合は、速やかに県、警察署、消防署等関係機関に周知する。
教育部 福祉サービス部 健康こども部 その他関係部署	1 指定避難所の確認 ① 指定避難所の開閉の確認 ② 指定避難所に必要な資機材の確認 ③ 情報収集伝達態勢の確認 2 職員の派遣 指定避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。 3 要配慮者に対する避難措置 障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を十分理解できない外国人等、災害対応上配慮を必要とする者に対しては地域の協力を得て避難させる。

機関名	内 容
上下水道部 地域共創部	1 給水措置 指定避難所で給水活動を行う。 2 給食措置及び生活必需物資の給与 食料が確保できない者に対して給食活動を行うとともに衣料・寝具等生活必需物資の不足する者に対して給与活動を行う。
消防本部	その他 避難終了後、避難対象地区の防火・パトロールを行う。

第10 救護救援・防疫対策

1 救護救援対策

災害発生時における診療体制の維持が不可能となることが予想されるので次のとおり救護対策を講ずる。

機関名	内 容
健康こども部	(1) 警戒宣言が発せられた場合、関係機関との情報交換を密にする。 (2) 救護出動要請に備え、出動準備を整える。 (3) 印旛市郡医師会に対して、出動体制を確立するよう要請する。
印旛市郡医師会	(1) 印旛郡市災害時医療救護活動についての協定に基づく要請があった場合、直ちに出動できるように連絡体制を確保するとともに、医師会員に対して準備するよう指示する。 (2) 発災に備え、医師会員に対して出動準備を指示する。

2 防疫対策

災害発生時における伝染病の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。

機関名	内 容
健康こども部	(1) 保健所が行う検病調査及び健康診断の結果、指示があるので、正確迅速に受理する体制を整える。 (2) 県から感染症予防委員選任の指示があったら選任できるよう準備する。 (3) 印旛市郡医師会に対して予め感染症予防委員の選任に備え、対応を要請する。
環境部	(1) 防疫班を編成し、防疫用の器具、機材の整備及び薬剤備蓄を確認し、出動要請に備え出動準備を整える。 (2) 防疫活動に必要な防疫作業員の出動準備を整える。 (3) 防疫活動に必要な防疫薬剤(主に消毒用乳剤、油剤、クレゾール等)の備蓄量の確認及び必要に応じて購入を手配する。 (4) 防疫活動に必要な車両及び機器の整備又は点検を行う。

3 保健活動対策

(1) 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設 状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意すること。

- (2) 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。
- (3) 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は印旛保健所(印旛健康福祉センター)を通じ県に派遣要請をする。
- (4) 指定避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

機関名	内 容
印旛保健所 (印旛健康福祉センター)	(1) 保健所が行う業務 <ul style="list-style-type: none"> ① 検病調査及び健康診断の必要が予想される為、印旛市郡医師会の協力を得て班(1班の編成、医師1名、保健師又は看護師1名、その他2名)の編成を行う。 ② 災害発生後の防疫情報並びに防疫活動について市に周知徹底を図る。 ③ 防疫活動に必要な人員、資材(主に薬剤、ワクチン等)の輸送は必要に応じ、県の計画に基づく動員指示により行う。 ④ 市が被災地で供給する飲料水の検水準備を行うとともに市に対し飲料水の安全確保について指導する。 (2) 市に対する指導及び指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 感染症予防委員の選任、防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。 ② 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、機材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

第11 その他の対策

1 食料、医薬品等の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護のために、必要な食料、医薬品の確保に努める。

2 緊急輸送の実施準備

警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。

(1) 緊急輸送車両の確保

緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

(2) 燃料の調達

車両に必要な燃料を、燃料販売業者から調達するための準備を行う。

3 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する公共施設等については、原則として開館、開催を自粛するものとする。なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

4 市税の申告、納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における市税の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、市税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

(2) 警戒宣言発令に引き続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

第4節 市民等のとるべき防災措置

東海地震が発生した場合、四街道市域は震度5強程度の揺れとなることが予想される。ところによってはブロック塀、石塀の倒壊、壁の亀裂のほか水道管の亀裂、軟弱地盤の降沈下、がけ崩れ等々の被害が生じ、負傷者等の人的被害の発生が懸念される。

国、県及び市をはじめとする各防災関係機関は、一体となって防災措置を講ずるが、市民、自主防災組織及び各事業所がそれぞれの立場で自主的に防災活動を行うことが重要な役割を果たすこととなる。

そこで、本節では東海地震注意情報発表時並びに警戒宣言発令時において、それぞれとるべき防災措置の基準を示すものとする。

第1 市民のとるべき防災措置と対応

区分	とるべき措置
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 2 電話の使用を自粛する。 3 自家用車の利用を自粛する。 4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 5 不用な預貯金の引き出しを自粛する。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言情報を入手する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市の防災信号(サイレン)等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 (2) 県、市、警察署、消防本部等防災関係機関の関連情報に注意する。 2 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家具、棚等の上の重いものをおろす。 (2) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープをはる。 (3) ベランダの置き物をかたづける。 3 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気の使用を最小限にし、いつでも消火できるようにする。 (2) ガス器具等の安全設備を確認する。 (3) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 (4) 火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。 4 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らないようにする。 6 非常用飲料水、食料を確認する。 7 救急医薬品を確認する。 8 生活必需品を確認する。 9 防災用品を確認する。 10 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 11 自家用車の利用を自粛する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 路上に駐車中の車両は、空地駐車場に移動する。 (2) 走行中の車両は減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 12 幼児、児童、生徒、高齢者等の安全を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 幼児、児童、生徒、高齢者等が安全な場所にいるか確認する。 (2) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は定められた園、学校との打合せ事項に対応措置をとる。 13 エレベーターの使用をさける。

区分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 15 不要な預貯金の引き出しを自粛する。 16 倒壊危険のある地形、建築物から退避する。

第2 自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、区、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区分	とるべき措置
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 2 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	1 自主防災組織の活動体制を確立する。 (1) 自主防災組織の編成を確認する。 (2) 自主防災組織本部を設置する。 (3) 自主防災組織の役割分担を確認する。 2 市、消防本部等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 3 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。 (『第1』を参照のこと) 4 防災資機材等を確認する。 5 幼児、児童、生徒、高齢者等の安全対策措置を呼びかける。 6 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

第3 事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
東海地震注意情報の発表時から警戒宣言が発令されるまで	1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 2 自衛防災体制を準備、確認する。 3 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 4 その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	1 自衛防災組織の活動体制を確認する。 (1) 自衛防災組織の編成を確認する。 (2) 自衛防災本部を設置する。 (3) 自衛防災本部の役割分担を確認する。 2 情報の収集、伝達体制をとる。 市、消防本部等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 3 危険防止措置を確認する。 (1) 施設、設備を確認する。 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。

区分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>4 出火防止措置を確認する。</p> <p>(1) 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。</p> <p>(2) 火器使用場所及び周辺を確認する。</p> <p>(3) 消防水利、機材を確認する。</p> <p>(4) 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>5 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>6 食料品等生活必需物資を販売(取扱い)する事業所においては市民生活の確保と混乱防止のため原則として営業を継続する。</p> <p>7 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため原則として営業を自粛する。</p> <p>8 石油類、火薬類、高圧ガス等出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は原則として自粛する。</p> <p>10 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>11 電話の使用を自粛する。</p> <p>12 県、市、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>13 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>